

図面番号	図面名称	縮尺(A1/A3)	図面番号	図面名称	縮尺(A1/A3)	図面番号	図面名称	縮尺(A1/A3)	図面番号	図面名称	縮尺(A1/A3)
S-000	図面リスト	---	S-051	鉄骨梁横補剛省略工法標準仕様書-1	---						
S-001	構造特記仕様書-1	---	S-052	鉄骨梁横補剛省略工法標準仕様書-2	---						
S-002	構造特記仕様書-2	---	S-053	鉄骨梁横補剛省略工法標準仕様書-3	---						
S-003	構造特記仕様書-3	---	S-054	鉄骨梁横補剛省略工法標準仕様書-4	---						
S-004	構造設計条件	---	S-055	鉄骨梁横補剛省略工法標準仕様書-5	---						
S-005	配筋基準図-1	---	S-056	デッキ複合スラブ設計・施工標準仕様書	---						
S-006	配筋基準図-2	---	S-057	プレストレストコンクリート工事特記仕様書	---						
S-007	配筋基準図-3	---	S-058	PC梁KEYPLAN	---						
S-008	配筋基準図-4	---	S-059	PC梁 断面リスト	1:80/1:160						
S-009	配筋基準図-5	---	S-060	PC梁 軸組配線図(1)	1:80/1:160						
S-010	梁貫通補強要領図	---	S-061	PC梁 軸組配線図(2)	1:80/1:160						
S-011	躯体内埋め込みボックス類及び配管に関する施工標準図	---	S-062	PC梁納まり詳細図-1	1:30/1:60						
S-012	鉄骨標準詳細図-1	---	S-063	PC梁納まり詳細図-2	1:30/1:60						
S-013	鉄骨標準詳細図-2	---	S-064	免震部材基礎リスト-1	1:30/1:60						
S-014	溶接標準図・仕口標準図	---	S-065	免震部材基礎リスト-2	1:30/1:60						
S-015	免震工事特記仕様書-1	---	S-066	免震部材リスト-1	1:20/1:40						
S-016	免震工事特記仕様書-2	---	S-067	免震部材リスト-2	1:20/1:40						
S-017	免震工事特記仕様書-3	---	S-068	免震部材リスト-3	1:20/1:40						
S-018	土質柱状図-1	---	S-069	免震部材リスト-4	1:20/1:40						
S-019	土質柱状図-2	---	S-070	免震部材リスト-5	1:20/1:40						
S-020	想定地質断面図	---	S-071	鉄骨架構詳細図-1	1:30/1:60						
S-021	杭伏図	1:200/1:400	S-072	鉄骨架構詳細図-2	1:30/1:60						
S-022	基礎伏図	1:200/1:400	S-073	雑詳細図-1	1:30/1:60						
S-023	免震層伏図	1:200/1:400	S-074	雑詳細図-2	1:30/1:60						
S-024	免震部材配置図	1:200/1:400	S-075	雑詳細図-3	1:30/1:60						
S-025	1階伏図	1:200/1:400	S-076	雑詳細図-4	1:30/1:60						
S-026	2階伏図	1:200/1:400									
S-027	3階伏図	1:200/1:400	S-081	新東棟 各階伏図・軸組図	1:200/1:400						
S-028	4階伏図	1:200/1:400	S-082	新東棟 部材リスト	1:30/1:60						
S-029	R・PHR階伏図	1:200/1:400	S-083	外構鉄骨 伏図・軸組図・部材リスト	1:100/1:200						
S-030	軸組図-1	1:200/1:400	S-084	地盤改良特記仕様書	---						
S-031	軸組図-2	1:200/1:400									
S-032	軸組図-3	1:200/1:400									
S-033	軸組図-4	1:200/1:400	S-101	山留・構台計画図(1)参考図	1:200/1:400						
S-034	軸組図-5	1:200/1:400	S-102	山留・構台計画図(2)参考図	1:200/1:400						
S-035	軸組図-6	1:200/1:400	S-103	山留・構台計画図(3)参考図	1:200/1:400						
S-036	軸組図-7	1:200/1:400	S-104	既存杭位置図	1:100/1:200						
S-037	軸組図-8	1:200/1:400									
S-038	軸組図-9	1:200/1:400									
S-039	軸組図-10	1:200/1:400									
S-040	軸組図-11	1:200/1:400									
S-041	基礎リスト	1:30/1:60									
S-042	基礎梁・基礎小梁リスト	1:30/1:60									
S-043	擁壁リスト	1:30/1:60									
S-044	RC柱芯線図・リスト	図示									
S-045	鉄骨柱芯線図・リスト	図示									
S-046	RC大梁リスト-1	1:30/1:60									
S-047	RC大梁リスト-2	1:30/1:60									
S-048	RC小梁・壁・スラブリスト	1:30/1:60									
S-049	鉄骨部材リスト	---									
S-050	鉄骨部材継手リスト	---									

建築工事特記仕様書（構造）

00. 特記仕様書（共通・各工事）における各章の取扱い及び適用項目の取扱い
a. 各章は章名の右側に「本節は本工事に適用せず」と明記していない限り適用する。
b. 各節は節名の右側に「本節は本工事に適用せず」と明記していない限り適用する。
c. 節中の番号「01.」は番号の左側に×印が明記されていない限り適用する。
d. 番号「01.」中は※印及び◎印の付いた項目を適用し、×印は適用しない。
e. a. b. c. /1) /：印は事項を表し、事項中の項目は※印または◎印の付いた項目（両方に印のある場合は◎を優先とする。）及び仕様を適用し、「×」印又は「/」は適用しない。事項の左側に×印が記された事項は適用しない。
f. 各節及び番号に記載の（ ）内の表示番号は各工事標準仕様書の項目、表、図を示す。
g. 品質性能上、製造所名を記入する場合は「株式会社」等の記載は省略する。（ ）内は製品名を示す。
h. 特記仕様書中に示す数字の単位は数字の後に特記がない限り「mm(ミリ)」とする。

01. 特記仕様書

02. 特記仕様書、標準仕様書以外の適用(1. 1. 1. 適用範囲)
a. 特記仕様書及び標準仕様書に記載されていない基準等については(社)日本建築学会「建築工事標準仕様書」の最新版による。

0章:共通特記事項 ※下記に示す以外の事項は共通特記仕様書による。

1章:各章共通事項 ※下記に示す以外の事項は共通特記仕様書による。

01. 特記仕様書各章の取扱い及び適用項目の取扱い は共通特記仕様書に示す。

02. 特記仕様書、標準仕様書以外の適用(1. 1. 1. 適用範囲)
a. 特記仕様書及び標準仕様書に記載されていない基準等については(社)日本建築学会「建築工事標準仕様書」の最新版による。

2章:仮設工事「建築工事特記仕様書(意匠)」による

3章:土工事

1節:共通事項
01. 基本要用品質(3. 1. 2) は標準仕様書による。

02. 災害及び公害の防止(3. 1. 3) は標準仕様書による。
--

2節:掘切り等

03. 掘切り(3. 2. 1)
a. 掘切りは工事現場内外に有害な影響を与えないよう、かつ、土砂が崩壊しないよう関係法令等に従い、下記の工法を参考にし、受注者の責任で適切な法面又は山留めを設け、必要に応じて計測を行う。 <div> <div>1) 山留め壁 <ul style="list-style-type: none">※ 法付けオープンカット工法(新東様) <ul style="list-style-type: none">※ 鋼製矢板壁工法(庁舎) <ul style="list-style-type: none">・ 鋼杭横矢板工法 ・ ソイルセメント柱列壁工法 <ul style="list-style-type: none">・ 連続地中壁工法</div> <div> <div>2) 支保工 <ul style="list-style-type: none">・ 自立工法 <ul style="list-style-type: none">※ 水平切ばり工法 <ul style="list-style-type: none">・ 地盤アンカー工法 ・ 逆打ち工法 <ul style="list-style-type: none">・ アイランド工法</div></div></div>

04. 排水(3. 2. 2)
a. 排水により工事現場内外、掘切り底、法面などに有害な影響を与えないように下記の工法を参考にし、受注者の責任で、適切な排水を行う。 <div> <div>1) 排水工法 <ul style="list-style-type: none">※ 釜場排水工法(新東様) <ul style="list-style-type: none">※ ディープウエル排水工法(庁舎) <ul style="list-style-type: none">・ ウェルポイント排水工法 (L=9.5m 削孔径900mm 10か所 運転期間6か月)</div></div>

05. 埋戻し及び盛土(3. 2. 3)
a. 埋戻しの種別 <div> <div>※ A種 山砂の類 <ul style="list-style-type: none">(水締め、機器による締固め) ・ B種 掘切り土の中の良質土 <ul style="list-style-type: none">(機器による締固め) ・ C種 他現場の建設発生土の中の良質土 <ul style="list-style-type: none">(機器による締固め) ・ D種 再生コンクリート砂 <ul style="list-style-type: none">(水締め、機器による締固め)</div> <div> <div>b. 盛土の種別 <ul style="list-style-type: none">※ A種 山砂の類 <ul style="list-style-type: none">(水締め、機器による締固め) ・ B種 掘切り土の中の良質土 <ul style="list-style-type: none">(機器による締固め) ・ C種 他現場の建設発生土の中の良質土 <ul style="list-style-type: none">(機器による締固め) ・ D種 再生コンクリート砂 <ul style="list-style-type: none">(水締め、機器による締固め)</div></div></div>

06. 地均し(3. 2. 4) は標準仕様書による。

07. 建設発生土の処理(3. 2. 5) は標準仕様書による。

3節:山留め
08. 山留めの設置(3. 3. 1) は標準仕様書による。

09. 山留めの管理(3. 3. 2) は標準仕様書による。

10. 山留めの撤去(3. 3. 3) は標準仕様書による。

4節:その他の特記事項
11. 道路補修
工事により破損した構内外の道路は完全補修を行う。

× 12. 地盤改良
a. 工法 <ul style="list-style-type: none">・ 浅層混合処理工法（ ） ・ 深層混合処理工法（ ）
b. 改良範囲 <ul style="list-style-type: none">※ 図示
c. 品質管理(計測、試験等含む) <ul style="list-style-type: none">※ 図示
d. 園化材 <ul style="list-style-type: none">※ セメント系園化材(六価クロム対応型)
e. 施工業者 <ul style="list-style-type: none">：

4章:地業工事

1節:共通事項
01. 基本要用品質(4. 1. 2) は標準仕様書による。

02. 施工一般(4. 1. 3) は標準仕様書による。

2節:試験及び報告書
03. 杭の精度
水平方向の偏心は100mm以下(特記がある場合は特記の値以下)とし、これを超えた場合、受注者は安全及び強度が確保できる処置の検討を行い、監理者に確認の上、監理者の指示を受ける。

04. 試験一般(4. 2. 1) は標準仕様書による。

05. 試験杭(4. 2. 2) は標準仕様書による。

× 06. 杭の載荷試験(4. 2. 3)
a. 杭載荷試験 <div> <div>1) 試験種別 <ul style="list-style-type: none">※ 鉛直載荷試験 <ul style="list-style-type: none">・ 水平載荷試験</div> <div> <div>2) 試験方法 <ul style="list-style-type: none">：</div> <div> <div>3) 試験位置 <ul style="list-style-type: none">※ 図示</div> <div> <div>4) 本数 <ul style="list-style-type: none">※ 本</div> <div> <div>5) 載荷荷重の最大値 <ul style="list-style-type: none">※ kN</div> <div> <div>b. 載荷試験報告書の記載事項は「建築工事監理指針(4. 2. 3)」による。</div></div></div></div></div></div></div>

× 07. 地盤の載荷試験(4. 2. 4)
a. 平板載荷試験 <div> <div>1) 長期設計支持力 <ul style="list-style-type: none">： ※ kN/m²</div> <div> <div>2) 試験位置 <ul style="list-style-type: none">※ 図示</div> <div> <div>3) 箇所数 <ul style="list-style-type: none">： ※ ヶ所</div> <div> <div>4) 試験深さ <ul style="list-style-type: none">※ 図示</div> <div> <div>5) 載荷荷重の最大値 <ul style="list-style-type: none">※ 長期設計支持力の3倍</div> <div> <div>6) 荷重制御 <ul style="list-style-type: none">※ 段階式載荷(単サイクル法) <ul style="list-style-type: none">・ 段階式繰返し載荷(多サイクル法)</div> <div> <div>b. 試験の方法は「敷地調査共通仕様書(4章)7節」による。</div> <div> <div>c. 載荷試験報告書の記載事項は「建築工事監理指針(4. 2. 4)」による。</div></div></div></div></div></div></div></div></div>

× 08. 報告書等(4. 2. 5) は標準仕様書及び監理者の指示による。

3節:既製コンクリート杭地業
09. 既製コンクリート杭地業における施工管理技術者(4. 3. 2) は標準仕様書による。

10. 材料(4. 3. 3)
a. 材料はJIS規格品及び国土交通省告示1113等に定める品質を確保するものとし、規格証明書を監理者に提出して、承諾を受ける。
b. 杭の寸法 <ul style="list-style-type: none">※ 図示
c. 継手の箇所数 <ul style="list-style-type: none">※ 図示
d. 溶接材料及びセメントは標準仕様書による。

× 11. セメントミルク工法(4. 3. 4)
a. 専門工事業者が工事に相当した技術を有していることを証明する資料を監理者に提出すること。
b. 支持地盤の位置及び種類 <ul style="list-style-type: none">※ 図示
c. 試験杭 <div> <div>1) 試験杭 <ul style="list-style-type: none">※ 行う（ ヶ所） <ul style="list-style-type: none">・ 行わない</div> <div> <div>2) 掘削試験 <ul style="list-style-type: none">※ 行う（ ヶ所） <ul style="list-style-type: none">・ 行わない</div> <div> <div>3) 透水試験(掘削孔内の水位観測) <ul style="list-style-type: none">・ 行う（ ヶ所） <ul style="list-style-type: none">※ 行わない</div> <div> <div>d. 本杭 <ul style="list-style-type: none">1) アースオーガーの支持地盤への掘削深さ <ul style="list-style-type: none">・ 1.5m <ul style="list-style-type: none">※ 図示 2) 杭の支持地盤への掘入れ深さ <ul style="list-style-type: none">・ 1.0m以上 <ul style="list-style-type: none">※ 図示</div> <div> <div>e. 杭の水平方向の位置ずれの精度 <ul style="list-style-type: none">※ 100mm以下</div> <div> <div>f. 統合的な管理システム <ul style="list-style-type: none">※ 適用 <ul style="list-style-type: none">・ 適用しない</div> <div> <div>※全ての杭について、積分電流値とN値との比較、及び、セメントミルク注入量を記録し、監理者に提出する。</div></div></div></div></div></div></div></div>

12. 特定埋込杭工法(建築基準法に基づく埋込杭工法)(4. 3. 5)
a. 工法名 <ul style="list-style-type: none">： ※ 中掘拡大根固め工法
b. 支持地盤の位置及び種類 <ul style="list-style-type: none">※ 図示
c. 試験杭 <div> <div>1) 試験杭 <ul style="list-style-type: none">※ 行う（ 2 ヶ所） <ul style="list-style-type: none">・ 行わない</div> <div> <div>2) 掘削試験 <ul style="list-style-type: none">※ 行う（ 2 ヶ所） <ul style="list-style-type: none">・ 行わない</div> <div> <div>3) 透水試験(掘削孔内の水位観測) <ul style="list-style-type: none">・ 行う（ ヶ所） <ul style="list-style-type: none">※ 行わない</div> <div> <div>d. 杭の水平方向の位置ずれの精度 <ul style="list-style-type: none">※ 100mm以下</div> <div> <div>e. 統合的な管理システム <ul style="list-style-type: none">※ 適用 <ul style="list-style-type: none">・ 適用しない</div> <div> <div>※全ての杭について、積分電流値とN値との比較、及び、セメントミルク注入量を記録し、監理者に提出する。</div> <div> <div>f. 根固め部の未固結材料の採取(認定条件とされている工法の場合は、本項の関わりせず実施する。) <ul style="list-style-type: none">1) 試験採取 <ul style="list-style-type: none">※ 行う（ 1 ヶ所） <ul style="list-style-type: none">・ 行わない 2) 本杭施工 <ul style="list-style-type: none">※ 3日材齢の強度に問題が無いことを確認するまでの間、根固め液の注入量を割増しする。 ・ 3日材齢の強度に問題が無いことを確認した後に着手する。</div></div></div></div></div></div></div></div>

13. 継手(4. 3. 6)
a. 継手の工法 <ul style="list-style-type: none">※ 無溶接継手 <ul style="list-style-type: none">・ アーク溶接継手
b. アーク溶接継手部の検査 <ul style="list-style-type: none">※ 外観検査 <ul style="list-style-type: none">100 % ※ 浸透探査試験 <ul style="list-style-type: none">10 %

14. 継手の溶接作業を行う技能資格者(4. 3. 7) は標準仕様書による。
--

15. 杭頭の処理等(4. 3. 8)
a. 杭頭処理方法 <ul style="list-style-type: none">： ※ 切断しない

16. 施工記録(4. 3. 9) は標準仕様書による。

4節:鋼杭地業 「本節は本工事に適用せず」
× 17. 鋼杭地業における施工管理技術者(4. 4. 2) は標準仕様書による。

× 18. 材料(4. 4. 3)
a. 鋼杭の材料 <ul style="list-style-type: none">※ 図示
b. 鋼杭の先端部の形状及び補強 <ul style="list-style-type: none">※ 「標準仕様書」図4. 4. 1及び表4. 4. 2による。

× 19. 特定埋込杭工法(4. 4. 4)
a. 工法名 <ul style="list-style-type: none">：
b. 支持地盤の位置及び種類 <ul style="list-style-type: none">※ 図示
c. 試験杭 <div> <div>1) 試験杭 <ul style="list-style-type: none">※ 行う（ ヶ所） <ul style="list-style-type: none">・ 行わない</div> <div> <div>2) 掘削試験 <ul style="list-style-type: none">※ 行う（ ヶ所） <ul style="list-style-type: none">・ 行わない</div> <div> <div>3) 透水試験(掘削孔内の水位観測) <ul style="list-style-type: none">・ 行う（ ヶ所） <ul style="list-style-type: none">※ 行わない</div> <div> <div>d. 杭の水平方向の位置ずれの精度 <ul style="list-style-type: none">※ 100mm以下</div> <div> <div>e. 統合的な管理システム <ul style="list-style-type: none">※ 適用 <ul style="list-style-type: none">・ 適用しない</div> <div> <div>※全ての杭について、積分電流値とN値との比較、及び、セメントミルク注入量を記録し、監理者に提出する。</div></div></div></div></div></div></div>

20. 継手(4. 4. 5)
a. 継手の工法 <ul style="list-style-type: none">※ 無溶接継手 <ul style="list-style-type: none">・ アーク溶接継手 <ul style="list-style-type: none">・ 高力ボルト接合
b. アーク溶接継手部の検査 <ul style="list-style-type: none">※ 外観検査 <ul style="list-style-type: none">100 % ※ 浸透探査試験 <ul style="list-style-type: none">10 %

× 21. 杭頭の処理等(4. 4. 6)
a. 杭頭処理方法 <ul style="list-style-type: none">※ 指定した高さに切りそろえ

× 22. 施工記録(4. 4. 7) は標準仕様書による。

5節:場所打ちコンクリート杭地業 「本節は本工事に適用せず」
× 23. 一般事項(4. 5. 1)
a. 工法 <ul style="list-style-type: none">・ アースドリル工法 <ul style="list-style-type: none">・ 場所打ち鋼管コンクリート杭工法(建築基準法に基づくもの) ・ リバース工法 <ul style="list-style-type: none">・ オールケーシング工法(ベト工法) ・ 上記4工法と組み合わせた拡底杭工法(建築基準法に基づくもの)

× 24. 場所打ちコンクリート杭地業における施工管理技術者(4. 5. 2) は標準仕様書による。

× 25. 場所打ちコンクリート杭の鉄筋等の溶接作業を行う技能資格者(4. 5. 3) は標準仕様書による。

× 26. 材料その他(4. 5. 4)
a. 鉄筋 <div> <div>1) 鉄筋は標準仕様書 表5. 2. 11による。種類の記号は図示による。</div> <div> <div>2) 帯筋の加工及び組立 <ul style="list-style-type: none">※ 図示</div> <div> <div>3) 鉄筋の最小かぶり厚さ <ul style="list-style-type: none">※ 図示</div> <div> <div>4) 鉄筋かこの補強 <ul style="list-style-type: none">※ 図示</div></div></div></div></div>

× 24. 場所打ちコンクリート杭地業における施工管理技術者(4. 5. 2) は標準仕様書による。
× 25. 場所打ちコンクリート杭の鉄筋等の溶接作業を行う技能資格者(4. 5. 3) は標準仕様書による。
× 26. 材料その他(4. 5. 4)
a. 鉄筋 <div> <div>1) 鉄筋は標準仕様書 表5. 2. 11による。種類の記号は図示による。</div> <div> <div>2) 帯筋の加工及び組立 <ul style="list-style-type: none">※ 図示</div> <div> <div>3) 鉄筋の最小かぶり厚さ <ul style="list-style-type: none">※ 図示</div> <div> <div>4) 鉄筋かこの補強 <ul style="list-style-type: none">※ 図示</div></div></div></div></div>

b. コンクリートの種別 <div> <div>1) 設計基準強度 <ul style="list-style-type: none">： ※ N/mm2</div> <div> <div>2) セメントの種類 <ul style="list-style-type: none">※ 高炉セメントB <ul style="list-style-type: none">・ 普通ポルトランドセメント</div> <div> <div>3) コンクリートの種別 <ul style="list-style-type: none">・ A種 <ul style="list-style-type: none">イ) 水セメント比 <ul style="list-style-type: none">： 60%以下 ロ) スランプ <ul style="list-style-type: none">： 18cm ハ) 粗骨材 <ul style="list-style-type: none">： 25(20) ニ) 単位セメント量 <ul style="list-style-type: none">： 310kg/m³以上 ホ) 適用 <ul style="list-style-type: none">： 無水攪りの場合 ・ B種 <ul style="list-style-type: none">イ) 水セメント比 <ul style="list-style-type: none">： 55%以下 ロ) スランプ <ul style="list-style-type: none">： 18cm ハ) 粗骨材 <ul style="list-style-type: none">： 25(20) ニ) 単位セメント量 <ul style="list-style-type: none">： 340kg/m³以上 ホ) 適用 <ul style="list-style-type: none">： 無水攪り以外の場合</div> <div> <div>4) 注記 <ul style="list-style-type: none">イ) ()内の数字は砕石及び高炉スラグ砕石使用の場合。 ロ) コンクリートの調査管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正值(S)を加えた値とし、3)を満足するように定める。 ハ) 構造体強度補正值(S) <ul style="list-style-type: none">※ 3N/mm2 <ul style="list-style-type: none">・ 0N/mm2 ニ) 場所打ち鋼管コンクリート杭工法及び拡底杭工法(「標準仕様書(4. 5. 6)」を用いる場合は、3)及び4)のハ)は、工法で定められた条件の値とする。</div></div></div></div></div>

c. コンクリートの試験及び検査 <div> <div>1) 配合計画書 <ul style="list-style-type: none">※ コンクリートの調査計画書を提出し、監理者の承諾を受ける。</div> <div> <div>2) 試し練り <ul style="list-style-type: none">イ) 実施の有無 <ul style="list-style-type: none">※ 実施する <ul style="list-style-type: none">・ 実施しない ロ) JIS表示許可工場で製造されるI類コンクリートの場合、省略できる。</div> <div> <div>3) 監理者の立会い <ul style="list-style-type: none">・ 要 <ul style="list-style-type: none">※ 不要</div> <div> <div>4) 使用材料は下記の材料の試験結果を提出し監理者の承諾を受ける。 <ul style="list-style-type: none">※ セメント <ul style="list-style-type: none">※ 骨材 <ul style="list-style-type: none">※ 水 <ul style="list-style-type: none">※ 混和材料</div> <div> <div>5) フレッシュコンクリートの試験 <ul style="list-style-type: none">フレッシュコンクリートの試験は「標準仕様書(6. 9. 2)」による。なお、スランプ試験は、杭1本ごとに最初の運搬車についても行う。</div> <div> <div>6) 圧縮強度試験 <ul style="list-style-type: none">杭の構造体コンクリート強度の試験は「標準仕様書(6. 9. 3)」による。ただし、供試体の養生は標準養生とする。</div></div></div></div></div></div></div>

× 27. アースドリル工法、リバース工法及びオールケーシング工法(4. 5. 5)
a. 工法 <ul style="list-style-type: none">：
b. 支持地盤の位置及び土質 <ul style="list-style-type: none">※ 図示
c. 試験杭 <ul style="list-style-type: none">※ 行う（ ヶ所） <ul style="list-style-type: none">・ 行わない
d. 本杭 <div> <div>1) 安定液 <ul style="list-style-type: none">※ 使用する <ul style="list-style-type: none">・ 使用しない</div> <div> <div>2) 孔内超音波試験 <ul style="list-style-type: none">※ 行う（ ヶ所） <ul style="list-style-type: none">・ 行わない</div> <div> <div>e. 杭の水平方向の位置ずれの精度 <ul style="list-style-type: none">※ 100mm以下</div></div></div></div>

× 28. 場所打ち鋼管コンクリート杭工法及び拡底杭工法(4. 5. 6)
a. 工法 <ul style="list-style-type: none">：
b. 支持地盤の位置及び土質 <ul style="list-style-type: none">※ 図示
c. 試験杭 <ul style="list-style-type: none">※ 行う（ ヶ所） <ul style="list-style-type: none">・ 行わない
d. 本杭 <div> <div>1) 安定液 <ul style="list-style-type: none">※ 使用する <ul style="list-style-type: none">・ 使用しない</div> <div> <div>2) 孔内超音波試験 <ul style="list-style-type: none">※ 行う（ ヶ所） <ul style="list-style-type: none">・ 行わない</div> <div> <div>e. 杭の水平方向の位置ずれの精度 <ul style="list-style-type: none">※ 100mm以下</div></div></div></div>

× 29. 杭頭の処理(4. 5. 7) は標準仕様書による。
× 30. 施工記録(4. 5. 8) は標準仕様書による。
a. 全ての杭について標準仕様書に定める事項を観察、確認又は計測し、記録する。
6節:砂利、砂、砕コンクリート地業等
31. 材料(4. 6. 2) は標準仕様書による。
32. 砂利及び砂地業(4. 6. 3)
a. 範囲及び厚さ <ul style="list-style-type: none">※ 図示
33. 砕コンクリート地業(4. 6. 4)
a. 範囲及び厚さ <ul style="list-style-type: none">※ 図示
34. 床下防湿層(4. 6. 5)
a. 適用及び範囲 <ul style="list-style-type: none">： 意匠図による。
b. 材料 <ul style="list-style-type: none">： JIS Z 1702 による包装用ポリエチレンフィルム厚0. 15mm以上。
c. 位置 <ul style="list-style-type: none">： 建物内の土に接する床版(土間コンクリートを含む)の直下。ただし、断熱材がある場合は断熱材の直下。

× 29. 杭頭の処理(4. 5. 7) は標準仕様書による。
--

× 30. 施工記録(4. 5. 8) は標準仕様書による。
a. 全ての杭について標準仕様書に定める事項を観察、確認又は計測し、記録する。

31. 材料(4. 6. 2) は標準仕様書による。
32. 砂利及び砂地業(4. 6. 3)
a. 範囲及び厚さ <ul style="list-style-type: none">※ 図示
33. 砕コンクリート地業(4. 6. 4)
a. 範囲及び厚さ <ul style="list-style-type: none">※ 図示
34. 床下防湿層(4. 6. 5)
a. 適用及び範囲 <ul style="list-style-type: none">： 意匠図による。
b. 材料 <ul style="list-style-type: none">： JIS Z 1702 による包装用ポリエチレンフィルム厚0. 15mm以上。
c. 位置 <ul style="list-style-type: none">： 建物内の土に接する床版(土間コンクリートを含む)の直下。ただし、断熱材がある場合は断熱材の直下。

32. 砂利及び砂地業(4. 6. 3)
a. 範囲及び厚さ <ul style="list-style-type: none">※ 図示
33. 砕コンクリート地業(4. 6. 4)
a. 範囲及び厚さ <ul style="list-style-type: none">※ 図示
34. 床下防湿層(4. 6. 5)
a. 適用及び範囲 <ul style="list-style-type: none">： 意匠図による。
b. 材料 <ul style="list-style-type: none">： JIS Z 1702 による包装用ポリエチレンフィルム厚0. 15mm以上。
c. 位置 <ul style="list-style-type: none">： 建物内の土に接する床版(土間コンクリートを含む)の直下。ただし、断熱材がある場合は断熱材の直下。

35. 施工記録(4. 6. 6) は整理方針書による。

× 36. ラップルコンクリート地業
a. 範囲及び深さ <ul style="list-style-type: none">※ 図示
b. 支持地盤 <ul style="list-style-type: none">※ 図示
c. 型枠 <ul style="list-style-type: none">※ 使用する <ul style="list-style-type: none">・ 使用しない

5章:鉄筋工事
1節:共通事項

01. 基本要用品質(5. 1. 2) は標準仕様書による。

02. 配筋検査(5. 1. 3)
a. コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり厚さ、間隔、相互のあき、位置等について監理者の確認を受ける。
b. 監理者が確認する箇所、範囲及び確認方法は監理方針書による。
c. 受注者は、監理者が実施する配筋確認に先立ち、下請け業者が行う検査とは別に配筋について全数自主検査を行い、記録を作成する。

2節:材料
03. 鉄筋(5. 2. 1)
a. 鉄筋の種類と径は、図示による。
b. 材料はJIS規格品及び建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けたせん断補強筋とし、規格証明書を監理者に提出し、承諾を受ける。
c. 認定品 <div> <div>1) 名称 <ul style="list-style-type: none">：</div> <div> <div>2) 認定番号 <ul style="list-style-type: none">：</div></div></div>

04. 溶接金網(5. 2. 2)
a. 種類 <div> <div>1) 線径 6φ 網目100×100 <ul style="list-style-type: none">： 防水押えコンクリート補強筋、嵩上げコンクリート補強筋</div> <div> <div>2) 線径 3. 2φ 網目100×100 <ul style="list-style-type: none">：</div> <div> <div>3) 線径 D10 網目100×100 <ul style="list-style-type: none">：</div> <div> <div>b. 溶接金網はJIS G 3551の規格品とする。</div> <div> <div>c. 鉄筋格子は</div></div></div></div></div></div>

ハ) 引張試験	: 1検査ロット当たり	箇所	％
二) 試験方法	: JRS 0003, JIS Z 2241		
g. 検査会社	: (社)日本鉄筋協会認定の優良鉄筋継手部検査会社又は登録鉄筋継手部検査会社		

6節:溶接継手	「本節は本工事に適用せず」
× 17. 溶接継手の作業を行う技能資格者(5. 6. 2)は標準仕様書及び各工法の規定による。	

× 18. 溶接継手(5. 6. 3). 安全せ溶接			
溶接継手は建設省告示第1463号(H12.5.31)に適合するものとする。また、継手等級はA級とする。			
a. 継手工法	: A級評定取得工法		
b. 継手施工者	: (社)日本鉄筋継手協会の認定又は(財)日本建築センターによって評定されたA級継手溶接施工会社が行うこと。		
c. 溶接技能者	: (社)日本鉄筋継手協会が認証する溶接溶接資格を保有する者とする。		
d. 施工前試験	: (社)日本鉄筋継手協会「鉄筋継手工事標準仕様書 溶接継手工事」(最新版)による。		
e. 継手部の検査			
1) 自主検査			
イ) 外観試験	: 全数(目視、必要に応じて計測を行う)		
2) 第三者検査			
イ) 外観試験	: 全数(目視又は計測)		
ロ) 超音波探傷試験	: 1検査ロット当たり	※ 30箇所	％
ハ) 引張試験	: 1検査ロット当たり	箇所	％
	1検査ロットは同一作業班が同一日に作業した継手箇所で200箇所以内とする。		
二) 試験方法	: JRS 0003, JIS Z 2241		
f. 検査会社	: (社)日本鉄筋継手協会認定の優良鉄筋継手部検査会社又は登録鉄筋継手部検査会社		

19. 溶接継手(5. 6. 3). 重ねアーク溶接 .D16以下の細径鉄筋に適用する。	
溶接継手は建設省告示第1463号(H12.5.31)に適合するものとする。	
a. 溶接技能者	※ 標準仕様書(7. 6. 3)による。
b. 溶接施工	※ 標準仕様書(7. 6. 7)による。
c. 継手部の検査(自主検査)	※ 全数(外観目視、必要に応じて計測を行う)

7節:機械式鉄筋定着工法	「本節は本工事に適用せず」			
× 20. 機械式定着工法は建設技術審査証明を取得した工法とする。				
a. 工法	※			
b. 定着施工者	: 工法の規定による			
c. 定着部の検査				
1) 自主検査	イ) 外観試験	: 全数(目視、必要に応じて計測を行う)		
2) 第三者検査	イ) 外観試験	: 全数(目視又は計測)		
	ロ) 超音波測定試験	: 1検査ロット当たり	※ 10箇所	％

6章:コンクリート工事

1節:共通事項

01. 基本要求品質(6. 1. 2)は、標準仕様書による。

2節:コンクリートの種類及び品質		
02. コンクリートの種類(6. 2. 1)		
a. コンクリートの気乾単位容積質量による種類	※ 普通	・ 軽量
b. コンクリートの種類及び適用箇所	※ 特記仕様書	・ 標準仕様書
c. コンクリートの種別	※ I類	・ II類

03. コンクリートの強度(6. 2. 2)、気乾単位容積質量(6. 2. 3)、ワーカビリティ及びスランプ(6. 2. 4)		
a. コンクリートの強度	◎ 特記仕様書	・ 標準仕様書
b. 気乾単位容積質量	※ 特記仕様書	・ 標準仕様書
c. ワーカビリティ及びスランプ	※ 特記仕様書	・ 標準仕様書

04. 構造体コンクリートの仕上り(6. 2. 5)		
a. 部材の位置及び断面寸法の許容差	・ 特記仕様書	※ 標準仕様書
b. コンクリートの仕上りの平たんだの種別	※ 意匠図	・

3節:コンクリートの材料及び調合					
05. コンクリートの材料(6. 3. 1)					
a. セメント					
1) 種類	※ ポルトランドセメント(JIS R 5210)	※ 普通	・ 早強	・ 中康熟	・ 低熱
	・ 高炉セメント(JIS R 5211)	・ A種	※ B種	・ C種	
2) 適用箇所	:				

b. 骨材		
1) 粗骨材の種類及び最大寸法	※ 砂利25mm、砕石・高炉スラグ砕石20mm	
	・ 砂利40mm、砕石・高炉スラグ砕石25mm	
	・ 人工軽量骨材15mm(軽量コンクリート)	
2) 骨材のアルカリ反応性による区分	※ 区分A	・ 区分B
3) 細骨材の塩化物質(NaCl換算)	※ 0.04%以下	・ 0.01%以下
c. 水	※ 標準仕様書	
d. 混和材料	※ 標準仕様書	

06. コンクリートの調合(6. 3. 2)		
a. 材料及び調合の条件	※ 特記仕様書	・ 標準仕様書

4節:レディーミクストコンクリート工場の選定、コンクリートの製造及び運搬
07. レディーミクストコンクリート工場の選定、発注及び運搬(6. 4. 1～6. 4. 3)は標準仕様書による。

5節:コンクリートの品質管理
08. コンクリートの品質管理(6. 5. 1～6. 5. 5)

a. 設計基準強度と適用箇所		
: 設計基準強度 / 気乾比重 / スランプ / 空気量 / 適用箇所		
[30 N/mm ²] [2.3程度] [[15 cm] [4.5 %] [庁舎:基礎～1階床スラブ]]		
[36 N/mm ²] [2.3程度] [[18 cm] [4.5 %] [庁舎:1階立上り及び2階床スラブ]]		
[24 N/mm ²] [2.3程度] [[18 cm] [4.5 %] [庁舎:3階床以上各階床・立上り・機械基礎]]		
[27 N/mm ²] [2.3程度] [[15 cm] [4.5 %] [新築棟:基礎～1階床スラブ]]		
[27 N/mm ²] [2.3程度] [[18 cm] [4.5 %] [新築棟:1階立上り及び以上]]		
[21 N/mm ²] [2.3程度] [[15 cm] [4.5 %] [外構、駐輪場・車寄せ屋根等基礎]]		
※ 調合管理強度は、設計基準強度(F _{cd})に構造体強度補正値(S)を加えた値。かつ、コンクリートの品質に関する規定を満たすこと。(以下のコンクリートに共通とする。)		
※ 調合強度は、調合管理強度に、強度のばらつきを表す標準偏差に許容不良率に応じた正規偏差を乗じた値を加えたものとする。(以下のコンクリートに共通とする。)		
b. 水セメント比	※ 65%以下	・ 60%以下
c. 単位水量	※ 175kg/m ³ 以下	・ 185kg/m ³ 以下
d. 単位セメント量	※ 270kg/m ³ 以上	
e. 混和材料	※ AE減水剤	
	※ 高性能AE減水剤	[適用箇所: 全て、ただしa～dの数値を満たせる場合はAE減水剤のみ]
	※ 躯体防水混和剤	[適用箇所: 庁舎:耐圧版、地下外周基礎梁、擁壁] ※スポン同等品20kg/m ³
	※ 膨張剤	[適用箇所: 同上]

f. 塩化物質及びアルカリ総量	
1) コンクリートに含まれる塩化物質	※ コンクリートに含まれる塩化物質は、塩化物質イオン量として0. 30kg/m ³ 以下とする。
2) アルカリ骨材反応対策	※ アルカリシリカ反応性試験の結果で無害と確認された骨材を使用する。
	・ 低アルカリ形のポルトランドセメントを使用する。
	・ コンクリート1m ³ に含まれるアルカリ総量をNa ₂ O換算で3. 0kg以下にする。
	・ アルカリ骨材反応抑制効果の確認された混合セメントを使用する。

6節:コンクリートの工事現場内運搬、打込み及び締固め
09. 工事現場内運搬(6. 6. 1)、コンクリートの練混ぜから打込み終了までの時間(6. 6. 2)、打込み(6. 6. 3)打振ぎ(6. 6. 4)、締固め(6. 6. 5)、上面の仕上げ(6. 6. 6)、打込み後の確認等(6. 6. 7)は標準仕様書による。

7節:養生
10. 養生温度(6. 7. 1)、湿潤養生(6. 7. 2)、振動及び外力からの保護(6. 7. 3)は標準仕様書による。

8節:型枠			
11. 型枠一般(6. 8. 1)			
a. 打放し仕上げの打増し厚さは13. 型枠の加工及び組立)及び図示による。			
b. 及び割れ誘発目地の位置、形状、寸法は図示による。			
c. 床型枠用鋼製デッキプレートの梁側面の増打ち処理	デッキプレートを支える梁の側面の打増し厚	※ 10mm	・ 20mm

12. 材料(6. 8. 2)			
a. せき板の材料			
せき板(一般・曲面)の材料は、コンクリート打放し仕上げの場合は、コンクリート表面の仕上り程度に見合ったものとする。コンクリート打放し仕上げ以外の場合は普通型枠(JASコンクリート型枠用合板 B-C 厚12mm)とする。			
	※ JASコンクリート型枠用合板 表面加工品	※ 厚12mm	・ 厚15mm
	※ JASコンクリート型枠用合板 B-C 厚12mm		
b. 床型枠用鋼製デッキプレート	: 規格は「7章:鉄骨工事」による		
c. ラスタイプ	:		
d. 線甲板型枠	:		
e. 円柱型枠	: ボイド	・ 合板	
f. 断熱材兼用型枠材	:		
g. MCR工法用シート	: 適用	※ 適用しない	
h. 配管用のスリーブ材料			
1) 柱及び梁以外の箇所で開口補強が不要であり、かつ、スリーブ径が200mm以下の部分	※ 紙チューブ	・	
2) 外壁の地中部分等水密を要する部分	※ つば付き鋼管	・	
3) 地中部分で水密を要しない部分	※ 硬質ポリ塩化ビニル管	・	
4) 上記1. 2以外の部分	※ 溶融亜鉛めっき鋼板加工品	・	
	※硬質ポリ塩化ビニル管は防火区画に使用しない。		

13. 型枠の加工及び組立(6. 8. 3)は意匠図による。
14. 型枠の存置期間及び取外し(6. 8. 4)、型枠締付け金物等の措置(6. 8. 5)は標準仕様書による。

a. 支柱の最小存置期間を圧縮強度により定める場合はコンクリートの試験結果及び安全を確認するための資料(構造計算)を監理者へ提出し、承諾を受けること。

15. 目地				
a. 構造スリット	※ 壁全貫通タイプとし、スリット材は不燃タイプとする。			
	※ 図示(構造図)			
1) 検査報告	報告書作成	※ 要	・ 不要	
	写真添付	※ 要	・ 不要	
2) 検査方法	※ 目視	・ 計測		
3) 検査箇所数	※ 全数	箇所		
4) 取付時検査項目	形式	※ 完全スリット		
	形状	※ 厚さ	※ 深さ	
	位置	※ 使用部位	※ 取付状態	
	仕様	※ 耐火	※ 防水	・ 遮音
	配筋	※ 要(目視)		
5) 打設後検査項目	施工状況	※ 位置	※ 曲がり	
	型枠脱形後、受注者は全数検査を行い、監理者に報告すること。			

b. 仕様及び製造所(製品名)	
1) 鉛直:外部	: スリット同等品
2) 鉛直:内部	: スリット同等品
3) 水平	: スリット同等品

16. 止水板		
a. フチルゴム系止水板		
1) 仕様	※ 200×6	
2) 適用箇所	※ 土に接する部分の打継部	※ 水槽の打継部
3) 備考	※ 鉄板入り	
b. 水膨張性ゴムシール		
1) 仕様	・ 20×10	
2) 適用箇所	・ 土に接する部分の打継部	・ 水槽の打継部
3) 備考	:	

9節:試験等
17. 試験(6. 9. 1～6. 9. 5)

a. 計画調合				
1) 配合計画書	: コンクリートの配合計画書を提出し、監理者の承諾を受ける。			
2) 試し練り				
イ) 実施の有無	※ 実施する	・ 実施しない		
ロ) JIS表示許可工場で製造されるI類コンクリートの場合、省略できる。				
3) 監理者の立会い確認	※ 要	・ 不要		
4) 使用材料は下記の材料の試験結果を提出し監理者の承諾を受ける。				
	※セメント	※骨材	※水	※混和材料
b. フレッシュコンクリートの試験				
※ スランプ				
: 試験時期又は回数	: 下記d項及びe項による。また、打込み中に品質変化が認められた場合。			
※ 空気量				
: 試験時期又は回数	: 下記d項及びe項による。また、打込み中に品質変化が認められた場合。			
※ 単位容積質量				
: 試験時期又は回数	: 普通コンクリートの場合	: 必要が生じた場合		
	: 軽量コンクリートの場合	: 下記d項による。		
※ 温度				
: 試験時期又は回数	: 気温25℃を超える場合、寒中コンクリートを用いる場合その他必要が生じた場合			
※ 塩化物質				
: 試験時期又は回数	: コンクリートの種類が異なるごとに1日1回以上とし、打込み当初及び1日の計画打込み量が150m ³ を超える場合は、150m ³ 以下にほぼ均等に分割した単位ごとに1回以上。			

・ 単位水量		
イ) 単位水量試験	・ 実施する	※ 実施しない
ロ) 試験方法	※ エアメータ法	・ 電子レンジ法

c. コンクリートの強度試験	
1) 一般の場合	
※ 調合管理強度の判定	
イ) 養生方法	: 標準養生(JIS A 1132)に基づき、20±2℃の水中養生)
ロ) 材齢	: 28日
※ 型枠取外し時期の決定	
イ) 養生方法	: 工事現場における水中養生又は封かん養生
ロ) 材齢	: 必要に応じて定める。
※ 構造体コンクリート強度の判定	
1) 現場水中養生	
イ) 養生方法	: 工事現場における水中養生
ロ) 材齢	: 28日
2) 現場封かん養生	
イ) 養生方法	: 工事現場における封かん養生
ロ) 材齢	: 28日及び28日を超え91日以内
3) 標準養生	
イ) 養生方法	: 標準養生(JIS A 1132)に基づき、20±2℃の水中養生)
ロ) 材齢	: 28日
2) 寒中コンクリートの場合	
※ 調合管理強度の判定	
イ) 養生方法	: 標準養生(JIS A 1132)に基づき、20±2℃の水中養生)
ロ) 材齢	: 28日
※ 初期養生切り時期の決定	
イ) 養生方法	: 工事現場における封かん養生を、構造物の内側において行う。
ロ) 材齢	: 状況に応じて定める。
※ 型枠取外し時期決定試験	
イ) 養生方法	: 工事現場における封かん養生を、構造物の内側において行う。
ロ) 材齢	: 必要に応じて定める。
※ 構造体コンクリート強度の判定	
イ) 養生方法	: 工事現場における封かん養生を、構造物の内側において行う。
ロ) 材齢	: 28日及び28日を超え91日以内
d. 試験の頻度	
※ 調合管理強度の判定、構造体コンクリートの判定の頻度は打込み日ごと、打込み工区ごと、かつ、150m ³ 以下にほぼ均等に分割した単位ごとに行う。	
e. 供試体の個数及び供試体の作成方法	
※ 1回の試験の供試体の個数は、調合管理強度の判定用、構造体コンクリートの判定用、型枠取り外し時期の決定用とし、養生方法、材齢に応じて各3個とする。	
※ 調合管理強度の判定用:1台の運搬車から採取した試料で同時に3個の供試体を作成する。構造体コンクリートの判定用、型枠取り外し時期の決定用:適切な間隔をあげた3台の運搬車から、それぞれ試料を採取し、1台につき1個(合計3個)の供試体を作成する。	
f. 試験機関等	
※ 試験機関は原則として公的機関または第三者検査会社とする。	
※ 行政指導によって試験・検査の内容、試験機関等について指導された場合はそれに従る。	
※ 試験体の採取業者については監理者の承諾を受ける。	

18. 構造体コンクリートの仕上りの確認(6. 9. 6)は標準仕様書による。

10節:軽量コンクリート		
× 19. 軽量コンクリート(6. 10. 1～6. 10. 5)		
a. 設計基準強度と適用箇所		
: 種別 / 設計基準強度 / 気乾比重 / スランプ / 空気量 / 適用箇所		
[1種] [N/mm ²] [1.8～2.1] [cm] [5.0%] []		
[2種] [N/mm ²] [1.4～1.8] [cm] [5.0%] []		
b. 水セメント比	※ 55%以下	・ %以下
c. 単位水量	※ 175kg/m ³ 以下	・ 185 kg/m ³ 以下
d. 単位セメント量	※ 320kg/m ³ 以上	・ 340 kg/m ³ 以上
e. 混和材料	※ AE減水剤	
	・ 高性能AE減水剤	[適用箇所:]

11節:寒中コンクリート
× 20. 寒中コンクリート(6. 11. 1～6. 11. 6)

a. 適用期間	: 日平均気温が4℃以下の間又は91日間の積算温度が840° DDを下回る期間	
b. 調合管理強度を定める材齢	※ 28日材齢	
c. 調合強度の決め方	※ 調合管理強度及び調合強度による方法	・ 積算温度をもとに定める方法
d. 水セメント比	※ 60%以下	・ %以下
e. 初期養生期間	※ 圧縮強度が9N/mm ² に達するまで	・ 打設の日から 日間

12節:暑中コンクリート
21. 暑中におけるコンクリートの取り扱い(6. 12. 1～6. 12. 4)は、標準仕様書による。

13節:マスコングリート	
	※

22. マスコングリート(6. 13. 1～6. 13. 5)

a. 適用箇所	: 庁舎:基礎・基礎梁		
b. セメントの種類	※ 普通ポルトランドセメント	・ 中康熟ポルトランドセメント	※ 低熟ポルトランドセメント
	※ 高炉セメントB種	・ フライアッシュセメントB種	
	(温度応力解析にてひび割れ等の検証を行った場合のみ普通ポルトランドセメント採用を可とする。)		
c. 混和材料			
1) 混和剤の種類	※ AE減水剤 (JIS A 6204)	※ 高性能AE減水剤 (JIS A 6204)	
2) 混和剤を使用する場合は、JIS A 6201(コンクリート用フライアッシュ)によるフライアッシュのII種又はJIS A 6206(コンクリート用高炉スラグ微粉材)による高炉スラグ微粉末の3000若しくは4000とする。			
d. 単位セメント量	: 品質が得られる範囲内で少なくとも下記に試し練り定める。		
e. スランプ	※ 15cm以下	・ cm以下	
f. 調合強度を決める材齢	※ 28日		
g. 荷印時のコンクリート温度	※ 35℃以下	・ ℃以下	
h. 温度応力解析	※ 適用する	・ 適用しない	
i. コンクリートの温度測定			
1)測定箇所	: 庁舎:基礎・基礎梁		
2)測定点	: 各3点		
3)測定期間	: 日間		

14節:無筋コンクリート
23. 無筋コンクリート(6. 14. 1～6. 14. 3)

構造体強度補正値(S)は、適用しない。	
a. 普通コンクリート	
: 設計基準強度 / スランプ / 適用箇所	
[18 N/mm ²] [15 cm] [捨てコンクリート]]	
[18 N/mm ²] [18 cm] [防水押えコンクリート、嵩上げコンクリート]]	

b. 軽量コンクリート	
: 設計基準強度 / 気乾比重 / スランプ / 適用箇所	
[18 N/mm ²] [] [[cm] [[防水押えコンクリート、嵩上げコンクリート]]]	

15節:流動化コンクリート
24. 流動化コンクリート(6. 15. 1～6. 15. 4)

a. スランプと適用箇所	
: ベースコンクリート / 流動化コンクリート / 適用箇所	
[15 cm] [[

11. スタッド(7. 2. 8)			
a. 頭付きスタッド			
イ) 材質	※	JIS B 1198	
ロ) 径・長さ	※	図示	
ハ) 使用箇所	※	図示	
b. 異形筋スタッド			
イ) 材質	※	機械的性質はJIS G 3112のSD295A、SD345と同等品	
ロ) 径・長さ	※	図示	
ハ) 使用箇所	※	図示	

12. 柱底均しモルタル(7. 2. 9)			
a. 品質及び試験方法			
※	標準仕様書	表7. 2. 5	・ 図示
b. 無収縮モルタルの品質試験			
※	行う	※	行わない
c. 品質の試験を行わない場合は、メーカー試験成績表を提出し、材料配合の管理を行う事。			

13. 材料試験等(7. 2. 10)			
a. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。			
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格品証明書とする。			
c. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験は標準仕様書による。			
・ 行う ※ 行わない			

14. 工作一般(7. 3. 1～7. 3. 11)			
a. 現寸図			
※	作成する	・	作成しない
b. ボルトのゲージ、ピッチ、ヘリあき等			
※	図示		
c. 鉄骨の製作精度			
※	JASS 6及び鉄骨精度測定指針による。		
※	告示1484号による。		
※	「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」(独立行政法人建築研究所監修)による。		
d. 仮設のため、鉄骨に補助材の取付け、貫通孔の設置等の必要がある場合は、監理者の承諾を得ること。			
仮設のため、鉄骨に補助材を溶接する場合は、標準仕様書(7. 6. 9)に準ずる。			
e. 仮組の実施			
※	行う(施工計画書作成)	※	行わない
f. 寸法精度の受入検査方法			
1) JASS 6及び鉄骨精度測定指針			
※	書類検査1	・	書類検査1+対物検査2
尚、書類検査1の場合、製品検査時に抜き取りによる対物検査を行うものとし、検査者は監理者と協議する。			
2) 検査項目			
※	柱の長さ、階高、仕口の長さ、柱のせい、仕口のせい、梁の長さ、梁のせい		
※	JASS6 付則6 付表4	に該当する全ての項目と	監理者と協議する。
g. 梁貫通補強			
※	建築工事とし、該当する意匠図・構造図・電気設備図及び機械設備図による。		

15. 高力ボルト接合(7. 4. 1～7. 4. 9)			
a. すべり係数試験			
1) 試験の実施			
※	行う	※	行わない
2) 試験方法			
※	鉄骨工事技術指針(日本建築学会)による。		
3) 試験片の摩擦面の状態			
※	工事で採用する摩擦面の処理方法による		
b. 締付けの確認			
※	締付け確認の記録により、監理者の確認を受ける。		

16. 普通ボルト接合(7. 5. 1～7. 5. 2)は標準仕様書による。			
--	--	--	--

17. 溶接接合(7. 6. 1～7. 6. 12)			
a. 施工管理技術者			
※	溶接管理技術者は標準仕様書7. 6. 2)による。		
b. 溶接技能者			
※	建築鉄骨溶接技量検定(AW検定)の有資格者による。		
※	標準仕様書7. 6. 3)による。		
c. 溶接技能者の技量付加試験			
1) 試験の実施			
※	行う(AW検定合格者は省略可)	・	行わない
2) 試験内容			
イ) 試験方法	※	建築鉄骨溶接技量検定(AW検定)に準じる。	
ロ) 合格判定	※	建築鉄骨溶接技量検定(AW検定)に準じる。	
3)建築鉄骨溶接技能者技量検定(AW検定)に合格した者は監理者と協議の上、省略することができる。			
4)ロボット溶接を使用する場合は、事前に監理者と協議して承諾を得ること。			
d. エンドタブ			
※	鋼製エンドタブ		
但し、溶接の品質が確保できると判断され、監理者の承諾を受けた場合はこの限りではない。			
・ 代替エンドタブ			
e. エンドタブの切断			
※	切断箇所	※	全て
※	切断面の仕上げ	※	標準仕様書
・ 切断しない			
f. 検査及び試験			
検査及び試験は先の鋼材、高力ボルト、溶接材料等の項目の他に下記項目についてJASS 6及び鉄骨精度測定指針により受注者が実施し、検査成績表を監理者に提出して承諾を受ける。尚、立会い確認は抽出確認とする。			
1) 現寸検査			
イ) 検査の実施	※	行う	・ 行わない
ロ) 監理者の立会	※	有	・ 無
2) 中間検査			
イ) 検査の実施	・	行う	※ 行わない
ロ) 監理者の立会	※	有	※ 無
ハ) 検査機関の立会い	・	有	※ 無
3) 受入検査			
イ) 検査の実施	※	行う	・ 行わない
ロ) 監理者の立会	※	有	・ 無
ハ) 検査機関の立会い	※	有	・ 無
e. 溶接後の試験			
1) 超音波探傷試験・外観検査			

18. スタッド溶接及びデッキプレート溶接(7. 7. 1～7. 7. 8)			
a. テッキプレートと鉄骨部材との溶接方法			
※	アークスポット溶接又は隅肉溶接	・	
b. 合成スラブデッキプレートと鉄骨部材との溶接方法			
※	頭付きスタッド溶接	・	焼抜き栓溶接
※	図示		
c. テッキプレート貫通スタッド溶接可能箇所			
※	小ぶり	・	小ぶり及び大ぶり

19. 錆止め塗装(7. 8. 1～7. 8. 4)			
a. 鉄骨面の素地ごしらえの種別(標準仕様書 表18. 2. 2)			
1) 種別	※	A種	・ B種
2) 適用箇所	※	錆止め塗装面全般	
b. 鉄骨面の錆止め塗料の種別(標準仕様書 表18. 3. 1)			
1) 種別・規格番号	※	A種 (JIS K 5674)	
	・	B種 (※ JIS K 5674	・ JASS18 M-111)
2) 適用箇所	※	全般	
c. 鉄骨面錆止め塗料塗り種別(標準仕様書 表18. 3. 3)			
1) 種別	※	A種	・ B種
2) 適用箇所	※	全般	
d. テッキプレート下端			
※	錆止め塗装なし	・	錆止め塗装あり
e. 耐火被覆の接着する面			
※	錆止め塗装なし		
※	錆止め塗装あり(耐火板張り、耐火材巻付け)		
f. 鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリープ内面			
※	鉄鋼面錆止め塗料の種別はA種、塗り種別はB種とする。		

20. 耐火被覆(7. 9. 1～7. 9. 7) (適用性能と詳細な使用区分は意匠図による)			
a. 耐火材吹付け			
1) 種別、仕様	・	湿式	※ 半乾式
2) 耐火時間	※	30分	※ 1時間
3) 施工箇所	※	柱	※ 梁
4) 製造所(製品名)	※		
b. 耐火板張り			
1) 種別、仕様	※	ケイ酸カルシウム板耐火被覆材 +20 浮かし張り工法	
2) 耐火時間	※	1時間	・ 2時間
3) 施工箇所	※	柱(平面詳細図による)	※ 梁(天伏図による(2階屋外市民活動スペース軒天梁))
4) 製造所(製品名)	※	日本インシュレーション(ニュータイカライト)同等品	
c. 耐火材巻付け			
1) 種別、仕様	※		
2) 耐火時間	※	1時間	・ 2時間
3) 施工箇所	※	柱	・ 梁
4) 製造所(製品名)	※		
d. ラス張りモルタル塗り			
1) 種別、仕様	※		
2) 耐火時間	※	1時間	・ 2時間
3) 施工箇所	※	柱	・ 梁
4) 製造所(製品名)	※		
e. 発泡性耐火塗料塗り			
1) 種別、仕様	※	屋内仕様	・ 準屋外仕様
2) 仕上パターン	※	ゆず肌(エアスプレー)	※ 平滑(短毛ローラー)
3) 塗装工程、仕様	※	メーカー指定(認定)工程による	
4) 上塗り材	※	屋内仕様	・ アクリルシリコン系
	※	準屋外仕様	・ ふっ素系
	※	防水仕様	※ ふっ素系
	※	30分	※ 1時間
6) 施工箇所	※	柱(平面詳細図による)	・ 梁
7) 引渡し時には維持管理説明書を提出し、竣工後も被覆の適切な管理を行ってもらう必要性を説明する。			
8) 製造所(製品名)	※	エスケー化研(SKタイカコート)同等品	
f. 発泡性耐火シート張り			
1) 種別、仕様	※	屋内仕様	・ 準屋外仕様
2) 仕上材	※	塗装(仕様は図示)	・ 塩ビシート(仕様は図示)
3) 施工仕様	※	メーカー指定(認定)工程による	
4) 耐火時間	※	30分	・ 1時間
5) 施工箇所	※	柱	・ 梁
6) 引渡し時には維持管理説明書を提出し、竣工後も被覆の適切な管理を行ってもらう必要性を説明する。			
7) 製造所(製品名)	※		

21. 工事現場施工(7. 10. 1～7. 10. 5)			
a. 建方工法及び仮設材			
※	建方は受注者の責任で安全に行う。		
b. 建方精度			
※	JASS 6 付則6「鉄骨精度検査基準」付表5「工事現場」による。		
c. アンカーボルトの保持及び埋込み工法			
1) 構造用アンカーボルト	※	A種	・ B種
2) 建方用アンカーボルト	※	A種	※ B種
3) 露出型弾性固定柱脚	※	工法の仕様による	
d. 柱底均しモルタル			
1) モルタル種別	※	無収縮モルタル	・
2) 工法	※	A種	・ B種
3) 厚さ	※	50mm	・ 30mm
※	図示		
e. 建方完了時に形状及び寸法精度について確認し、監理者の確認を受ける。			
1) 建入れ検査	※	実施する	・ 実施しない
2) 建入れ精度標準	※	JASS 6 付則6「鉄骨精度検査基準」による	
3) たわみ測定	※	実施する	・ 実施しない

22. 軽量形鋼(7. 11. 1～7. 11. 2)			
a. 接合方法			
※	図示		

23. 溶融垂鉛めっき工法(7. 12. 1～7. 12. 7)			
a. 施工管理技術者及び締付け作業技能者は、その技術等を証明する資料を監理者に提出すること。			
b. 溶融垂鉛めっきの種類(JIS H 8841)			
1) 種類・記号	※	2種HDZ55	・ 2種HDZ45
2) 適用箇所	※	全般	・ 2種HDZ35
c. 溶融垂鉛めっき鋼面の素地ごしらえ(標準仕様書 表18. 2. 3)			
1) 種別	※	A種	※ B種
2) 適用箇所	※	全般	
d. 溶融垂鉛めっき鋼面錆止め塗料(標準仕様書 表18. 3. 2、表18. 3. 3)			
1) 塗料の種類	※	A種JPMS 28	・ B種JASS18 M-109
2) 塗料塗り種別	※	A種	・ B種
3) 適用箇所	※		
e. 溶融垂鉛めっき高力ボルト接合			
1) 摩擦面処理	※	りん酸処理	・ プラスト処理
2) すべり耐力試験	※	適用する	・ 適用しない
すべり耐力等の確認方法は技術指針「めっき高力ボルト接合設計施工指針」による。			
3) 締付け確認	※	締付け確認の記録により、監理者の確認を受ける。	
f. 溶融垂鉛めっき試験			
1) 付着量試験(間接法)	※	実施する	・ 実施しない
検査数	※	1回	
2) 密着性試験	※	実施する	・ 実施しない
検査数	※	1回	
g. 溶融垂鉛メッキ面の補修			
※	高濃度亜鉛末塗料(有機ジクロリッペンイント)		
h. 溶融垂鉛めっきに代わる工法			
1) 種別、仕様	※	常重垂鉛めっきZ.R.C工法	
2) 乾燥皮膜厚さ	※	76μm以上	・ μm以上
3) 塗装工程、仕様	※	メーカー指定工程による	
4) 使用条件	※	摩擦接合面には使用しない(接合面のみ厚膜型無機ジंक塗装等で対応する)	
	※	工場施工を基本とし、現場納入後補修	
5) 施工箇所			
※	使用しない	・	使用する
6) 上塗り塗料(専用塗料)	※	弱溶剤型ポリウレタン樹脂塗料	・ 弱溶剤型ふっ素樹脂塗料
7) 製造所(製品名)	※	ゼットアルシー・ジャパン(常重垂鉛めっきZ.R.C工法)	

24. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。			
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格品証明書とする。			
c. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験は標準仕様書による。			
・ 行う ※ 行わない			

25. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。			
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格品証明書とする。			
c. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験は標準仕様書による。			
・ 行う ※ 行わない			

26. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。			
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格品証明書とする。			
c. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験は標準仕様書による。			
・ 行う ※ 行わない			

27. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。			
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格品証明書とする。			
c. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験は標準仕様書による。			
・ 行う ※ 行わない			

28. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。			
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格品証明書とする。			
c. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験は標準仕様書による。			
・ 行う ※ 行わない			

29. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。			
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格品証明書とする。			
c. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験は標準仕様書による。			
・ 行う ※ 行わない			

30. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。			
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格品証明書とする。			
c. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験は標準仕様書による。			
・ 行う ※ 行わない			

31. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。			
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格品証明書とする。			
c. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験は標準仕様書による。			
・ 行う ※ 行わない			

32. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。			
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格品証明書とする。			
c. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験は標準仕様書による。			
・ 行う ※ 行わない			

33. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。			
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格品証明書とする。			
c. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験は標準仕様書による。			
・ 行う ※ 行わない			

34. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。			
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格品証明書とする。			
c. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験は標準仕様書による。			
・ 行う ※ 行わない			

35. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。			
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格品証明書とする。			
c. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験は標準仕様書による。			
・ 行う ※ 行わない			

36. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。			
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格品証明書とする。			
c. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験は標準仕様書による。			
・ 行う ※ 行わない			

37. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。			
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格品証明書とする。			
c. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験は標準仕様書による。			
・ 行う ※ 行わない			

38. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。			
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格品証明書とする。			
c. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験は標準仕様書による。			
・ 行う ※ 行わない			

39. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。			
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格品証明書とする。			
c. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験は標準仕様書による。			
・ 行う ※ 行わない			

40. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。			
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格品証明書とする。			
c. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験は標準仕様書による。			
・ 行う ※ 行わない			

41. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。			
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格品証明書とする。			
c. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験は標準仕様書による。			
・ 行う ※ 行わない			

42. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。			
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格品証明書とする。			
c. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験は標準仕様書による。			
・ 行う ※ 行わない			

43. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。			
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格品証明書とする。			
c. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験は標準仕様書による。			
・ 行う ※ 行わない			

44. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。			
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格品証明書とする。			
c. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験は標準仕様書による。			
・ 行う ※ 行わない			

45. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。			
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格品証明書とする。			
c. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験は標準仕様書による。			
・ 行う ※ 行わない			

46. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。			
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格品証明書とする。			
c. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験は標準仕様書による。			
・ 行う ※ 行わない			

47. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。			
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格品証明書とする。			
c. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験は標準仕様書による。			
・ 行う ※ 行わない			

48. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。			
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格品証明書とする。			
c. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験は標準仕様書による。			
・ 行う ※ 行わない			

49. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。			
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格品証明書とする。			
c. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験は標準仕様書による。			
・ 行う ※ 行わない			

50. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。			
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格品証明書とする。			
c. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験は標準仕様書による。			
・ 行う ※ 行わない			

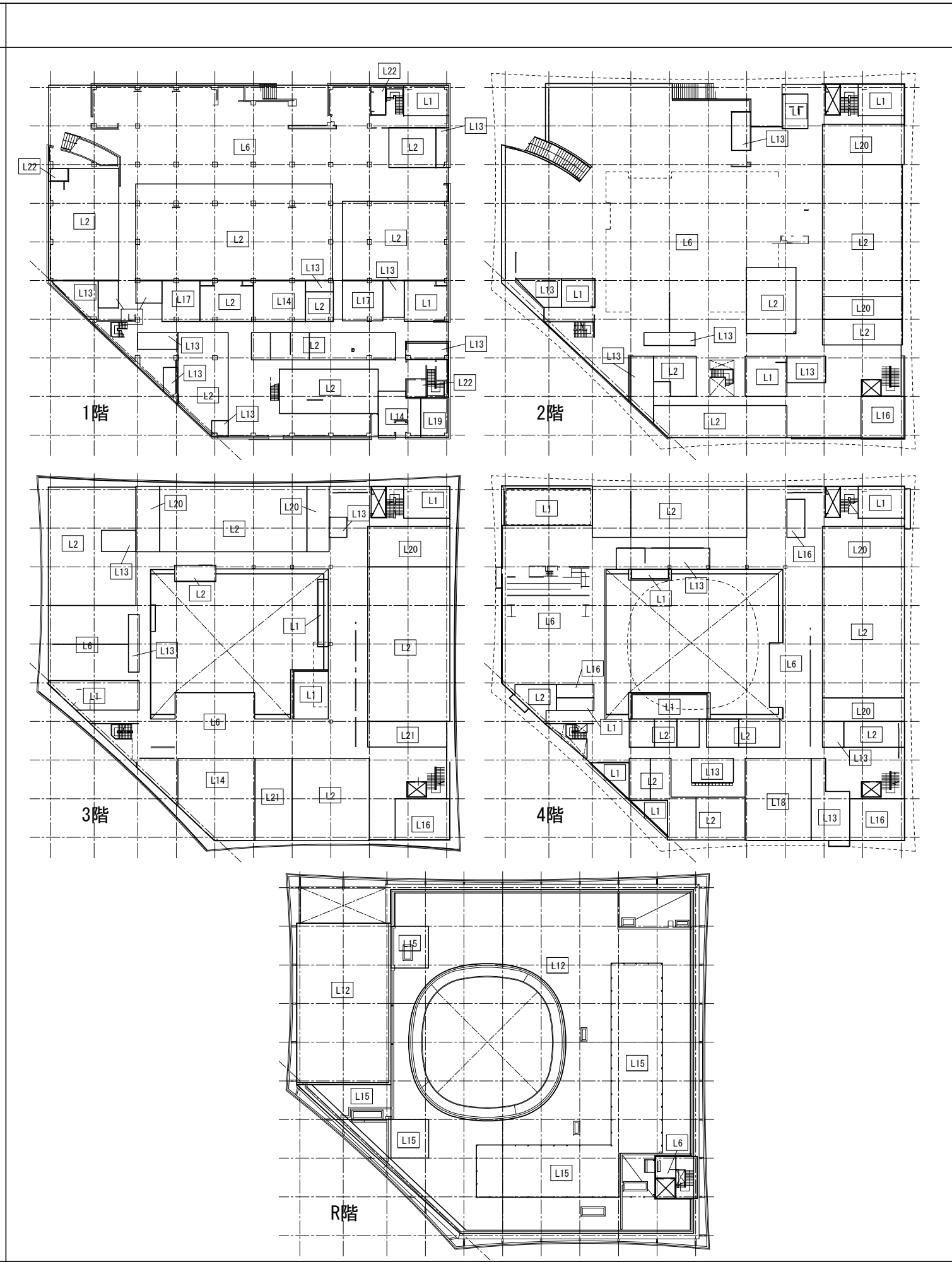
51. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。			
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格品証明書とする。			
c. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験は標準仕様書による。			
・ 行う ※ 行わない			

52. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。			
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格品証明書とする。			
c. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験は標準仕様書による。			
・ 行う ※ 行わない			

53. 鋼材の品質を試験により証明する場合は標準仕様書による。			
b. JIS等の規定に適合する品質であることを証明する資料は原則として規格			

建物概要	申請建物	八潮市新庁舎					
	建築場所	八潮市中央一丁目2番地1他					
	工事種別	新築・増築・増改築・改築					
	用途	庁舎					
	建築面積	5,370.70 m ² (性能評価対象部分:4,615.73m ²)					
	延床面積	15,612.04 m ² (性能評価対象部分:14,719.88m ²)					
	高さ	設計GL+21.743m					
	軒高	設計GL+20.943m					
	階数	地上4階					
	構造種別	地上:RC造・S造・SRC造・その他()					
建築物の区分	架構形式	XY方向:耐震壁付ラーメン構造(1階)、ブレース付ラーメン構造(2~4階)					
	特定天井	有() 無()					
	増築予定	有() 無()					
	屋上付属物	有(目隠しルーバー) 無()					
	工作物	有() 無()					
	基礎種別	杭基礎・直接基礎(独立基礎・べた基礎・布基礎)					
	支持地盤	◎支持層:1FL~51m以深 細砂層					
	長期支持力	8,900, 10,500 kN					
	設計GL	G.L.=T.P. 3.40 m (=1FL-0.1m)					
	耐震安全性	◎I類 II類 III類 (I=1.5) (I=1.25) (I=1.0)					
特殊条件	塔状比4超・4本柱建物・ピロティ形式◎免震・制振・超高層						
特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別	建築物の区分	・法第20条第1項第1号に掲げる建築物(高さ60mを超える建築物) ◎法第20条第1項第2号に掲げる建築物 ・法第20条第1項第3号に掲げる建築物 ・法第20条第1項第4号に掲げる建築物					
	特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別	・特定構造計算基準 ・特定増改築構造計算基準					
	構造計算の種類	・令第81条第2項第1号イ(保有水平耐力計算:ルート3) ・令第81条第2項第1号ロ(限界耐力計算) ・令第81条第2項第2号イ(許容応力度等計算:ルート2) ・令第81条第3項(ルート1) ◎特別な検証法(性能評価)					
	住宅性能表示	品質確保等級 該当する ◎該当しない 1) 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止) 等級3 等級2 等級1 2) 耐震等級(構造躯体の損傷防止) 等級3 等級2 等級1 3) 耐風等級 等級2 等級1 4) 耐積雪等級 等級2 等級1 5) 劣化対策等級(構造躯体等) 等級3 等級2 等級1					
	杭支持力	既製杭 工法名:中堀大規模工法 鉛直支持力算定式:α=450, β=2.5, γ=0.3 以上					
	積載荷重	N/m ²					
		室名	符号	スラブ小梁用	柱・大梁・基礎用		
		WC・テラス等	L1	1,800	1,300		
		執務室・事務室等	L2	2,900	1,800		
		廊下・ロビー・会議室等	L6	3,500	3,200		
屋上・メンテナンス等		L12	1,000	600			
一般倉庫		L13	7,800	6,900			
書架等		L14	11,800	10,300			
R階機械置場		L15	15,400	7,700			
機械室(2)		L16	8,200	4,200			
機械室(3)	L17	10,100	5,100				
機械室(4)	L18	16,500	8,200				
機械室(5)	L19	12,400	6,200				
執務室(αC-テナー(1))	L20	7,800	1,800				
執務室(αC-テナー(2))	L21	11,800	1,800				
ELVビット	L22	32,000	32,000				
積載荷重低減の有無	有 ◎無						
特殊荷重(抜粋)	機器名	階	荷重	機器名	階	荷重	
	発電機	R階	約270kN				
	小出機	R階	約30kN				
	チラー・ポンプ	R階	約50kN				
	空調機	2~4階	約20kN				
	空調機	1階	約35kN				
	送風装置	1階	約20kN				
	注) 荷重には、コンクリート基礎重量は含まれていない						

地震荷重	地震地域係数	Z=1.0	振動特性係数	Rt=1.00		
	地盤種別	第3種地盤	標準せん断力係数	Co=0.12		
	40cm変形時固有周期	Tc=0.6 sec	基礎震度	K=0.1		
	層せん断力係数Ci	4階:0.210 3階:0.194 2階:0.173	塔屋震度	K=1.0		
	1階:0.120	免震層:0.1				
	積雪荷重	区域	◎多雪区域外 多雪区域			
		垂直積雪量	30 cm			
		単位重量	20 N/cm ²			
		多雪区域の雪おろし	有(垂直積雪量が cmを超えた場合は雪おろしを行うこと)			
		風圧力	地表面粗度区分	I II III IV		
基準風速			V0=34 m/s : 国土交通大臣が定めるその地方の風速			
割増係数			小地形による風速の割増し係数: ◎無 有(Eg=)			
再現期間			◎稀に発生する暴風: 50年 極めて稀に発生する暴風: ---年			
土圧及び水圧			土圧係数	K0=0.5		
			設計用地下水位	設計GL- 1.1m		
	液状化の判定		◎可能性がある(基礎底以深では液状化の可能性は低い)			
	材料仕様		◎鉄筋(JIS規格品とし、規格品証明書を提出すること)			
			径	材質	備考	
			SD295A SD345 SD390	σy=785		
		D10	○			
		D13	○			
		D16	○			
		D19	○			
D22		○				
D25		○				
D29		○				
D32	○					
D38	○					
◎コンクリート(JIS規格品とし、規格品証明書を提出すること)						
適用箇所	種類	設計基準強度 Fc(N/mm ²)	所要スランプ	備考		
基礎~1階床	普通 1種 2種	21 24 27 30 36	15 18 21			
1階上り~2階床	○	○	○			
2階以上	○	○	○			
設備機器基礎	○	○	○			
外構	○	○	○			
◎鋼材(JIS規格品とし、規格品証明書を提出すること)						
適用箇所	材質	備考				
BCR295 SN400A SN400B SN400C SS400 STK400						
BGP325 SN490A SN490B SN490C SM490A STK490						
角形鋼管柱	○	大臣認定品				
円形鋼管柱		○				
大梁		○				
遮りダイヤフラム		○				
二次部材		○				
◎その他						
トルシア形高力ボルトS10T(大臣認定品)						
溶融亜鉛めっき高力ボルトF8T相当(大臣認定品)						
板厚40mmを超える厚板TMCP鋼(大臣認定品)						
◎PC鋼材(JIS規格品とし、規格品証明書を提出すること)						
種類	記号	呼び名	適用部材			
PC鋼より線	SWPR7BL	7-15.2φ	PC壁架			



総則

適用範囲

- 本規準図は設計図（建築図、構造図）のコンクリート造部分に適用する。
- 現場説明事項、質疑応答書、特記仕様書および本構造図に記載のない事項はこの規準図による。
- 本規準図と他の設計図との間に疑義が生じた場合は監理者の指示による。
- 本図を含む構造図の書入れ寸法は特記のない限りmm単位とする。
- 本規準図は下記に示す材料を対象とする。
コンクリート：設計基準強度 18N/mm²以上、36N/mm²以下
鉄筋：SD295A、SD295B、SD345、SD390、溶接金網
- 本図および構造図などで配筋方法が不明の場合は、「鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説」（最新版）（日本建築学会編）並びに「JASS 5 鉄筋コンクリート工事」（最新版）（日本建築学会編）に準じ、監理者と協議の上配筋方法を決める。
- 前項 6. によって生じた変更は「共通特記仕様書」に示す「軽微な変更」とする。

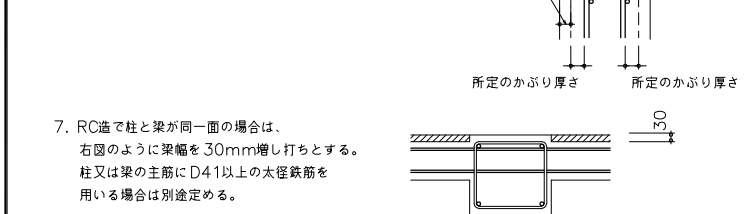
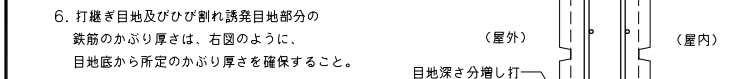
鉄筋のかぶり厚さ

鉄筋のかぶり厚さは下表を標準とし、「標準仕様書」表5.3.6「鉄筋の最小かぶり厚さ」を確保すること。

表1 鉄筋の標準かぶり厚さ

構造部分の種類		標準かぶり厚さ		
土に接しない部分	スラブ、耐力壁以外の壁	仕上げあり	30	
		仕上げなし	40	
	柱、梁、耐力壁	屋内	仕上げあり	40
			仕上げなし	40
		屋外	仕上げあり	40
			仕上げなし	50
擁壁、耐圧スラブ		50		
土に接する部分	柱、梁、スラブ、壁	*50		
	基礎、擁壁、耐圧スラブ	*70		
煙突など高熱を受ける部分		70		

- [注] 1. *印のかぶり厚さは、普通コンクリートに適用し、軽量コンクリートの場合は、特記による。
2. 「仕上げあり」とは、モルタル塗り等の仕上げのあるものとし、鉄筋の耐久性上有効でない仕上げ（仕上塗材、塗装等）のものを除く。
3. スラブ、梁、基礎及び擁壁で、直接土に接する部分のかぶり厚さには、捨てコンクリートの厚さを含めない。
4. 杭基礎の場合のかぶり厚さは、杭先端からとする。
5. 塩害を受けるおそれのある部分等、耐久性上不利な箇所は、特記による。



- 同一部材において必要かぶり厚さが異なる場合、かぶり厚さの調整の為に鉄筋を折り曲げることはしない。

スパーサー

スパーサーは特記のない場合は表2を標準とする。

表2 スパーサーの使用区分

部位	床版	梁	柱
種類	鋼製	鋼製 コンクリート製	鋼製 コンクリート製
数量または配置	上端筋、下端筋 それぞれ 1.3個/m ² 程度	間隔は1.5m程度 端部は1.5m以内	上段は梁下より0.5m程度 中段は柱脚と上段の中間 柱幅1.0mまで2個 1.0m以上3個
備考		側梁以外の梁は上または下に設置、側梁は側面にも設置	
部位	基礎	基礎梁	壁、地下外壁
種類	鋼製 コンクリート製	鋼製 コンクリート製	鋼製 コンクリート製
数量または配置	面積 4m ² 程度 8個 16m ² 程度 20個	間隔は1.5m程度 端部は1.5m以内	上段は梁下より0.5m程度 中段は上段より1.5m下 横間隔は1.5m程度 端部は1.5m以内
備考		上または下と側面に設置	

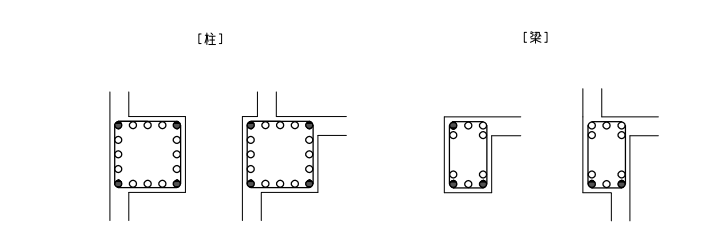
- [注] 1. 梁、柱、基礎梁の側面、壁及び地下外壁のスパーサーはフラスチック製でもよい。
2. コンクリート製はコンクリート強度 30N/mm²以上とし、かつ設計基準強度以上とする。
3. 鋼製は型枠に接する部分が防錆処理されたものとする。

鉄筋の折曲げ

表3 鉄筋の折曲げ形状及び寸法

折曲げ角度	折曲げ図	折曲げ内法直径 (D)		
		SD295A,SD295B,SD345	SD390	
		D16以下	D19~D38	D19~D38
180°		4d以上		
135°		3d以上	4d以上	5d以上
90°		8d以上		
135° 及び 90° (幅止筋)		4d以上		

- [注1] 1. 片持ちスラブ先端、壁筋の自由端側の先端で90°フック又は135°フックを用いる場合には、余長は4d以上とする。
2. 90°未満の折曲げの内法直径は特記による。
[注2] 次の部分に使用する異形鉄筋の末端部にはフックを付ける。
1. 柱の四隅にある主筋で、重ね継手の場合及び最上階の柱頭にある場合。
2. 梁主筋の重ね継手が、梁の出端及び下階の両端にある場合。但し、基礎梁を除く。



- 煙突の鉄筋（壁の一部となる場合を含む）
- 杭基礎のベース筋
- 帯筋、あばら筋及び幅止筋

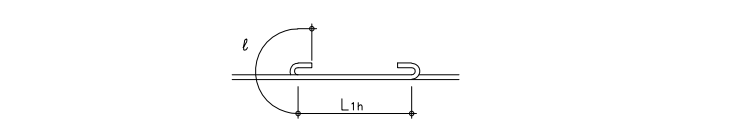
鉄筋の継手及び定着長さ

- 鉄筋の継手
鉄筋の重ね継手の長さは次による。
なお、径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い鉄筋の径による。
(1) 柱及び梁の主筋並びに耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さは、建築工事特記仕様書（構造）鉄筋工事 07. 継手及び定着による。
(2) (1) 以外の鉄筋の重ね継手の長さは、表4による。

表4 鉄筋の重ね継手の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fe (N/mm ²)	L1 (フックなし)		L1h (フックあり)
		小梁	スラブ	
SD295A SD295B	18	45d		35d
	21	40d		30d
	24, 27	35d		25d
	30, 33, 36	35d		25d
	18	50d		35d
	21	45d		30d
SD345	24, 27	40d		30d
	30, 33, 36	35d		25d
	21	50d		35d
SD390	24, 27	45d		35d
	30, 33, 36	40d		30d

- [注] 1. L1, L1h：重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ。
2. フックありの場合の L1h は下図に示すようにフック部分 ℓ を含まない。
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に 5d を加えたものとする。



隣り合う継手の位置は表5による。ただし、壁の場合及びスラブ筋でD16以下の場合は除く。
なお、先組み工法等で、柱、梁の主筋の継手を同一箇所には除く、特記による。

表5 隣り合う継手の位置

重ね継手	フックありの場合	L1h	
		小梁	スラブ
フックありの場合		a ≥ 0.5L1h	a ≥ 0.5L1h
		a ≥ 0.5L1h	a ≥ 0.5L1h
フックなしの場合		a ≥ 0.5L1	a ≥ 0.5L1
		a ≥ 0.5L1	a ≥ 0.5L1
圧接溶接継手		a ≥ 400mm	
機械式継手		a ≥ 400mm, かつ a ≥ (b+40) mm 又は、a は評定条件による。	

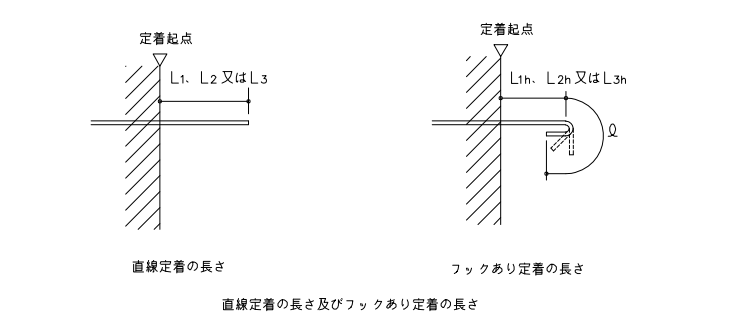
- 鉄筋の定着
鉄筋の定着は次による。
(1) 柱に取り付ける梁の引張り鉄筋の定着の長さは、特記による。
(建築工事特記仕様書（構造）鉄筋工事 07. 継手及び定着による)
(2) (1) 以外の鉄筋の定着の長さは、表6による。

表6 鉄筋の定着長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fe (N/mm ²)	直線定着の長さ				フックあり定着の長さ			
		L1	L2	L3		L1h	L2h	L3h	
				小梁	スラブ			小梁	スラブ
SD295A SD295B	18	45d	40d	10d (25d)	かつ 150mm 以上	35d	30d	10d	-
	21	40d	35d			30d	25d		
	24, 27	35d	30d			25d	20d		
	30, 33, 36	35d	30d			25d	20d		
	18	50d	40d			35d	30d		
	21	45d	35d			30d	25d		
SD345	24, 27	40d	35d			30d	25d		
	30, 33, 36	35d	30d			25d	20d		
	21	50d	40d			35d	30d		
SD390	24, 27	45d	40d			35d	30d		
	30, 33, 36	40d	35d			30d	25d		

[注] 梁主筋の柱内定着の投影定着長さはいずれの場合も柱せいの3/4倍以上とする。
()内は片持ち小梁及び片持ちスラブの場合。

- [注] 1. L1, L1h：2.以外の直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ。
2. L2, L2h：割裂破壊のおそれのない箇所への直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ。
3. L3：小梁及びスラブの下端筋の直線定着の長さ（基礎耐圧スラブ及びこれを支える小梁を除く。）。
なお、片持ち小梁及び片持ちスラブの場合は、20d及び10dを25d以上とする。
4. L3h：小梁の下端筋のフックあり定着の長さ。
5. フックあり定着の場合は下図に示すように、フック部分 ℓ を含まない。また、中間部での折曲げは行わない。
6. 軽量コンクリートの場合は、表の値に 5d を加えたものとする。



- (3) 定着の方法
仕口内に縦に折り曲げて定着する鉄筋の定着長さ L が、表6のフックあり定着の長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法は、下図により、次のイ、ロ及びハをすべて満足するものとする。

- イ. 全長は、表6の直線定着の長さ以上とする。
ロ. 余長は、8d 以上とする。
ハ. 仕口面から鉄筋外面までの投影定着長さ (La, Lb) を表7に示す長さとする。
ただし、梁主筋の柱内定着においては、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。

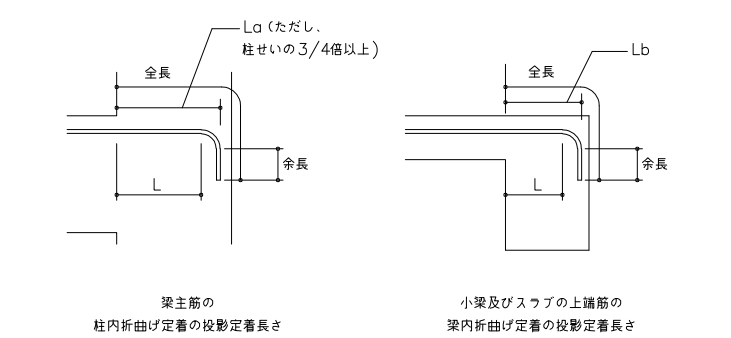
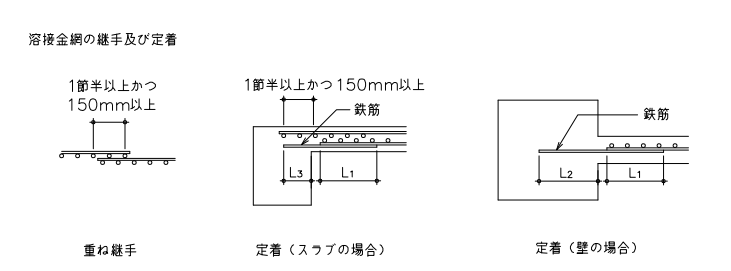


表7 投影定着長さ

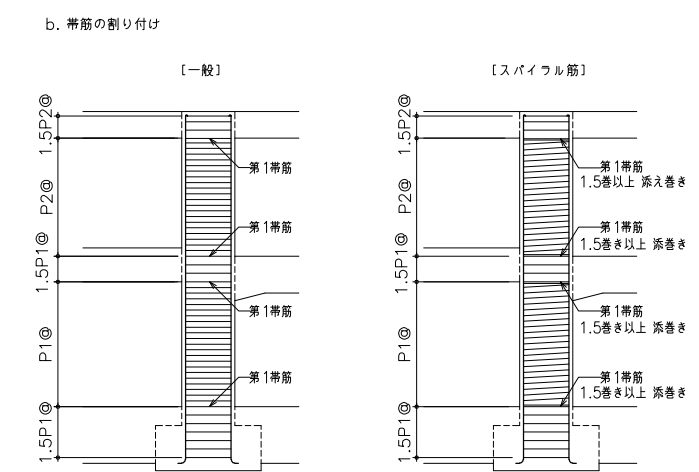
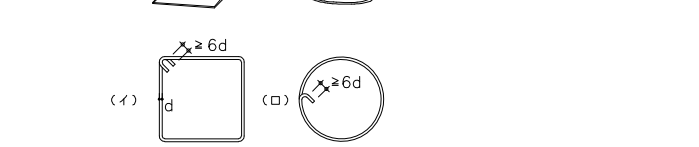
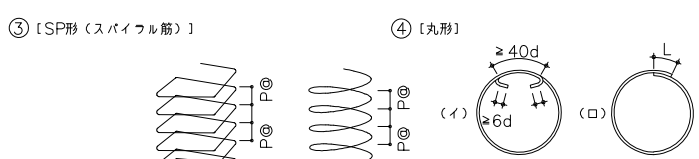
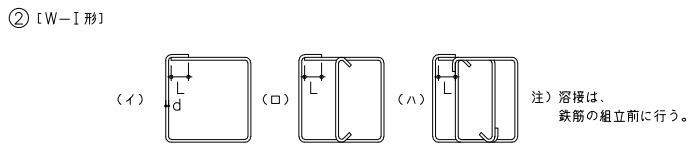
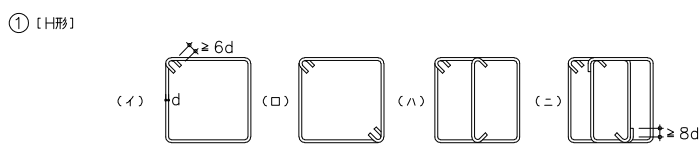
鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fe (N/mm ²)	La (ただし、柱せいの3/4以上)		Lb
		小梁	スラブ	
SD295A SD295B	18	20d		15d
	21	15d		15d
	24, 27	15d		15d
	30, 33, 36	15d		15d
	18	20d		20d
	21	20d		20d
SD345	24, 27	20d		15d
	30, 33, 36	15d		15d
	21	20d		20d
SD390	24, 27	20d		20d
	30, 33, 36	20d		15d

- [注] 1. La：梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ（基礎梁、片持ち梁及び片持ちスラブを含む）。
2. Lb：小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ（片持ち小梁及び片持ちスラブを除く）。
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に 5d を加えたものとする。



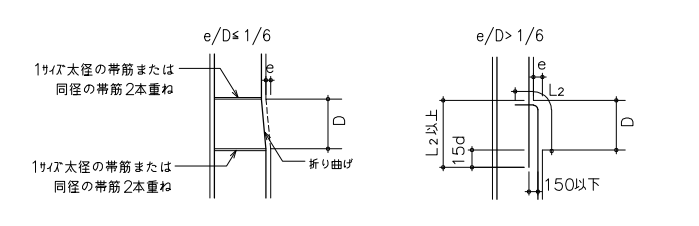
2. 柱の帯筋及び副帯筋

- a. 帯筋の形状
- 原則として H形とする。H形の135°フックが困難な場合は W-I形とする。
 - フック及び継手の位置は、交互とする。
 - 溶接長さは、両面フラア溶接の場合は5d以上、片面フラア溶接の場合は10d以上とする。
 - 円形柱の場合は原則としてSP形とし、SP形が困難な場合は丸形とする。



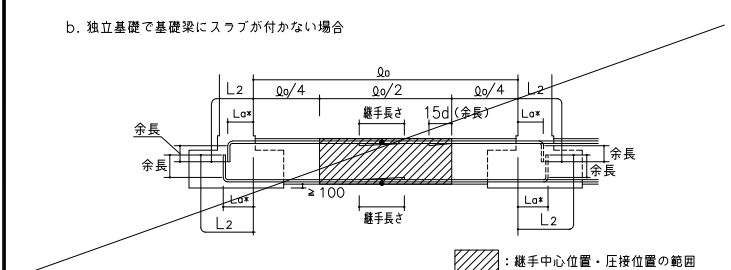
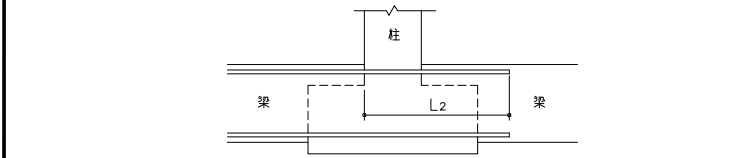
- P1@, P2@ は柱リストに特記された帯筋間隔を示す。
- 第1帯筋は梁面より割り付ける。
- 柱梁接合部の帯筋間隔は一般部の1.5倍以下かつ150mm以下かつあばら筋比 $p_w=0.2\%$ 以上とする事ができる。なお、この部分には副帯筋は配筋しない。
- 柱梁接合部の範囲は、取り付く全ての梁を考慮して適用する。
- スパイラル筋において、柱頭及び柱筋の端部は、1.5巻き以上の巻きを行う。
- 柱に取り付く梁に段差がある場合、帯筋の間隔を1.5P1@又は1.5P2@とする範囲は、その柱に取り付くすべての梁を考慮して適用する。

3. 階の上下で柱断面寸法が異なる場合の配筋

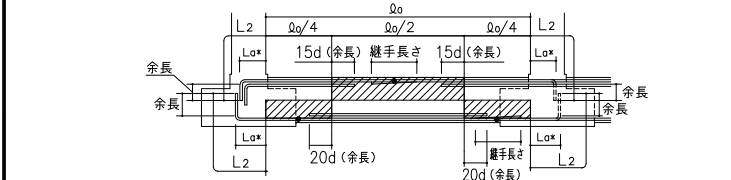


梁の配筋要領

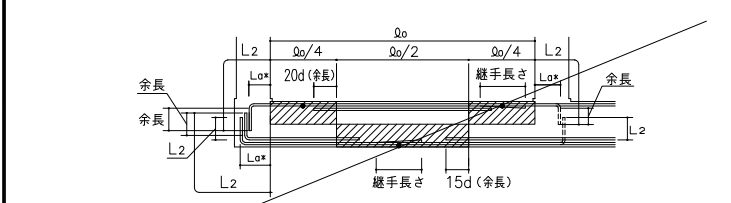
1. 基礎梁主筋の継手及び定着
- a. 一般事項
- 梁筋は、原則として、柱をまたいで引き通すものとし、引き通すことができない場合は、柱内に定着する。ただし、やむを得ず梁内に定着する場合は、下図による。
 - 梁筋を柱内に定着する場合は、2.大梁の継手、定着及び余長(2)による。



- c. 独立基礎で基礎梁にスラブが付く場合
(ただし耐圧スラブが付く場合は、設計者と協議により d.とする)



- d. 連続基礎及びべた基礎の場合



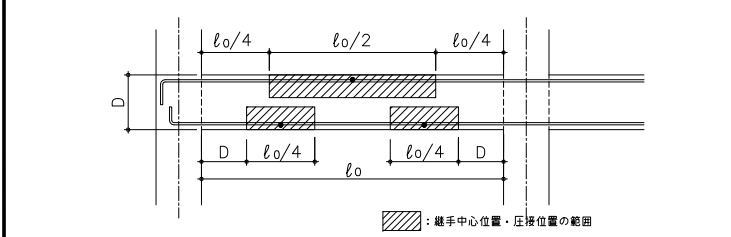
鉄筋の破線は、柱内定着の場合を示す。
* L_d の数値は、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。

2. 大梁の継手、定着及び余長

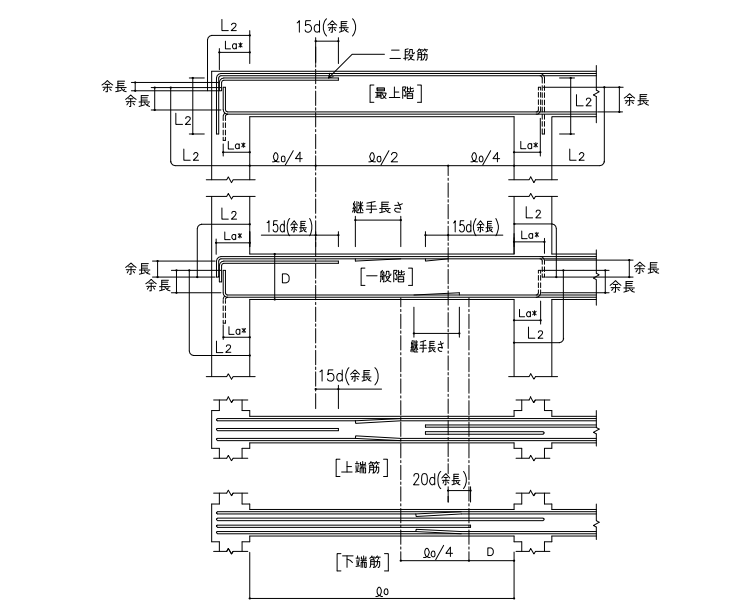
- (1) 梁主筋は、原則として、柱をまたいで引き通すものとし、引き通すことができない場合は、(2)により柱内に定着することができる。ただし、やむを得ず梁内に定着する場合は、下図による。

- (2) 梁主筋を柱内に折り曲げて定着する場合は次による。
なお、定着の方法は、欄仕(5.3.4(e)(2))による。
上端筋：曲げ降ろす。
下端筋：原則として曲げ上げる。

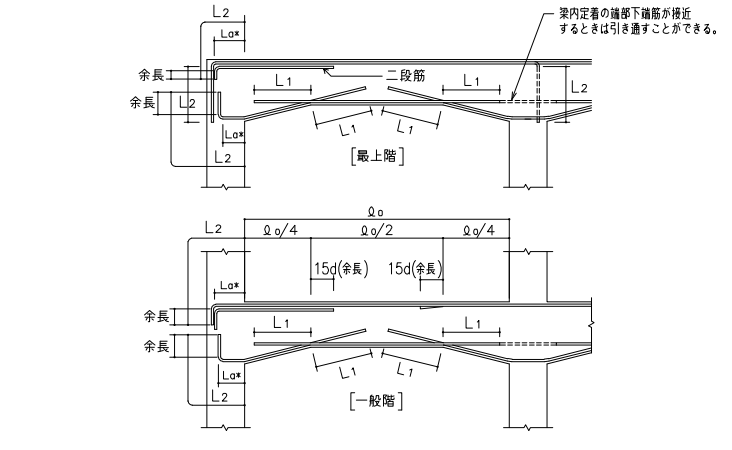
- a. 継手範囲
継手中心位置及び圧接位置の範囲は、上端筋は中央 $l_o/2$ 以内とする。
下端筋は柱面より梁せい D 以上離して $l_o/4$ を加えた範囲以内とする。



b. 定着・余長(ハンチの無い場合)



c. 定着・余長(ハンチの有る場合)



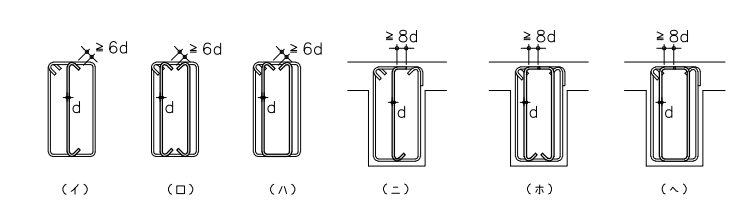
鉄筋の破線は、柱内定着の場合を示す。
梁主筋の重ね継手が、梁の出隅及び下端の両端にある場合(基礎梁を除く)。
下端主筋のうち、側面の主筋はハンチ位置で折曲げて通すこと。
* L_d の数値は、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。

3. 梁のあばら筋及び副あばら筋

- a. あばら筋組立の形及びフックの位置
-

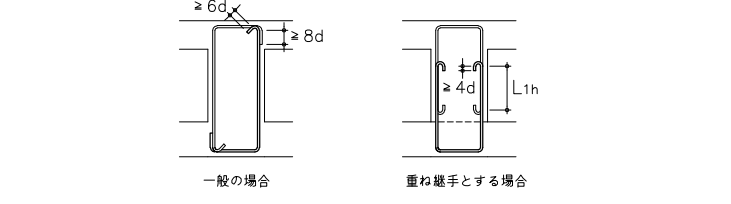
- (イ)形を標準とする。ただし、L形梁の場合は、(ロ)又は(ハ)、T形梁の場合は、(ロ)~(ニ)とすることができる。
- フックの位置は、(イ)の場合は交互とし、(ロ)の場合は、L形ではスラブの付く側、T形では交互とする。なお、(ハ)の場合は、床版の付く側を90°折曲げとする。

- b. 副あばら筋の形状及びフックの位置

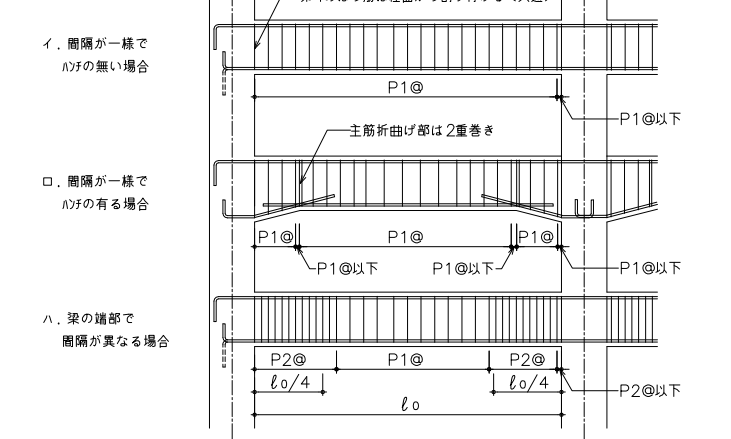


c. 基礎梁のあばら筋及び副あばら筋

- 梁の上下端にスラブが付く場合で、かつ、基礎梁せいが1.5m以上の場合は下記によることことができる。
- 梁にスラブが付かない場合の適用については、監理者の承諾を得ること。



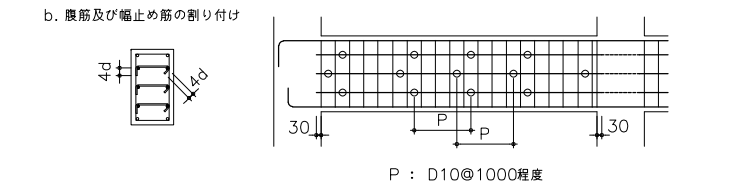
e. あばら筋の割り付け



* P1@, P2@ は梁リストに特記されたあばら筋間隔を示す。

4. 腹筋及び幅止め筋

- a. 腹筋及び幅止め筋の径及び本数は特記による。特記無き場合は下記による。
- 腹筋：2-D10@300(大梁,小梁)
 - 幅止め筋：2-D13@450(基礎梁,基礎小梁)
 - 幅止め筋：D10@1000程度



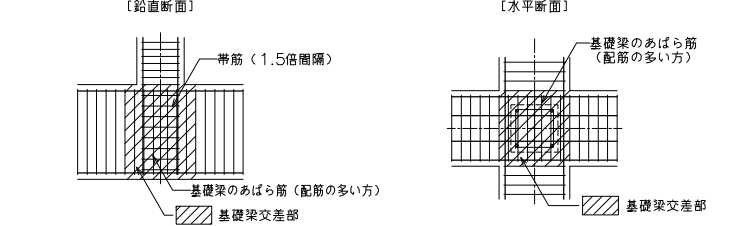
5. 梁に水平段差及び段違いがある場合

- a. 水平段差
-

- b. 段違い
-

6. 柱幅より基礎梁幅が大きい場合の配筋

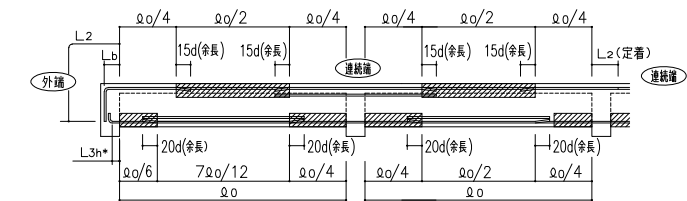
- 基礎梁のあばら筋は、XYの片方向(配筋の多い方)を交差部に配筋する。尚、副あばら筋は配筋しなくても良い。



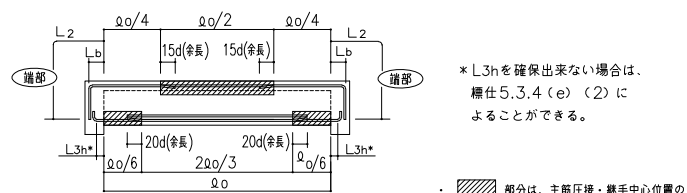
小梁及び片持ち梁の配筋要領

1. 小梁主筋の継手、定着及び余長

a. 連続小梁（連続梁）の場合



b. 単独小梁の場合



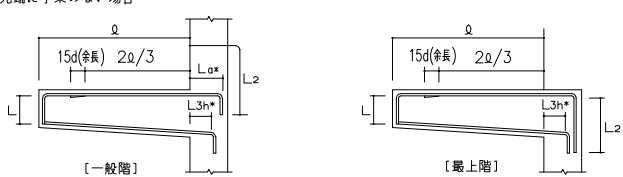
c. 端部定着は斜め定着としてよい。



d. 耐圧スラブが取付く基礎小梁下筋の継ぎ手、定着及び余長の仕様は上筋と同様とする。

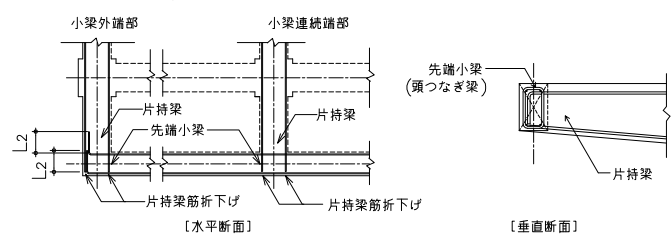
2. 片持ち梁主筋の継手、定着及び余長

a. 先端に小梁のない場合



- ・先端の折曲げの長さLは、梁せいから被り厚さを除いた長さとする。
- ・L0の数値は、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。
- ・L3hを確保出来ない場合は、欄仕5.3.4(e)(2)によることができる。

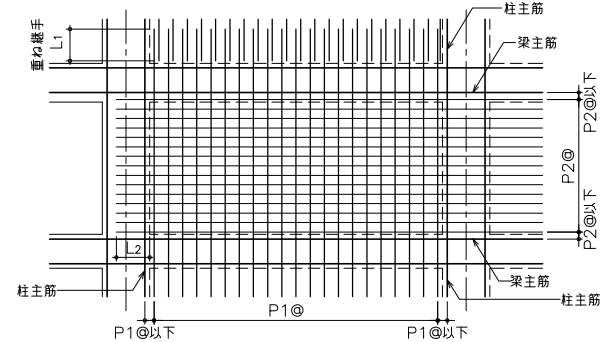
b. 先端に小梁がある場合



- ・図示のない場合は、aによる
- ・先端小梁終端部の主筋は、片持梁内に水平定着する。
- ・先端小梁の連続筋は、片持梁の先端を貫通する通し筋としてよい。

壁の配筋

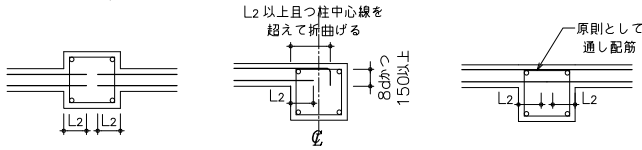
1. 壁の配筋



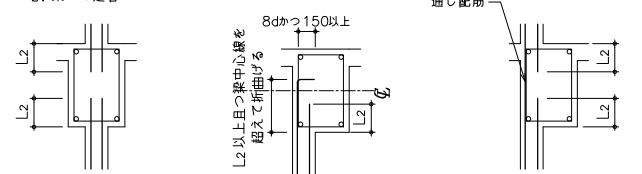
- ・壁筋の定着長さは、L2とする。
- ・壁筋の重ね継手長さは、L1とする。
- ・重ね継手はあき重ね継手としてもよい。
- ・P1@、P2@は壁リストに特記された壁筋間隔を示す。
- ・幅止め筋は縦筋横筋共に、D10@1000程度とする。

2. 定着

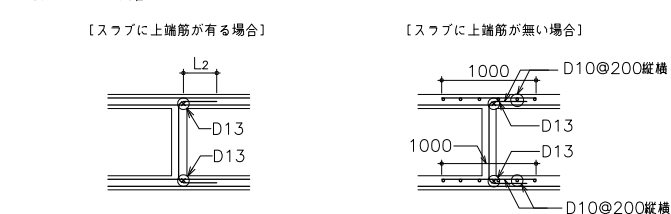
a. 柱への定着



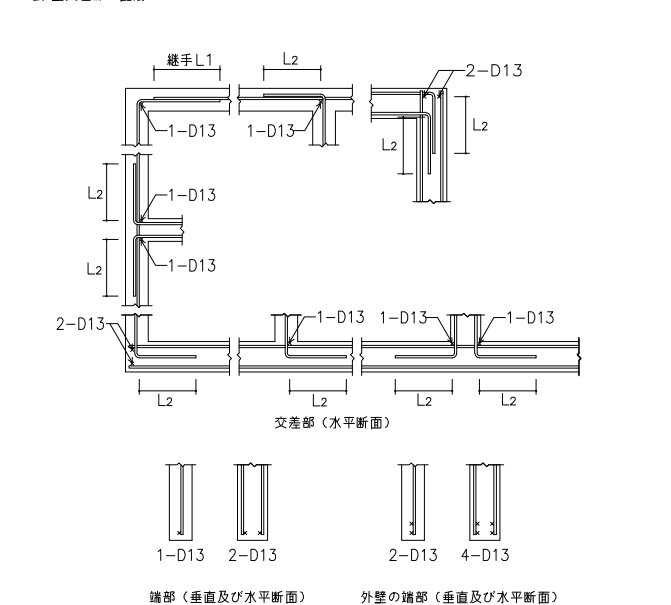
b. 梁への定着



c. スラブへの定着

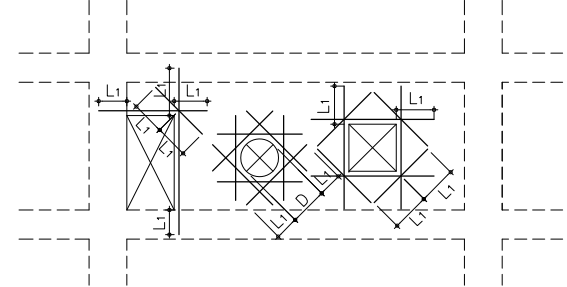


d. 壁交差部の配筋

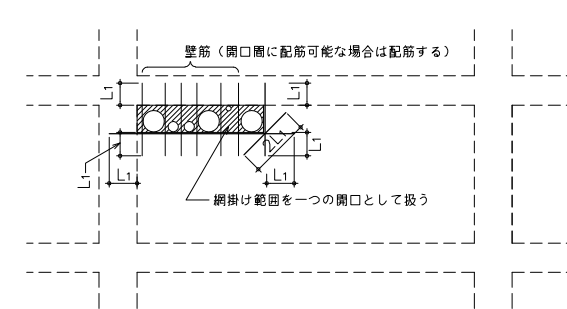


3. 開口補強筋

a. 鉄筋による開口補強要領

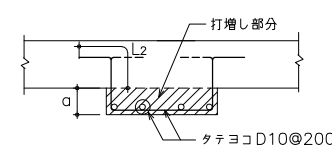


b. 小開口が密集している場合の開口補強要領

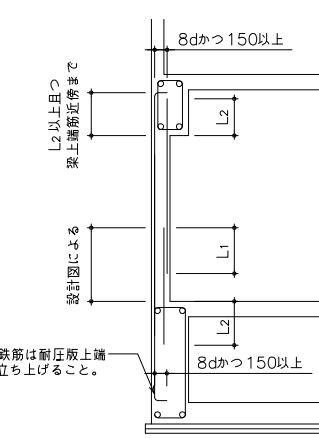


4. 壁の打増し補強

壁の打増し厚さ(a)が50mm以上の場合の補強を示す。

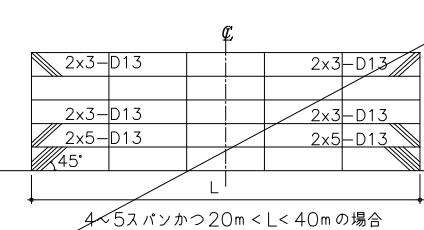


5. 地下外壁



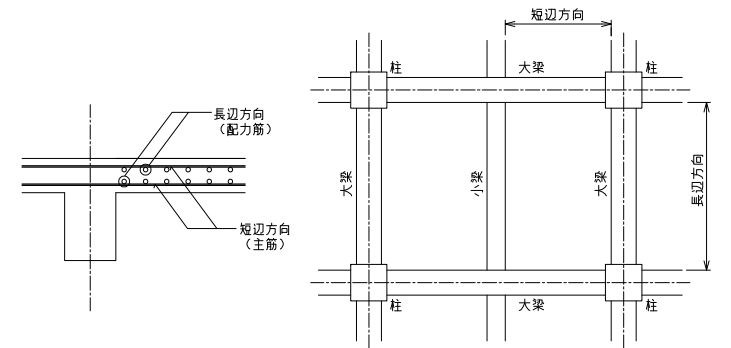
6. 外壁ひび割れ防止筋

建築物諸部スパンに設ける補強筋の例



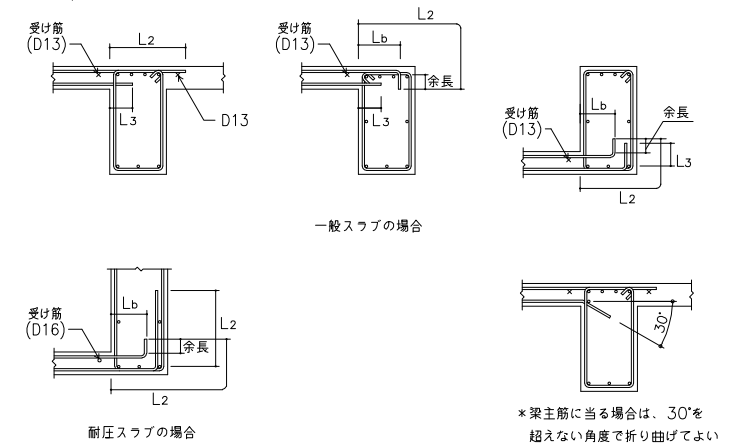
スラブの配筋

1. スラブの配筋

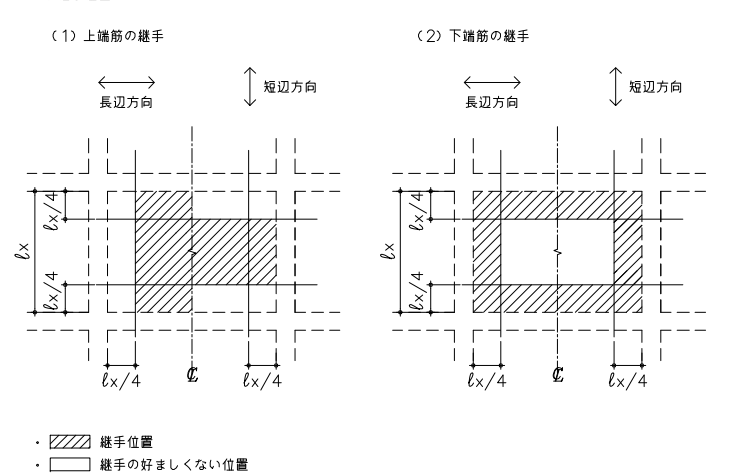


1. 配筋の割付けは、中央から行い、端部は定められた間隔以下とする。
2. 鉄筋の重ね継手長さは、Lとする。

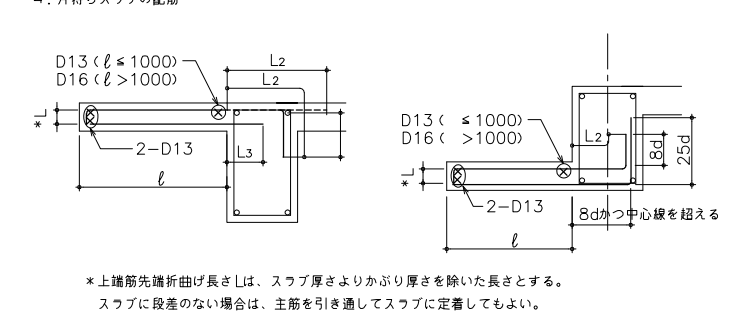
2. 定着



3. 継手位置



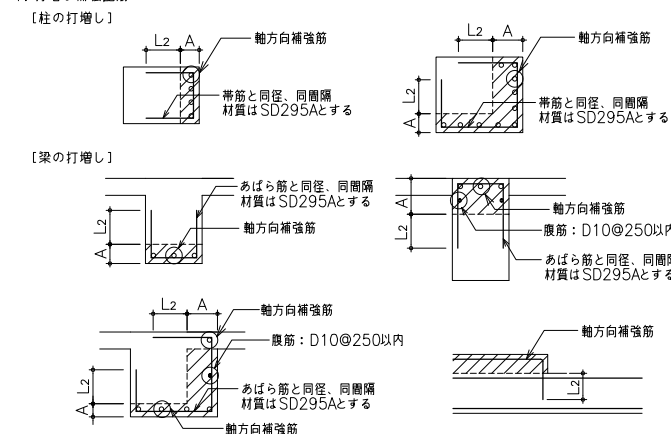
4. 片持ちスラブの配筋



- ・上端筋先端折曲げ長さは、スラブ厚さよりかぶり厚さを除いた長さとする。
- ・スラブに段差のない場合は、主筋を引き通してスラブに定着してもよい。

柱梁の打増し補強配筋

1. 打増し補強配筋

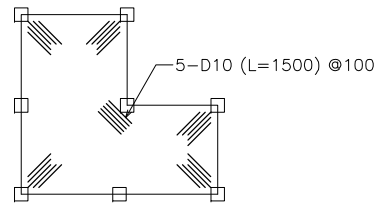


- ・軸方向補強筋は打増し幅により下記による。
- ・置きスラブ及び土間スラブの打増し補強は上記に準ずる。
- A<70: 不要
- 70≦A<200: D16@250以下
- 200≦A: D19@200以下

5. 出隅部及び入隅部の補強

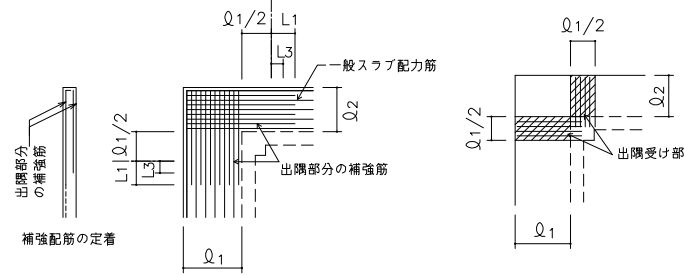
a. 屋根スラブの出隅及び入隅部の補強

屋根スラブの出隅及び入隅部には、下図のように補強筋を上補筋の下側に配筋する。



b. 片持ちスラブの出隅部の補強

- (1) 補強の配筋は特記による。特記がなければ、D10-100@ダブルとする。配筋方法は、下図による。
- (2) 出隅受け部(下図のハッチ部分)の配筋は特記による。特記がなければ、主筋のピッチを1/2とする。



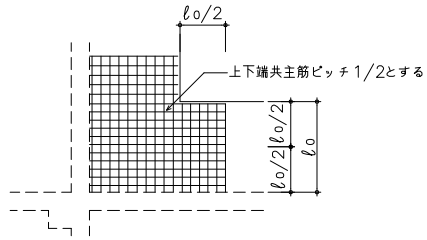
(注) 1. $Q_1 \geq Q_2$ とする。

(注) 1. $Q_1 \geq Q_2$ とする。
2. 出隅受け部配筋は柱又は梁にL1定着する。
3. 出隅受け部分(斜線部分)の補強筋は構造図による。

出隅部分補強配筋

出隅受け部配筋

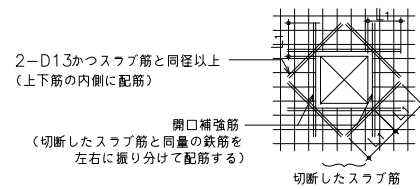
c. 片持ちスラブの入隅部の補強



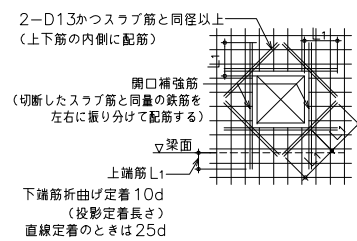
6. スラブ開口部の補強

・スラブ開口部の補強は特記による。特記がない場合は下記による。

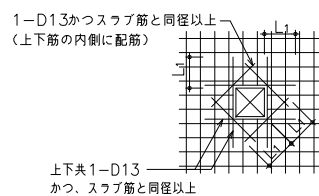
a. 開口の最大径が、700mm程度以下の場合



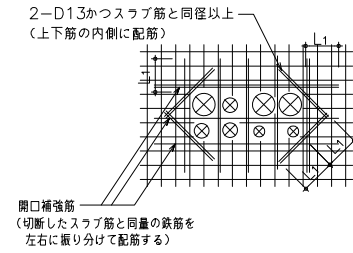
b. 片持ちスラブの開口補強の場合



c. 開口の最大径が、300mm程度以下の場合

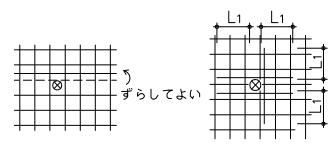


d. 小開口を連続して設けた場合



開口補強筋
(切断したスラブ筋と同量の鉄筋を左右に振り分けて配筋する)

e. 単独円形小開口の場合

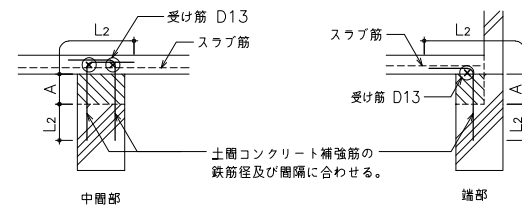


鉄筋を切断した場合は、切断した鉄筋量以上を開口部に配筋する

- [注] 1. スラブ開口の最大径が両方向の配筋間隔以下で、鉄筋を緩やかに曲げることで開口部を避けて配筋できる場合は補強を省略することができる。
2. 開口によって切断される鉄筋と同量の鉄筋で周囲を補強する(上下筋とも)。
3. 補強筋は鉄筋の間隔を50mm程度あけて配筋する。
4. 斜め補強筋は上下筋の内側に配筋する。
5. 開口が梁に接している場合は、補強筋の定着長さは梁面からの長さとする。

7. スラブの打継ぎ補強配筋等

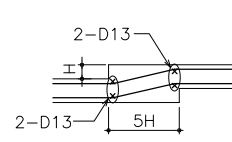
a. 土間コンクリートと梁の接合部配筋



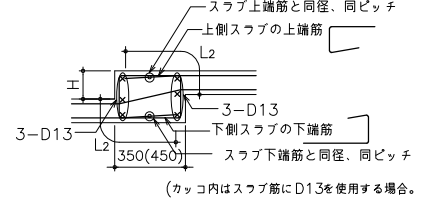
・土間コンクリートとは、土に接するスラブのうち、床荷重を直接支持地盤へ伝達できるものをいい、それ以外は土間スラブとして、梁及び柱を介して基礎へ荷重を伝達するものとする。
・Aが、300mm以下の場合に限る。

8. スラブ段差の補強

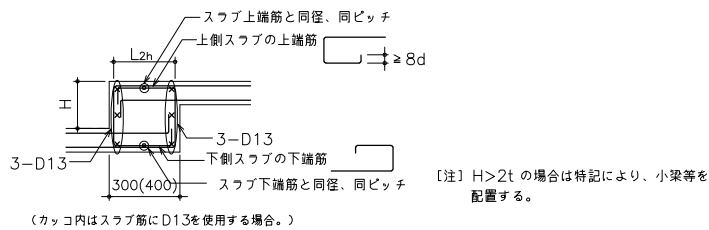
a. $H \leq 70$ の場合



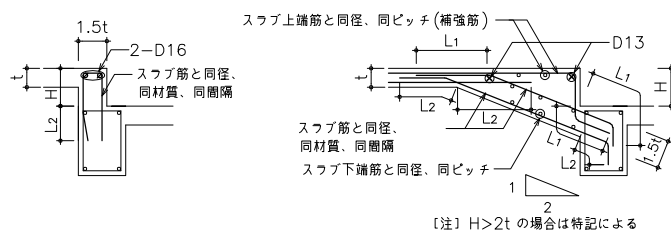
b. $70 < H \leq 150$ の場合



c. $150 < H \leq 2t$ の場合



梁際の場合、下図とすることも出来る。 $H < 70$ の場合は補強筋は不要とする。

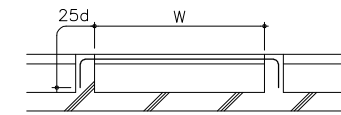
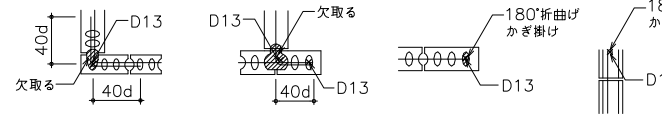


ブロック壁の配筋

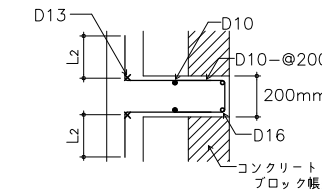
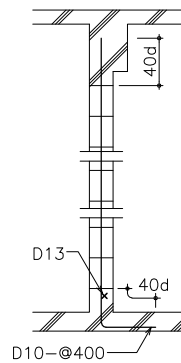
1. ブロック壁の配筋間隔

用途	主筋	配力筋
内壁	D10-@400	D10-@600
外壁	D13-@400	D10-@600

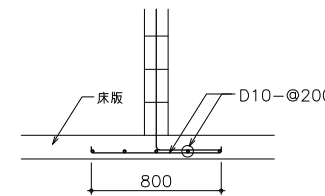
2. ブロック壁の定着長及び継手長



[注] ブロック壁の支点間距離は厚さの2.5倍以下かつ3.5m以下とし、それを越える場合は上下または左右にブロックと同じ厚さ以上の鉄筋コンクリート壁を設ける。



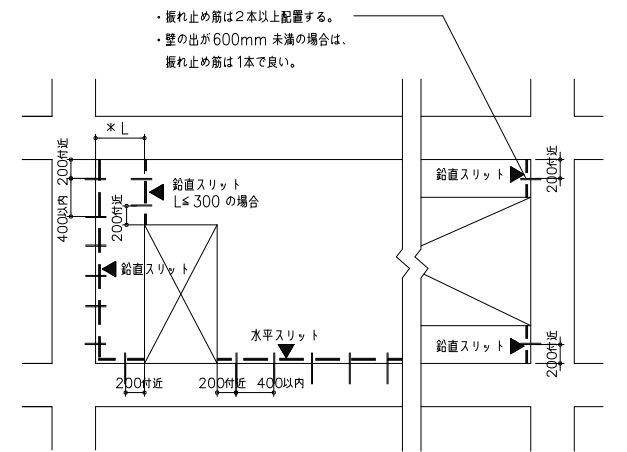
3. 土間コンクリートの補強



- ・横筋挿入部は、横筋用ブロックを使用し、横筋は縦筋に鉄線緊結する。
- ・腰壁、へいなどの横筋は、継手を設けてはならない。ただし、重ね長さ10d以上の両面アーク溶接を行う場合は継手を設けることができる。
- ・鉄筋に対するコンクリート又はモルタルのかぶり厚さは、20mm以上とする。

構造スリット要領

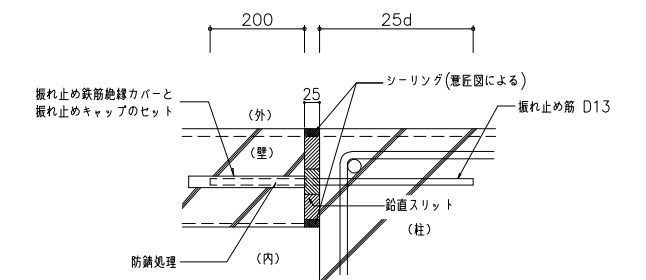
1. 構造スリット標準図



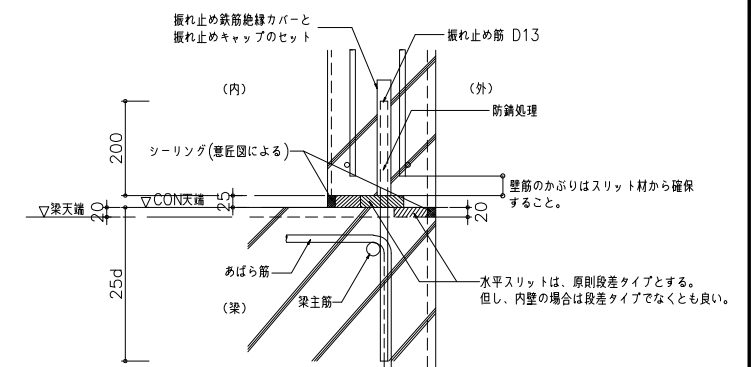
※ L: 補壁の場合、 $L \leq 300$ mm では、構造スリットは設けない。

- ・構造スリットは耐火・防水仕様とする。
- ・鉛直スリット中は一律で25mmとする。
- ・振れ止め筋は開口補強部から200mm以内の位置から割り付けること。
- ・フレーム内の構造スリット付き壁に直交する壁の端部には、鉛直スリットを設ける。
- ・振れ止め筋の防錆処理は、内壁は錆止め塗料(絶縁カバー)及びスリット材部: JISK5674、外壁は溶融亜鉛メッキとする。
- ・振れ止め絶縁カバーは、厚0.5mm程度の薄いものとする。
- ・防水部に構造スリットは設けない。防水立上り末端部より上部に設けること。

2. 鉛直スリット詳細図



3. 水平スリット詳細図



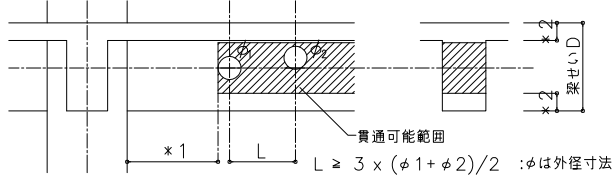
特記事項凡例
 1) 特記事項は○印のついたものを適用する。
 2) ○印のない場合には、*印のあるものを適用する。
 3) ○印と*印のある場合は、共に適用する。

＜鉄筋コンクリート部分＞
 1. 一般事項
 1.1 補強種別 *既製品（指定性能評価機関の評定・評価を取得したもの）

1.2 使用材料
 異形鉄筋はJIS規格品とする。
 溶接金網は、鉄線の径6mm、形状寸法100mmの正方網目とし、JIS 3551（溶接金網）の規格品とする。
 既製品に用いる鋼材の仕様は採用する製品の性能評価で定められたものとする。

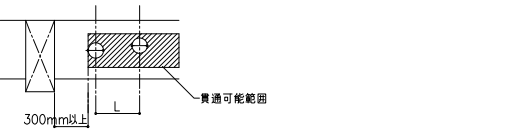
1.3 貫通孔の径及び数量
 *径及び数量は表に示す。
 ・径及び数量は別図・別表に示す。

2. 共通事項
 1. 孔径φは、躯体貫通孔径（スリーブ管・ボイド管）の外径を示す。
 2. 孔径φは、梁せいDの1/3以下とする。
 3. 貫通孔の外面位置は、柱面から1D、かつ、採用する補強工法の構造規定以上離す。
 4. 孔の中心間距離Lは、平均孔径（外径）の3倍以上とする。
 なお、レベルの異なる貫通孔の場合、孔の中心間距離は水平距離とする。
 5. 梁上下のヘリあきの最小寸法は、採用する補強工法の構造規定による。
 また、主筋との最小かぶり厚さを確保出来るようにヘリあき寸法を決定すること。



*1 1D、かつ、採用する補強工法の構造規定以上離す。
 但し、基礎梁は、保有水平耐力時にヒンジが生じないことを確認した場合は1.0m以上とすることが出来る。
 この場合でも人通りは極力スパン中央に設けること。
 *2 採用する補強工法の構造規定による。
 梁主筋に2段筋がある場合は、2段筋と最小かぶり厚さを確保できるようにヘリあき寸法を決定すること。

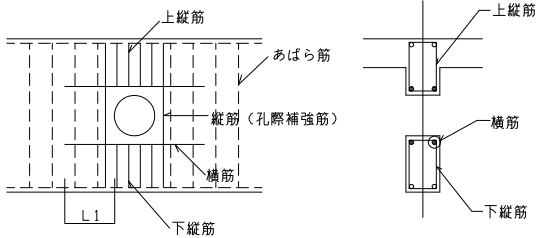
6. 貫通孔を設ける大梁に直交する梁がある場合、貫通孔の外面位置は直交する梁側面より300mm以上離す。但し、採用する補強工法の構造規定で定める値がある場合はその両者を満たす値以上とすること。
 尚、基礎梁においては、基礎の側面より300mm以上離す。
 7. 小梁の端部に貫通孔を設ける場合、その小梁が取り付く大梁または小梁の梁側面より300mm以上離す。但し、採用する補強工法の構造規定で定める値がある場合はその両者を満たす値以上とすること。



8. 孔径が梁せいの1/10以下、かつ、150mm未満のものは、鉄筋を緩やかに曲げることにより、開口部を縫って配筋できる場合は、補強を省略することが出来る。この場合、スターアップが無開口の時に配筋される組数と同組数以上になるように、孔の両側でピッチ調整をすること。
 9. スリーブ管・ボイド管の固定には、防錆処理された鉄筋または金物を用いること。
 10. 孔際の第1スターアップは、鉄筋芯を孔際から50mmの位置とすること。
 11. 通気管呼び径100φ、通水管呼び径150φ（100φ）半割り以下の場合は上下で同位置に配置することが出来る。

3. 既製品を用いる場合
 3.1 一般事項
 1. 製造所（製品名）：コーリョー建版 同等品
 2. 補強計算用設計せん断力
 1) 無孔梁としたときの終局せん断強度
 *使用する製品の評価内容による。
 ・荒川mean式を用いて求める。
 2) 単純支持としたときの長期荷重によるせん断力は構造計算書の値を用いること。
 3. 採用する製品による梁貫通補強計算を行い、設計者の承諾を得ること。

3.2 開孔上下補強筋

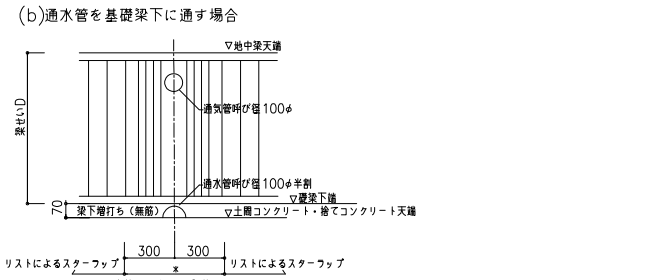
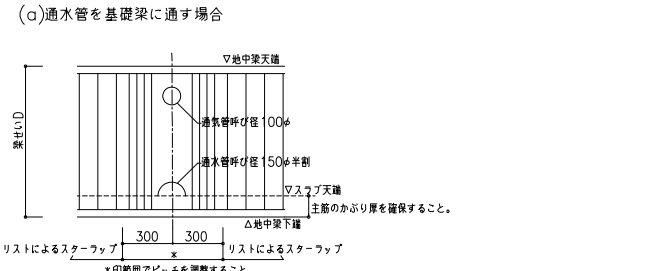


最少規定（使用する製品の構造規定、かつ、以下の規定を確保すること）
 開孔径：350mm以上と適用
 縦筋：一般部あばら筋と同径、同種 1組以上、補強計算に拠る。
 横筋：2-D19以上
 上下縦筋：一般部あばら筋と同径、同種。
 間隔は一般部あばら筋間隔以下。

梁貫通補強数量、及び、補強仕様

貫通孔径	補強仕様形式-種別	補強筋数	貫通孔径	補強仕様形式-種別	補強筋数
100φ	S6-2R	1602	200φ	S8-2R	6
	S8-2R	46		S6-2R	92
	S10-2R	78		S10-2R	4
	S13-2R	32		S6-2R	7
125φ	S16-2R	519	250φ	S13-2R	4
	S6-2R	660		S16-2R	12
	S10-2R	20		S10-2R	241
	S13-2R	6		S13-2R	10
150φ	S16-2R	427	600φ	S16-2R	6
	S6-2R	314		S16-3R	586
	S8-2R	46			
	S10-2R	30			
	S13-2R	22			
	S16-2R	80			

連通管・通水管の納まり、及び、補強要領



特記事項凡例
 1) 特記事項は○印のついたものを適用する。
 2) ○印のない場合には、*印のあるものを適用する。
 3) ○印と*印のある場合は、共に適用する。

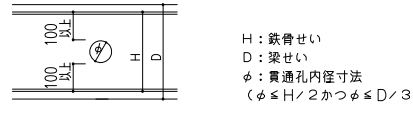
＜鉄骨部分＞
 1. 一般事項
 この補強は鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の鉄骨部分に適用する。
 鉄骨鉄筋コンクリート造の鉄筋コンクリート部分の補強は「梁貫通補強図（鉄筋コンクリート部分）」による。

1.1 補強鋼材の種別
 補強プレートの材質は補強する梁と同材質とする。
 補強鋼管の材質 ・STK400 ・STK490

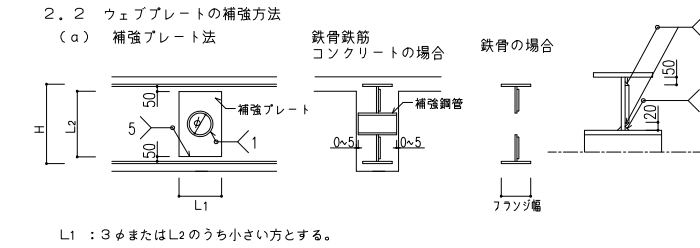
1.2 補強種別 *在来工法（*補強プレート法 ・プレート置換法 ・補強トラス法）
 ・既製品（指定性能評価機関の評定を取得したもの）
 （*既製品に変更の場合は監理者と協議すること）
 補強鋼管の有無 ・有 *無
 補強方法の種別を変更する場合は、監督員の承諾を得る。

1.3 貫通孔の径及び数量
 *径及び数量は表に示す。
 ・径及び数量は別図・別表に示す。

2. 在来工法の場合
 2.1 一般事項
 1. 貫通孔の内径寸法は、鉄骨せいの1/2以下かつ鉄筋コンクリート梁せいの1/3以下とする。但し、補強プレート法の場合は「2.4」に拠る。
 2. 貫通孔の上下方向の位置は、梁せいの中心付近とし下記による。



3. 孔の中心位置の限度は、柱面から原則として1.2D以上、かつ、梁継ぎ手位置以上離す。
 4. 孔が並列する場合の間の間隔は、両側の貫通孔径の平均値の、鉄骨造で2倍以上、鉄骨鉄筋コンクリート造で3倍以上とする。
 5. 孔の径が、梁せいの1/10以下、かつ、75mm未満の場合は、補強を省略することができる。
 ただし、鉄骨鉄筋コンクリートの場合は補強鋼管を必要とする。



2.3 梁貫通補強数量

貫通孔径	補強PL記号	数量	貫通孔径	補強PL記号	数量
φ100	1	480	φ175	5	21
	2	214		6	13
	3	33	φ200	3	6
1	7	5		15	
φ125	2	7	φ250	5	3
	5	17		6	112
	1	13	φ300	7	3
2	372	6		7	
φ150	5	30	φ350	8	12
	6	41		7	13
	7	3			

2.4 補強プレート記号一覧表

補強プレート記号一覧表

記号	補強プレート	記号	補強プレート	記号	補強プレート
1	PL-6	5	2PL-9(両面)	9	2PL-22(両面)
2	PL-9	6	2PL-12(両面)		
3	PL-12	7	2PL-16(両面)		
4	2PL-6(両面)	8	2PL-19(両面)		

鉄骨梁せい	貫通孔径φ	補強プレート記号ウェブプレート厚					鉄骨梁せい	貫通孔径φ	補強プレート記号ウェブプレート厚				
		6	9	12	16	19			6	9	12	16	19
400	75	1	1	1	2	3	900	100~150	1	1	1	1	1
	100	1	2	3	5	6		200	1	1	1	2	2
	125	4	5	5	6	7		250	1	1	2	3	3
450	75	1	1	1	2	2	950	300	1	2	3	5	5
	100	1	2	2	3	5		350	1	2	3	5	6
	125	1	2	3	5	6		400	4	4	5	6	7
500	150	4	5	5	6	7	1000	450	4	5	6	7	8
	75	1	1	1	1	1		100~150	1	1	1	1	1
	100	1	1	2	2	3		200	1	1	1	2	2
550	125	1	2	2	3	5	1050	250	1	1	2	2	3
	150	4	4	5	5	6		300	1	2	2	3	5
	200	4	5	6	7	8		350	1	2	3	5	5
600	75	1	1	1	1	1	1100	400	1	2	3	5	5
	100	1	1	1	1	2		450	1	2	3	5	6
	125	1	1	1	2	3		500	4	4	5	6	7
650	150	1	1	2	3	5	1150	550	4	4	5	6	7
	200	4	4	5	5	6		150~200	1	1	1	1	1
	250	4	5	6	7	8		250	1	1	1	2	2
700	75~100	1	1	1	1	1	1200	300	1	1	1	2	2
	125	1	1	1	2	2		350	1	1	2	3	3
	150	1	1	1	2	3		400	1	1	2	3	5
750	200	1	2	3	5	5	1250	450	1	2	3	5	5
	250	4	4	5	6	7		500	4	4	5	6	6
	300	5	6	7	8	9		550	4	5	6	7	7
800	75~100	1	1	1	1	1	1300	600	4	5	6	7	7
	125	1	1	1	1	2		150~200	1	1	1	1	1
	150	1	1	1	2	2		250	1	1	1	2	2
850	200	1	2	3	5	5	1350	300	1	1	1	2	2
	250	4	4	5	6	6		350	1	1	2	2	3
	300	4	5	6	7	7		400	1	1	2	3	5
900	100~125	1	1	1	1	1	1400	450	1	2	3	5	5
	150	1	1	1	1	2		500	4	4	5	6	6
	200	1	1	2	3	3		550	4	5	6	7	7
950	250	1	2	3	5	5	1450	600	4	5	6	7	7
	300	4	4	5	6	6		150~200	1	1	1	1	1
	350	4	5	6	7	7		250	1	1	1	2	2
1000	400	4	5	6	7	8	1500	300	1	1	1	2	2
	450	4	5	6	7	8		350	1	1	2	2	3
	500	4	5	6	7	7		400	1	1	2	3	5
1050	100~125	1	1	1	1	1	1550	450	1	2	3	5	5
	150	1	1	1	1	2		500	4	4	5	6	6
	200	1	1	2	3	3		550	4	5	6	7	7
1100	250	1	2	3	5	5	1600	600	4	5	6	7	7
	300	4	4	5	6	6		150~200	1	1	1	1	1
	350	4	5	6	7	8		250	1	1	1	2	2
1150	400	4	5	6	7	8	1650	300	1	1	1	2	2
	450	4	5	6	7	8		350	1	1	2	2	3
	500	4	5	6	7	7		400	1	1	2	3	5
1200	100~150	1	1	1	1	2	1700	450	1	2	3	5	5
	150	1	1	1	2	3		500	4	4	5	6	6
	200	1	2	3	5	5		550	4	4	5	6	6
1250	250	1	2	3	5	5	1750	600	4	5	6	7	7
	300	1	2	3	5	5							
	350	4	4	5	6	6							
1300	400	4	5	6	7	7							
	450	4	5	6	7	7							
	500	4	5	6	7	7							

3. 既製品を用いる場合
 3.1 一般事項
 1. 製造所（工法名）：ハイリング工法同等品
 2. 補強設計の方法は各工法の評定で定められた方法に拠る。
 尚、長期荷重によるせん断力は構造計算書の値を用いること。
 3. 補強する梁の適用範囲（梁せい・幅、ウェブ厚、材種、等）は各工法の評定条件に拠る。
 4. 貫通孔の適用範囲（径、配置、離隔、等）は各工法の評定条件に拠る。
 （*既製品に変更の場合は監理者と協議すること）

躯体内埋め込みボックス類及び配管に関する施工規準

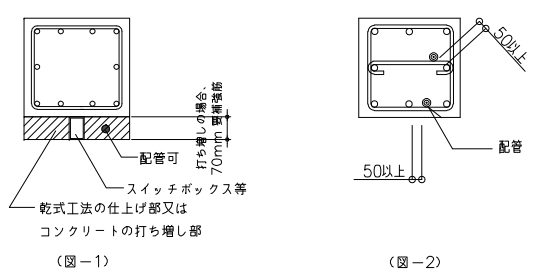
1. 総則

原則として、柱と梁の材軸方向へのボックス類や配管の埋め込みは行わない。
 本図は、止むを得ず鉄筋（鉄骨）コンクリート構造体に設置するボックス類と埋め込み配管に関する施工規準を示す。
 コンクリート躯体に埋設する合成樹脂製可とう電線管（PF管）は、呼称サイズ22以下、外径30.5φ以下とする。但し、避雷導体保護管は呼称サイズ28以下とする。
 尚、本規定を満たすことが困難な場合は、監理者の指示を受けること。

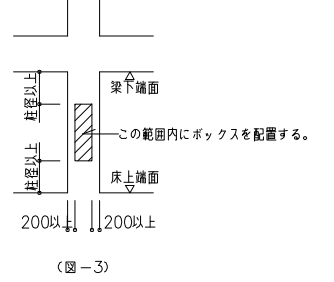
2. 柱にボックス類や配管を埋め込む場合

(1) 材軸方向（鉛直方向）の配管
原則として、ボックス類や配管を埋め込んで行わない。
 やむを得ず埋め込む場合は、監理者と協議の上、下記方法とする。

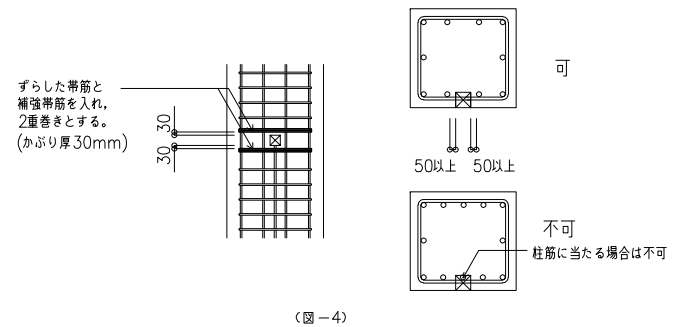
- 乾式工法の仕上げ部又はコンクリートの打ち増し部に埋設する。（図-1）
- 柱内に埋設する。
 - 柱内に埋設する場合の配管要領（図-2）
 - 配管は、柱主筋及び鉄骨より50mm以上離す。
 - 1本の柱に埋設する配管は、任意の水平断面中において原則2本以下とし、横走り配管はしない。
 - 柱主筋と配管のあきが取れない場合は、配管を柱主筋の内側に入れ、サブフープ筋または、受け材に結束する。



- ボックス類取り付け位置（図-3）
 - ボックス類の位置は柱面より200mm以上離す。又、梁下端面より柱径以上、床上端面より柱径以上離れた位置とする。

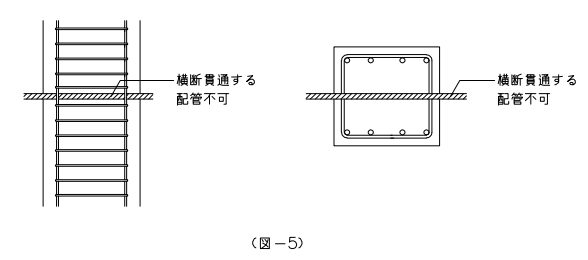


- ボックス類取り付け部の補強要領（図-4）
 - 帯筋をずらし補強帯筋を入れる。ボックス類のかぶり寸法は、30mmとする。但し、柱主筋がボックス類の位置にある場合には本方法は適用出来ない。



注記
 ・ボックス等にかかるフープ筋を切断したり、折り曲げてはならない。
 ・補強帯筋は帯筋と同径・同材質とする。
 ・1本の柱に埋設するボックス類は柱1本につき4ヶ所以下、1面では2ヶ所以下とする。

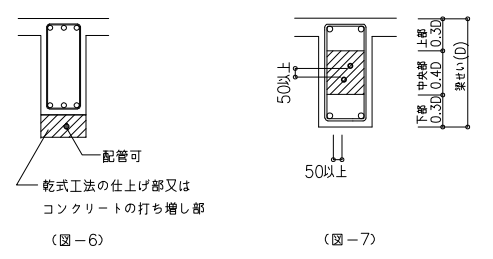
(2) 材軸と面交方向の配管
 柱を横断貫通する配管等は設けない。（図-5）



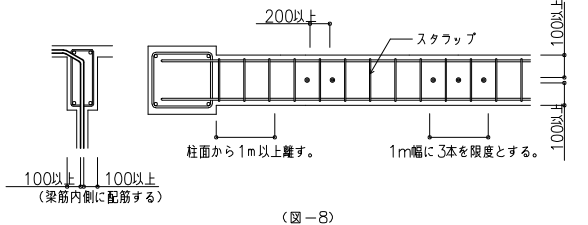
3. 梁に配管を埋め込む場合

(1) 材軸方向の配管
原則として、ボックス類や配管等を埋め込んで行わない。
 やむを得ず埋め込む場合は、監理者と協議の上、下記の方法とする。

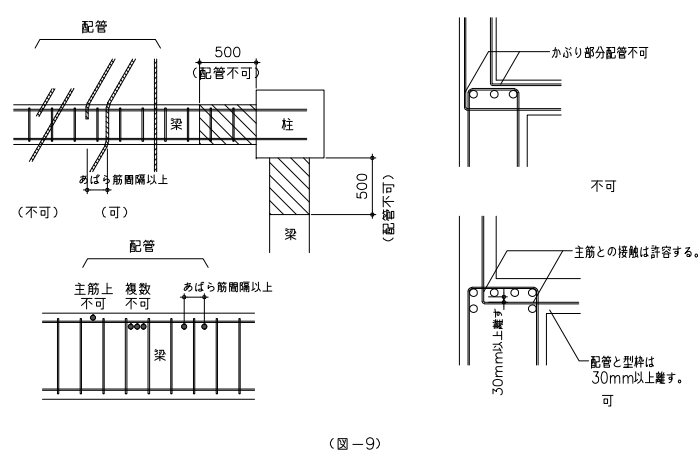
- 乾式工法の仕上げ部又はコンクリートの打ち増し部に埋設する。（図-6）
- 梁内に埋設する。（図-7）
 - 梁内の軸方向の埋設は梁せい（0.4D以内）とし、本数は2本以下とする。
 - 配管相互のあきは50mm以上確保すること。



- 梁の鉛直方向（縦方向）の配管（図-8）
 - 柱面より1m以内では貫通を行わない。
 - 配管は、梁面より100mm以上内側で行う。
 - 配管ピッチは200mm以上、かつ、1m幅に3本を限度とする。

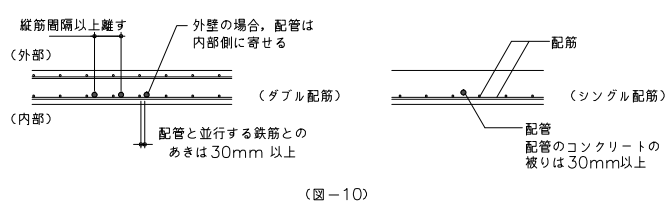


- 梁の水平方向（横方向）の配管（図-9）
 - 柱面より500mm以内の範囲に配管は設けない。
 - 配管は、材軸（梁主筋）とほぼ直角に貫通させる。（横走りの禁止）
 - また、材軸方向の配管相互の中心間隔は、あばら筋間隔以上とし同一箇所での材軸方向への複数本配管は行わない。
 - 配管は梁主筋の内側を通し、主筋とのあきを確保する。また、梁のかぶり部分（梁側面と上下面）には配管しない。

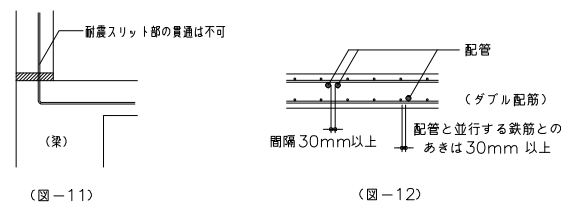


4. 壁に配管を埋め込む場合

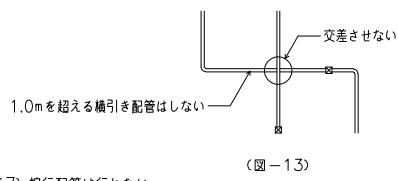
- 外壁及び耐震壁には、原則として配管は設けない。やむを得ず配管する場合、配管ピッチは500mm以上とする。また、地下外壁の配管は、接地用配管及び防犯用配管を除き、原則として設けない。（図-10）



- 配管が集中する分電盤廻り等で壁に埋設が困難な場合は監理者と協議する。
- 耐震スリット部を貫通する配管は行わない。（図-11）
- 一般壁（外壁及び耐震壁以外）の配管は1m幅に5本を限度とし、配管相互のあき、配管と並行する鉄筋とのあき、及び、配管のコンクリートの被りは30mm以上とする。（図-12）



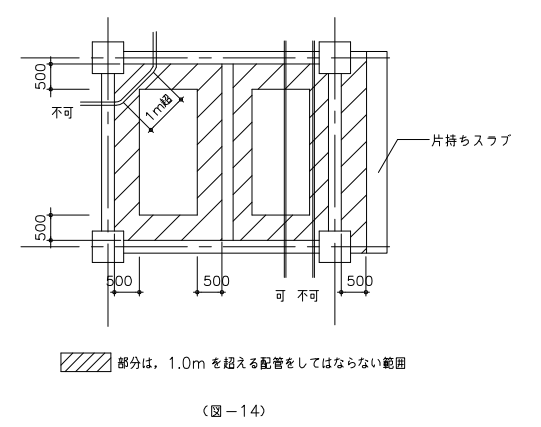
- ダブル配筋壁の場合はアウトレットボックス廻りを除き、内外の鉄筋間に配管する。
- 短区画（1.0m以内）を除き、横走り配管をしてはならない。又、交差配管は行わない。（図-13）



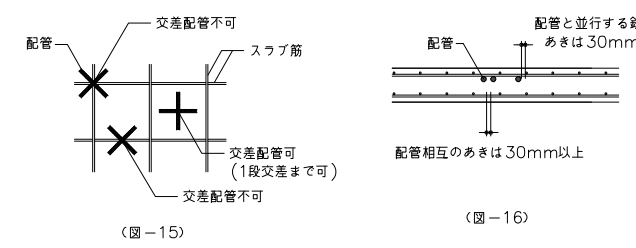
- 蛇行配管は行わない。
- 縦筋に添わせない。

5. スラブに配管を埋め込む場合

- 屋根スラブには原則として配管は行わない。やむを得ず配管を行う場合は、監理者と協議の上、ワイヤーメッシュ等の補強筋を配置すること。
- 梁面（係梁を除く）より500mm以内の範囲に、1.0mを超える配管は設けない。（図-14）但し、短辺2.0m以下のスラブには適用しない。

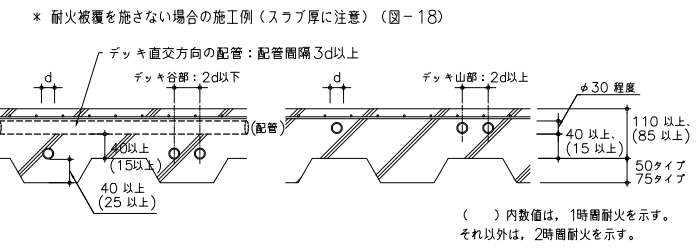
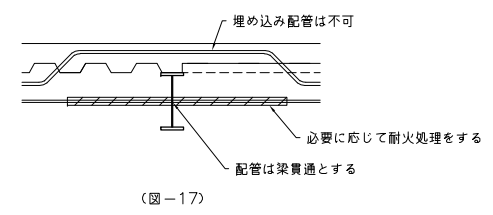


- 配管が2本以上平行する場合は、1m幅に5本を限度とする。
- 配管どうしの交差は、鉄筋交差部では行わない。又、1段交差までとする。（図-15）
- 配管相互のあきは30mm以上とする。（図-16）



- 蛇行配管は行わない。
- EPS等、配管が集中するスラブは躯体レベルを下げて床打ち増し等により対応すること。

- 合成床版に関する規定（合成スラブ通則 耐火指定の仕様を用いる場合）
 合成床版には原則として埋設配管（梁走り配管含む）は設けない。（図-17）
 やむを得ず配管する場合は、（社）日本鉄鋼連盟「デッキプレート床構造設計・施工規準-2004」付録-6 合成スラブ工業会指針に準拠すること。
 尚、耐火被覆を施さない場合は、デッキ山からのコンクリートの厚みは2時間耐火で110mm以上、1時間耐火で85mm以上必要となるので十分注意すること。（図-18）



- アウトレットボックス等を埋設する場合はボックス面に対して所定の被り厚さを確保し、ボックスの外形+100mmの範囲に耐火被覆を施すこと。

（図-18）

1. 仕口部詳細

(1) 仕口パネル

仕口パネルの範囲は、図1を標準とし、材質は、取付くはり及び柱のウェブ材のうち、強度及び溶接性の最も優れたものと同じのものを用い、板厚は、いずれか厚いものの1サイズUP以上かつ9mm以上とする。

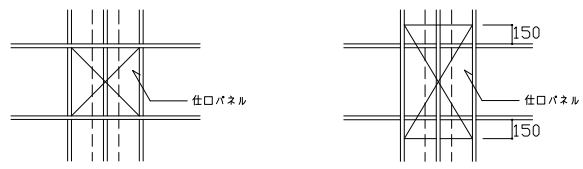


図1 仕口パネル (単位: mm)

(2) 水平スチフナ

十字形柱及びH形柱の仕口部に設ける水平スチフナの形状及び大きさは、図2を標準とし、材質は、はりフランジ材と同一のものを用い、板厚は、はりフランジ厚以上かつ9mm以上とする。なお、はり幅が300mm以上の場合は、スニップカットの代わりにスクラップとすることができる。

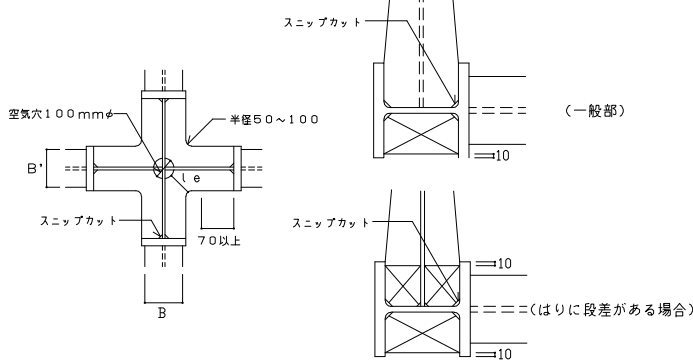


図2 水平スチフナ (単位: mm)

(3) 縦スチフナ

十字形柱及びH形柱の仕口部に設ける縦スチフナは、図3を標準とし、縦スチフナの幅は、取付くはりフランジと同一とし、材質は、上下柱フランジのうち、強度及び溶接性の最も優れたものと同じのものを用い、板厚は、いずれか最厚もの以上とする。

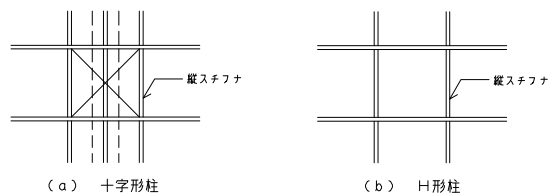


図3 縦スチフナ

2. 各部詳細

(1) はり及び柱のしぼり

a. はり通し及び柱通しのしぼりの限度及び位置の標準は、図4による。

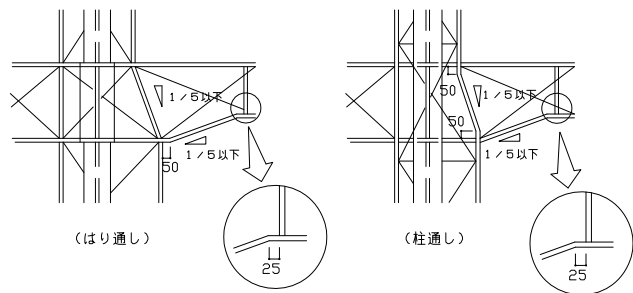


図4 はり及び柱のしぼり (単位: mm)

b. 柱のフランジ幅、フランジ板厚及びウェブ板厚の異なる場合のしぼりの限度及び位置の標準は、図5による。

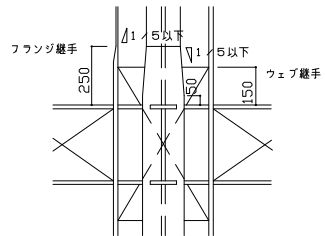


図5 柱のフランジ及び板厚の異なる場合のしぼり (単位: mm)

c. 柱脚部のしぼりの限度及び位置の標準は、図6による。

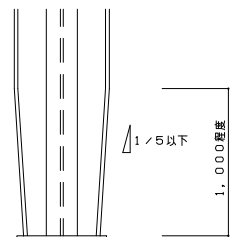


図6 柱脚部のしぼり (単位: mm)

(2) はりの段差

柱に取付くはりに段差を設ける場合の寸法(Δe)は、溶接性を考慮して、十字形柱及びH形柱で150mm以上を確保する。

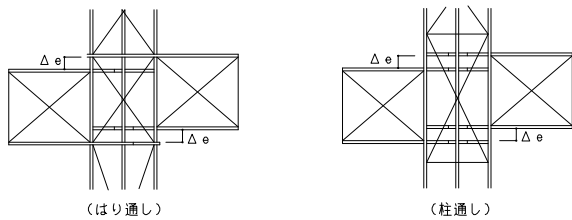


図7 はりの段差

(3) バンドプレート

注) バンドプレートはFB-50×6(SS400)とする。

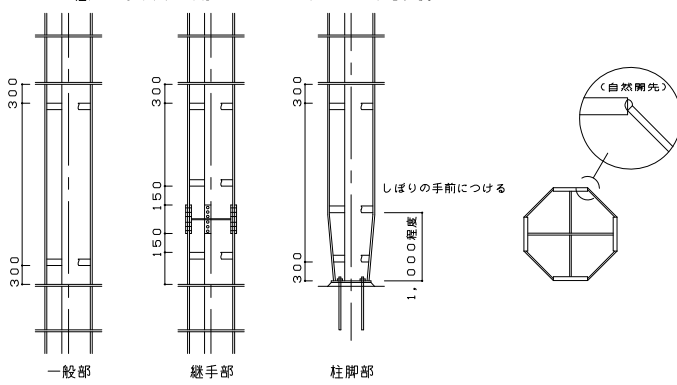


図8 バンドプレートの位置及び大きさ (単位: mm)

(4) リブプレート

はりにハンチを設ける場合は、図9に示すようなリブプレートを付けるものとし、板厚はウェブと同厚とする。ただし、リブプレートの大きさはスリーブ等の納りを考慮して小さくすることができる。

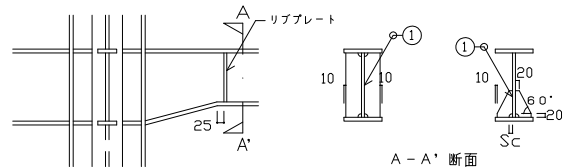


図9 リブプレート (単位: mm)

(5) ウェブ継手現場溶接用隔板

現場で柱ウェブ材を溶接する場合の隔板の標準は、図10により、材質は、上下柱ウェブ材のうち、強度及び溶接性の最も優れたものを用いるものとし、板厚は、9mm以上とする。

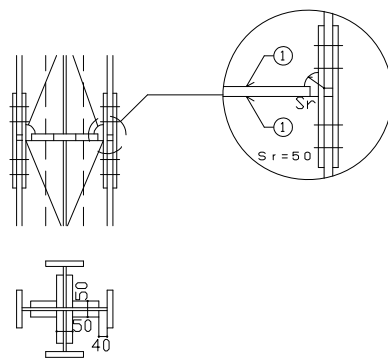


図10 ウェブ継手現場溶接用隔板 (単位: mm)

3. アンカーボルト取付要領

3. アンカーボルト取付要領

(1) アンカーボルトの保持及び埋込み工法

a. A種: 鋼製フレームを用いてアンカーボルトを保持する方法。

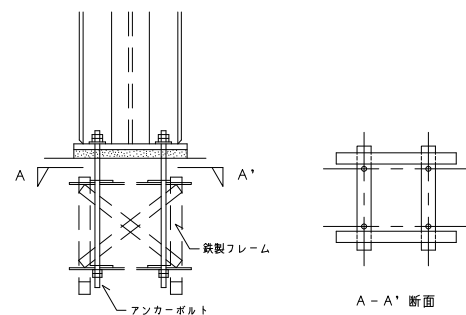


図11 アンカーボルトの保持(A種)

b. B種: 周囲の鉄筋に補強材等を用いてアンカーボルトを保持する方法。

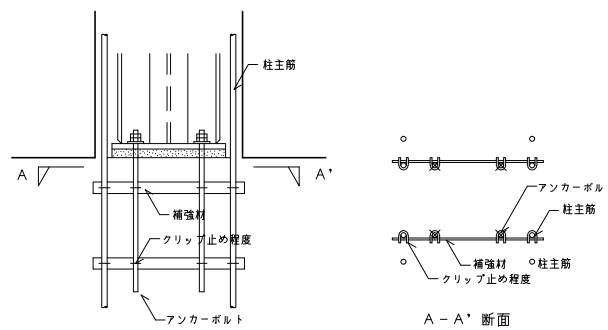


図12 アンカーボルトの保持(B種)

c. C種: 頭部を漏斗状にあげた可動埋込み式の方法。

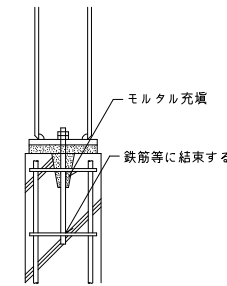


図13 アンカーボルトの保持(C種)

(2) 柱底ならしモルタルの工法

a. A種: あと詰め中心塗り又は全面あと詰め工法として、無収縮モルタル材を充填する工法。
b. B種: 全面塗り仕上げをならしモルタル等で仕上げる工法。

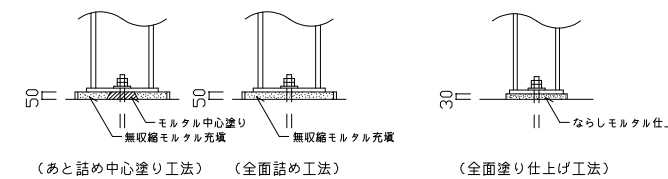
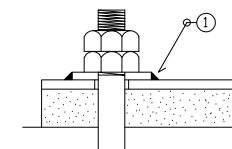


図14 柱底ならしモルタル工法

(3) 座金の溶接

アンカーボルトはコンクリートに埋込まれる場合を除きダブルナット締めとする。



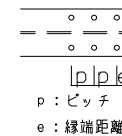
4. 高力ボルトの縁端距離及びピッチ

(1) 縁端距離及びピッチ

縁端距離及びピッチは表1を標準とする。ただし、引張材の接合部分において、せん断を受けるボルトが応力方向に3本以上並ばない場合、応力方向の縁端距離は、ボルト軸径の2.5倍以上とする。

表1 縁端距離及びピッチの標準

ねじの呼び	縁端距離 e(mm)	呼び p(mm)	高力ボルト穴径
M16	40	60	18.0
M20			22.0
M22			24.0
M24	45	70	26.0



(2) 千鳥打ちのゲージ及び間隔

千鳥打ちのゲージ及び間隔は、表2を標準とする。

表2 千鳥打ちのゲージ及び間隔の標準 (単位: mm)

ゲージ (g)	間隔 (b)			
	ねじの呼び M16	M20	M22	M24
35	50	65		
40	45	60		
45	40	55		
50	35	50		
55	25	45		
60	-	40		

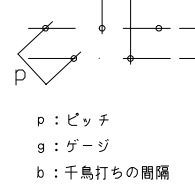
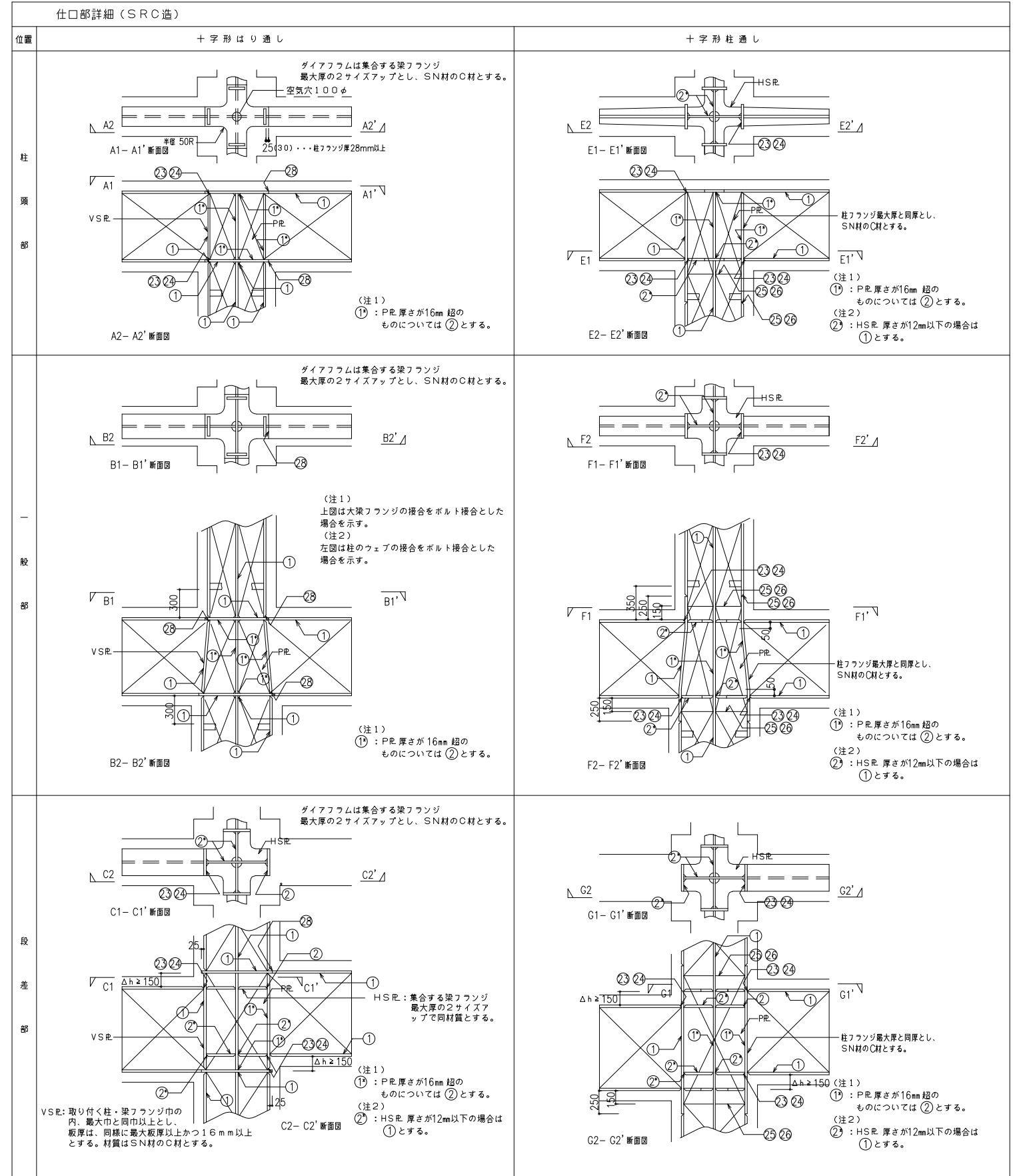
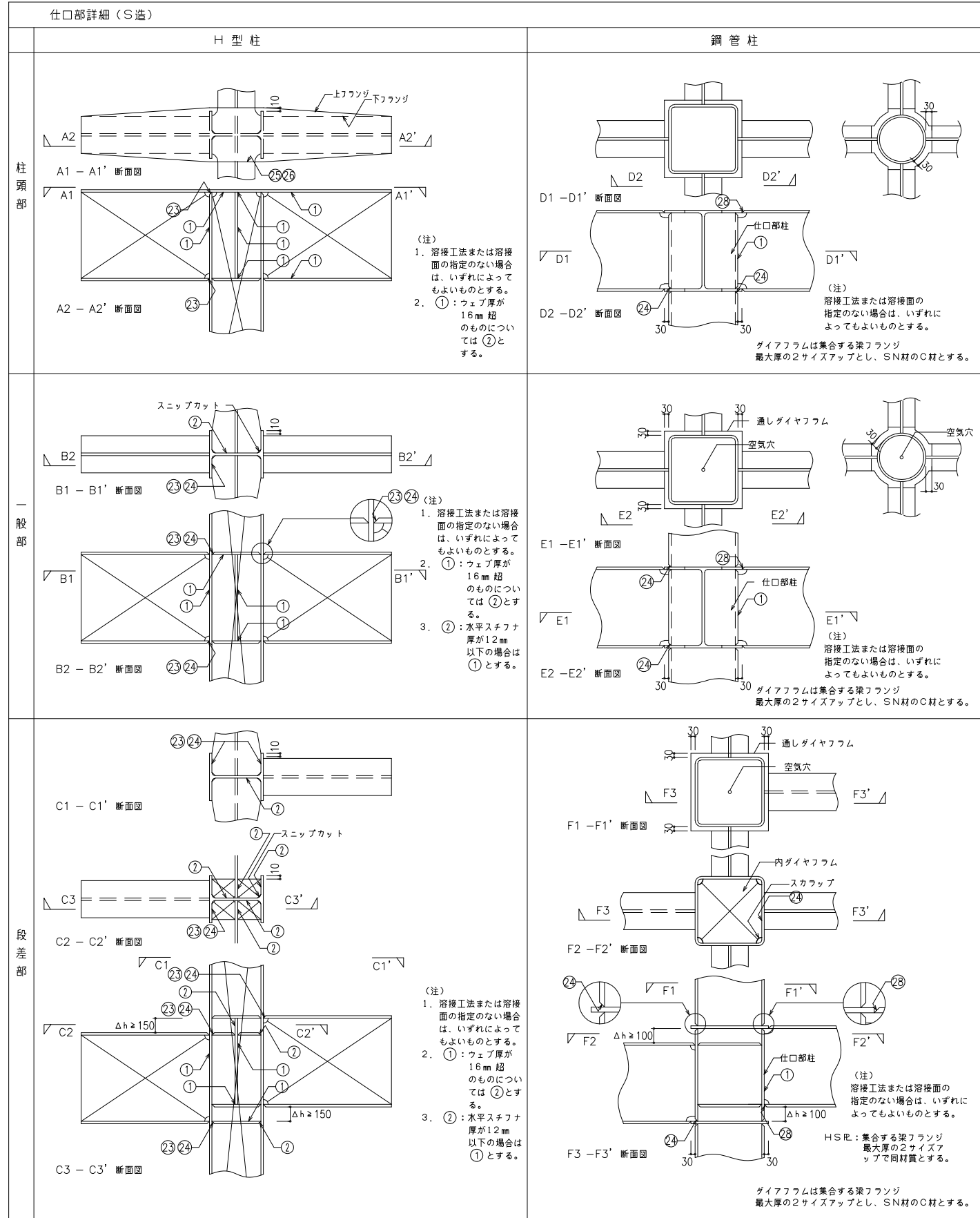
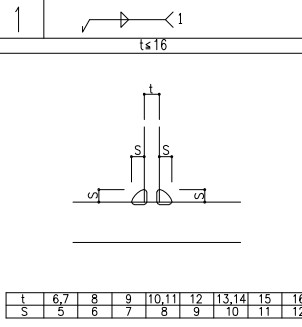
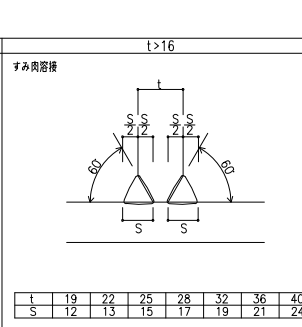


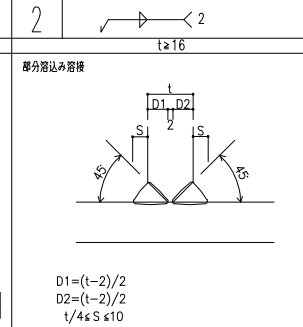
図16 千鳥打ちのゲージ及び間隔

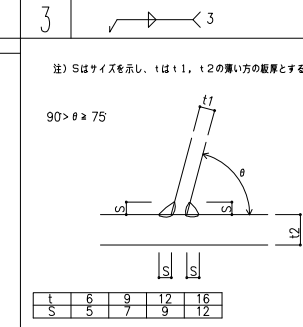
1. 一般事項 標準詳細図及び設計図に記載なき事項は、建設大臣官庁官庁監修「鉄骨設計標準図」（最新版）及び「建築工事共通仕様書」（最新版）による。さらに、記載のない場合は、日本建築学会「建築工事標準仕様書 JASS6 鉄骨工事」（最新版）による。

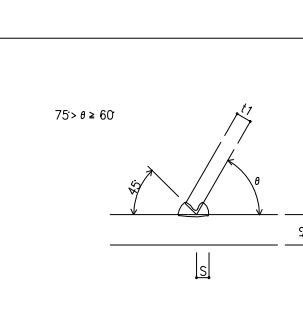
2. CFT柱は、CFT柱標準図も参照のこと。

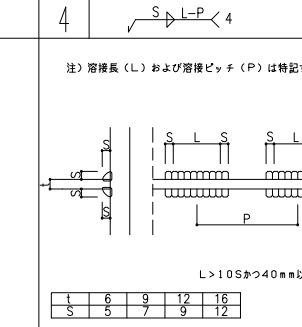


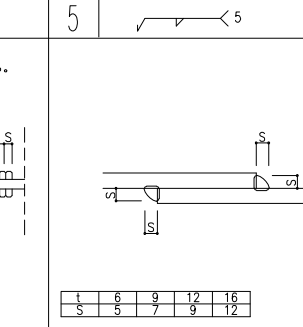
1  

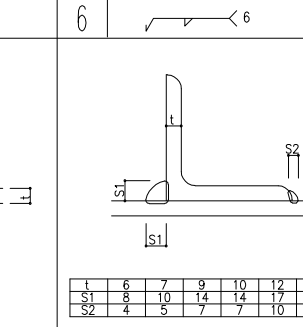
2 

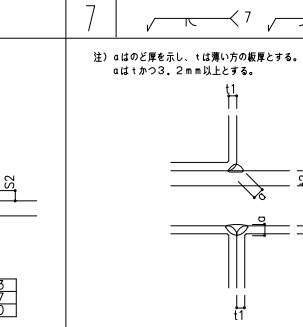
3 

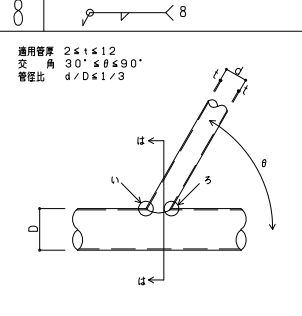
4 

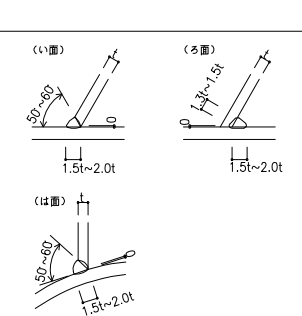
5 

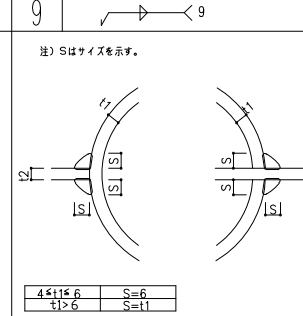
6 

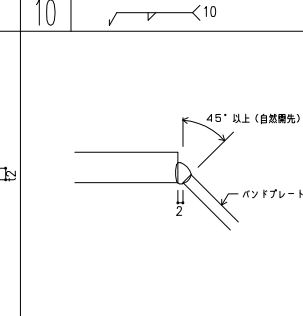
7 

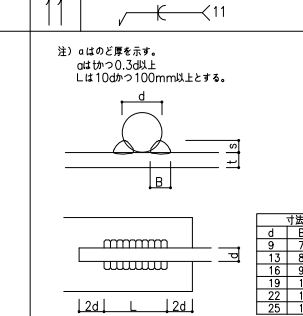
8 

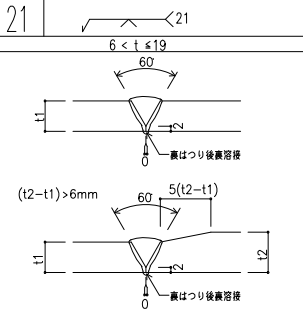
8 

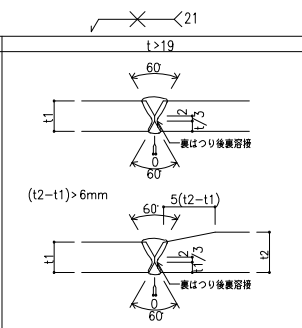
9 

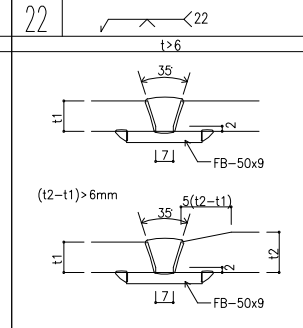
10 

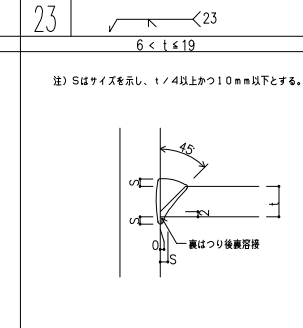
11 

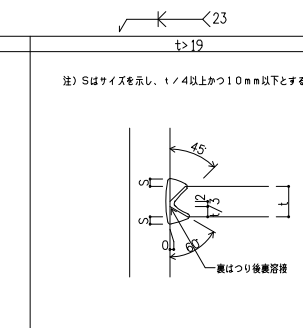
12 

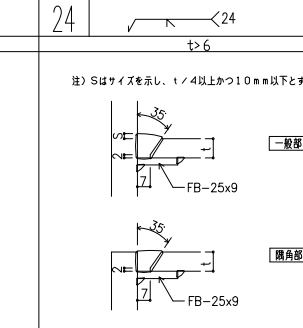
21 

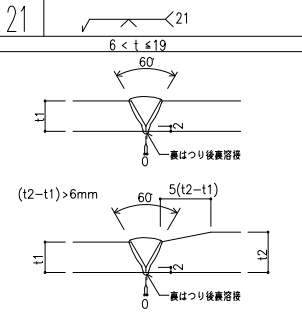
22 

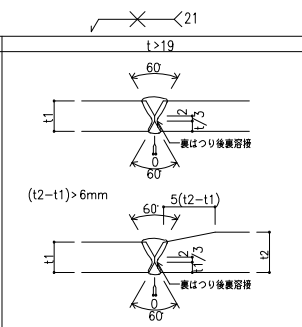
23 

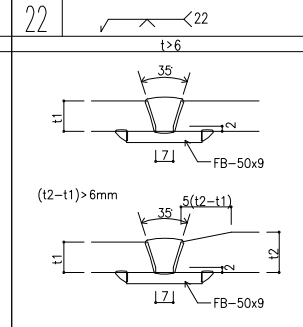
24 

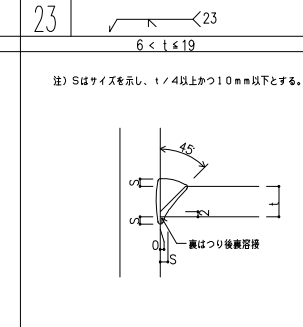
25 

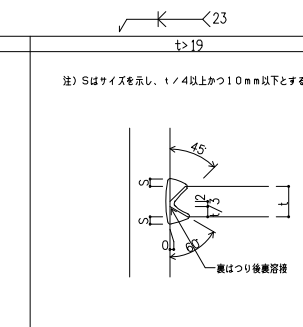
26 

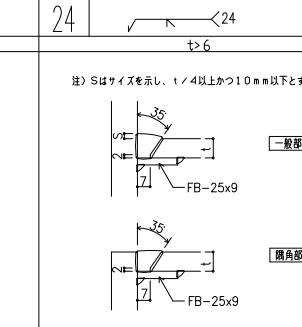
21 

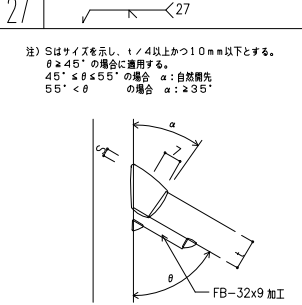
22 

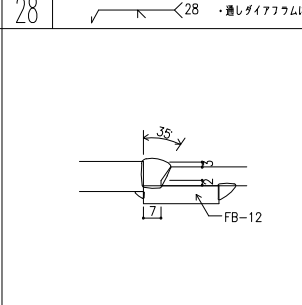
23 

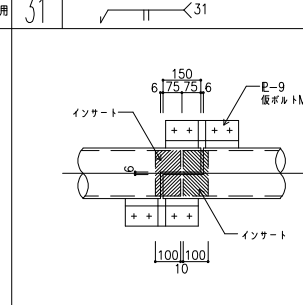
24 

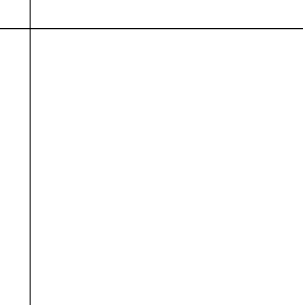
25 


26 

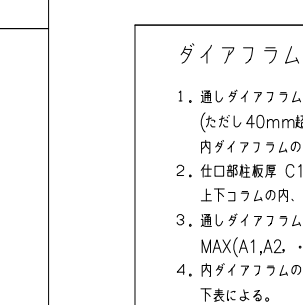
27 

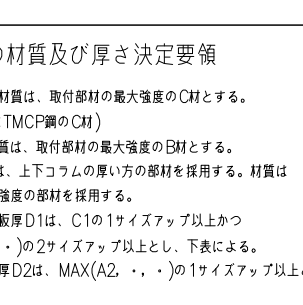
28 

31 

41 

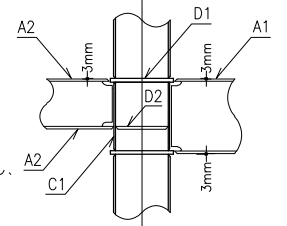
42 

43 

44 

ダイアフラムの材質及び厚さ決定要領

1. 通しダイアフラムの材質は、取付部材の最大強度のC材とする。
(ただし40mm超はTMCP鋼のC材)
内ダイアフラムの材質は、取付部材の最大強度のB材とする。
2. 仕口部柱板厚 C1 は、上下コラムの厚い方の部材を採用する。材質は上下コラムの内、高強度の部材を採用する。
3. 通しダイアフラムの板厚 D1 は、C1の1サイズアップ以上かつ MAX(A1, A2, . . .)の2サイズアップ以上とし、下表による。
4. 内ダイアフラムの板厚 D2 は、MAX(A2, . . .)の1サイズアップ以上とし、下表による。
また、D2は梁フランジ MAX(A2, . . .)と芯あわせとする。



梁フランジ厚 MAX(A1, A2, . . .)	~10	~13	~16	~19	~22	~25	~28	~32	~36	~40
通しダイアフラムの板厚 D1	16	19	22	25	28	32	36	40	45	50

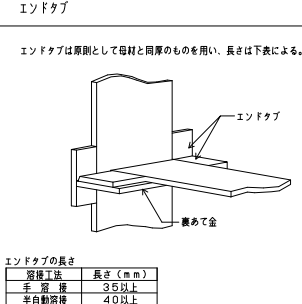
梁フランジ厚 MAX(A2, . . .)	~10	~13	~16	~19	~22	~25	~28	~32	~36	~40
内ダイアフラムの板厚 D2	14	16	19	22	25	28	32	36	40	45

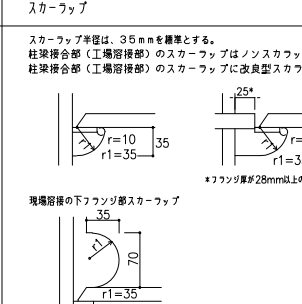
41 

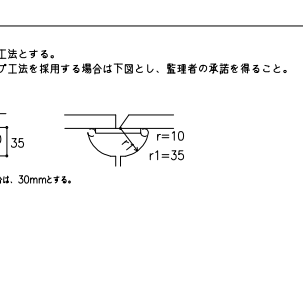
42 

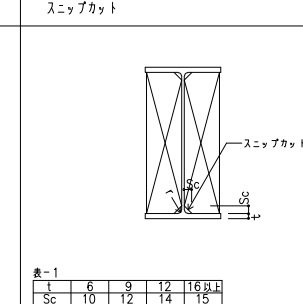
43 

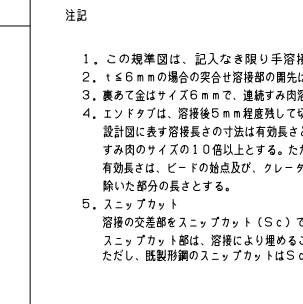
44 

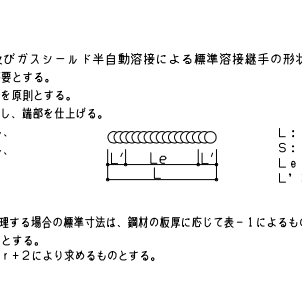
エンドタブ 

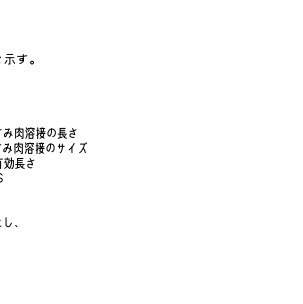
スカーフアップ 


スニップカット 


スニップカット 

スニップカット 

スニップカット 

スニップカット 

スニップカット 

スニップカット 

免震工事特記仕様書

- a. 冒頭のa., 1) : 印は事項を表し、事項中の項目は※印または◎印の付いた項目（両方に印のある場合は◎を優先とする。）及び仕様を適用し、「×」印又は「・」は適用しない。
- b. 品質性能上、製造所名を記入する場合は「株式会社」等の記載は省略する。（ ）内は製品名を示す。
- c. 特記仕様書中に示す数字の単位は数字の後に特記がない限り「mm（ミリ）」とする。

1. 総則

1.1 適用範囲
この特記仕様書は、免震層の施工、支承材又は減衰材の設置および関連する部位の施工に適用する。本工事には免震工事にかかる完成時検査（有資格者による）を含むものとする。

有資格者：点検業務委託会社に所属する免震建物点検技術者（日本免震構造協会）
免震部材メーカーの自主点検を行う免震建物点検技術者は含まない。
点検業務委託会社：（ ）

1.2 免震工事種別
※新築工事
・免震改修工事（レトロフィット）

1.3 構造安全性の検証方法
・時刻歴応答解析による検証（性能評価→大臣認定） 高さ>60m（超高層建築物）
◎時刻歴応答解析による検証（性能評価→大臣認定） 高さ≤60m
・告示第6の方法（限界耐力計算と同等以上の構造計算）による検証
・仕様規定（施行令第3章第1節及び第2節並びに告示第3号及び第4号）に適合（四号建築物）
・時刻歴応答解析による検証（任意評定）

1.4 免震建物の耐火設計
a. 免震部材の設置位置による分類
◎基礎免震
・中間階免震（専用免震層有り）
・中間階免震（専用免震層無し）
b. 耐火設計のルート
◎ルートA
・ルートB
・ルートC

1.5 準拠基準
a. 本特記仕様書に記載のない事項は、以下による。
※JSSI「免震構造施工標準」（最新版）
※JSSI「免震建築物の維持管理基準」（最新版）
※JSSI「エキスパンションジョイントガイドライン」（最新版）
※JSSI「免震建物の耐火設計ガイドブック」（最新版）
※JSSI「免震建物の建築・設備標準」（最新版）

b. 免震改修工事については、a.の他に「公共建築改修工事標準仕様書」（最新版）による。

1.6 クリアランスの基準値（構造躯体、仕上げ材、設備機器、配管含む）

	施工クリアランス	設計クリアランス	最小クリアランス
水平クリアランス	650 mm	600 mm	550 mm
鉛直クリアランス	80 mm	50 mm	30 mm

施工クリアランス：設計クリアランスに施工誤差を加えている。設計図書記載寸法。
設計クリアランス：完成時検査の計測基準値。完成時に確保されるべき値。
最小クリアランス：維持管理上の計測基準値。建物供用中に確保すべき値。

2. 品質管理

2.1 品質管理
品質管理項目および管理目標値を明確に定め「免震工事施工計画書」を作成する。監理者の承諾を得た「免震工事施工計画書」に基づいて施工するものとする。

2.1.1 品質管理体制
a. 免震工事の施工にあたっては、免震構造に関する免震工事責任者を配置し、施工品質の確保に努める。
b. 免震工事責任者は、JSSI「免震部建築監理管理技術者」の有資格者とする。

2.1.2 品質管理フロー
a. 品質管理フローは、JSSI「免震構造施工標準」による。

2.1.3 施工管理書類
a. 施工管理書類は、下表の他、JSSI「免震構造施工標準」による。
b. 施工管理書類一覧

管理書類名称	監理者	受注者	製作者（メーカー）
免震工事施工計画書	承諾	作成	-
免震部材製作検査要領書 1) 支承材 2) 減衰材 3) ベースプレート	承諾	確認	作成
ベースプレート下部充填性確認試験計画書	承諾	作成	-
ベースプレート下部充填性確認試験報告書	承諾	作成	-
免震部材製品検査報告書 1) 支承材 2) 減衰材 3) ベースプレート	承諾	確認	作成
設備配管継手 1) 主要寸法検査報告書 2) 性能検査成績書	部材ごと	承諾	確認
作成			
免震エキスパンションジョイント 1) 主要寸法検査報告書 2) 性能検査成績書 3) 取り扱い説明書	承諾	確認	作成
免震部施工時検査報告書（随時）	承諾	作成	-
免震部完成時検査報告書	承諾	作成	-

- 1) 支承材・・・積層ゴム、弾性すべり支承
- 2) 減衰材・・・粘性ダンパー

2.2 施工計画書に記載すべき事項
a. 免震工事施工計画書の構成、記載事項はJSSI「免震構造施工標準」による。

- 1) 免震部材の製作
- 2) 免震フリアランス
- 3) 免震層の設備配管・配線計画
- 4) 免震エキスパンションジョイント
- 5) 免震構造の仮設計画
- 6) 耐火被覆
- 7) 免震部材基礎の施工
- 8) 施工時検査、完成時検査
- 9) 施工計画上の留意事項

2.3 施工計画のチェックシート
a. JSSI「免震構造施工標準」に記載のチェックシートにより、施工計画時の管理項目を確認すること。

3. 製作管理

3.1 支承材、減衰材
a. 支承材、減衰材の製作は、大臣認定範囲かつ設計図書に規定された構造、寸法、性能および品質を満足するものが製作されるよう管理を行う。
b. 支承材、減衰材の品質、寸法管理については、特記およびJSSI「免震構造施工標準」による。
c. 支承材、減衰材の塗装色は、監理者との協議による。
d. 現場使用タッチアップペイント、製造番号表示、部材の保護（仮設時、弾性すべり支承のすべり面などの本設時に必要なものを含む）、養生、仮固定などの仮設は本工事に含む。

3.2 品質管理
a. 支承材、減衰材の品質管理における検査項目は主に以下について実施し、検査成績書を監理者に提出して承諾を受ける。
b. 検査項目
1) 材料検査 2) 外観検査
3) 寸法検査 4) 防錆・表面処理検査
5) 溶接部検査（主要部材間溶接部、スタッド部） 6) 性能検査
7) 気密検査

c. 立会い確認
立会い確認は抽出確認とする。
1) 監理者の立会 ※ 行う ・ 行わない

3.3 ベースプレート
a. 支承材、減衰材の据え付けに係るベースプレート、アンカーボルト等の製作は、設計図書に規定された構造、寸法、性能および品質を満足するものが製作されるよう管理を行う。
b. ベースプレートの品質、寸法管理については、特記およびJSSI「免震構造施工標準」による。

c. 立会い確認
立会い確認は抽出確認とする。
1) 監理者の立会 ※ 行う ・ 行わない

3.4 免震継手
a. 設備配管継手の製作は、設計図書（設備図）に規定された構造、寸法、性能および品質を満足するものが製作されるよう管理を行う。特に変位追従性に留意し、かつ可動範囲が確保されるものとする。
b. 検査および試験
1) 製品検査 ※ 行う（全数） ・ 行わない 監理者立会 ・ 行う ※ 行わない
2) 性能確認検査 ・ 行う ※ 行わない 監理者立会 ・ 行う ※ 行わない
※ 同種製品に対して試験が行われている場合は、当該製品の試験成績書に代えて既製品の報告書としてよい。

c. 分離免注の場合の対応
分離免注の場合、建築工事受注者の責任において品質管理に係る報告書を取りまとめること。

3.5 免震エキスパンションジョイント
a. 免震エキスパンションジョイントの製作管理は、JSSI「免震エキスパンションジョイントガイドライン」による。

b. 性能指標 ※ A種（通応箇所：意匠図による）
・ B種（通応箇所： ）
・ C種（通応箇所： ）

c. 検査および試験
1) 製品検査 ※ 行う（全数） ・ 行わない 監理者立会 ※ 行う ・ 行わない
2) 性能確認検査 ※ 行う ・ 行わない 監理者立会 ※ 行う ・ 行わない
イ）加振台試験 ※ 行う ・ 行わない
ロ）振動台試験 ※ 行う ・ 行わない
試験方法、判定基準はJSSI「エキスパンションジョイントガイドライン」による。
試験済みの標準品と同型形式かつ同条件の製品は、監理者の承諾を得て、性能確認試験を省略することができる。

3.6 防錆仕様と塗装仕様
a. フランジ、鋼板、ベースプレート、ボルト、座金の防錆処理、塗装仕様は次による。
1) 防錆処理・塗装範囲
露出金属部及びその境界から非露出部へ20mmの範囲。
2) 工場防錆処理・塗装仕様
◎ 溶融亜鉛めっき処理（通応部材：高減衰ゴム支承、弾性すべり支承（支承部分）粘性ダンパー）
フランジ、ベースプレートに溶融亜鉛めっき処理（HDZ55相当）を行う。
溶融亜鉛めっき処理後のフランジ、ベースプレート、ボルト、座金への着色塗装
・ 有 ◎ 無

- ・ 常温亜鉛めっき処理（通応部材： ）
フランジ、ベースプレートに常温亜鉛めっき処理を行う。
常温めっき処理後のフランジ、ベースプレート、ボルト、座金への着色塗装
・ 有 ◎ 無
- ・ 亜鉛溶射処理（通応部材： ）
フランジ、ベースプレートに亜鉛溶射処理（ZS120：膜厚120μm以上）及び封孔処理を行う。
亜鉛溶射処理後のフランジ、ベースプレート、ボルト、座金への着色塗装
・ 有 ◎ 無
- ◎ 防食塗装処理（通応部材：弾性すべり支承（すべり板のみ））
次の処理仕様を標準とする。（大臣認定条件を満たすものとする）

下地処理	プラスト処理	SSPC-SP-10 (SIS Sg-2 1/2)	
下 塗	ジンクリッチプライマー	75 μm以上	
中 塗	エポキシ樹脂系塗料	60 μm以上	
上 塗	エポキシ樹脂系塗料	35 μm以上	合計170 μm以上

ボルト座金への着色塗装 ・ 有 ・ 無

その他、防錆・塗装仕様は図示による。

4. 仮設計画

免震層より上部の構造体に水平変位が生じることに配慮し、施工精度を確保するものとする。

4.1 仮設計画
a. 外部足場、揚重機、工用車ELV、建物乗り入れ部、建物周辺等の建物移動範囲にあるものは適切に計画するほか、地震時の衝突により躯体の損傷が生じないものとする。

4.2 水平拘束材
a. 免震層や免震部材の水平変形（移動）が上部構造躯体の施工に支障のある場合、適切な水平拘束材（仮設）を検討し、監理者の承諾を得る。
b. 水平拘束材を使用した場合は、施工中の上部構造の耐震性、取付け部の健全性についても検討し、監理者の承諾を得る。

5. 免震層の施工

5.1 受入検査
5.1.1 支承材・減衰材
a. 支承材・減衰材が「設計図書」に記載された、監理者の承諾を受けた品質であることを確認する。
受入れ検査の方法については、特記およびJSSI「免震構造施工標準」による。

5.1.2 ベースプレート
b. ベースプレート、アンカーボルト等が「設計図書」に記載された、監理者の承諾を受けた品質であることを確認する。受入れ検査の方法については、特記およびJSSI「免震構造施工標準」による。

5.1.3 免震部材のバラつきによる偏心の影響
a. レイアウト
確認された個体特性に基づき、原則として建物重心位置に対してバランスよくレイアウトし、監理者の承諾を得る。
1) ※ 個体特性に応じたレイアウトを行う。 ・ 個体特性に応じたレイアウトは行わない。

5.2 基礎免震建物の施工
5.2.1 基礎免震建物施工手順
a. 免震建物の施工手順は、原則としてJSSI「免震構造施工標準」による。

5.2.2 留意事項
a. JSSI「免震構造施工標準」に記載された留意点を参考に、施工計画に反映させるものとする。

5.2.3 免震部材取付ボルト
a. 免震部材取付ボルトのトルクと締付け手順は、JSSI「免震構造施工標準」の方法を原則とする。

5.3 免震部材の保管・養生
a. 施工中、免震部材及びその関連部位について、性能低下することのないよう十分養生するものとする。
b. 支承材又は減衰材を運搬する場合は、特に、傷、へこみが発生しないよう養生と共に、可動部分は動かないよう固定すること。これは運搬および設置時の部材の固定用であり、上部構造全層の水平移動を拘束するものではない。原則として、この固定は支承材直上の剛床が成立した時点で速やかに撤去するものとする。

c. 特にすべり支承のすべり面について、施工中十分な養生を行い、養生の上にモノを置いてはならない。

5.4 ベースプレート下部充填工法
a. ベースプレート下部充填工法は、以下とする。施工方法、管理方法については、JSSI「免震構造施工標準」による。
※コンクリート充填工法
充填コンクリート 呼び強度 Fc 60（高強度コンクリート）
試験体において、経時変化特性を十分把握し、施工に反映すること。

・ グラウト充填工法
グラウト材 無収縮モルタル 基礎の強度以上 厚さ 30 mm
アンカー長さはグラウト厚さを除いたコンクリート内で確保するものとする。

b. 充填性試験の結果等から工法を変更する場合の費用は、受注者の負担とし、充填性試験についてあらかじめ行うものとする。

c. 充填性試験
※充填性試験回数 3 回
充填性の確認と本施工での施工手順の確立を目的として、試験を行う。
試験結果が不良な場合は、3回以上となることもあるため、試験体、試験場所確保に留意すること。
試験結果が良好な場合は、2回目を省略することができる。
試験体は充填部分にあるアンカーボルト、スタッド、鉄筋などの状況を反映する。
試験体は免震部材の種別毎とし、種別のうち大きい径・サイズのものとする。
判定方法および判定基準は、JSSI「免震構造施工標準」による。

5.5 安全管理
a. 安全管理は、JSSI「免震構造施工標準」による。

5.6 施工時検査
a. 免震部材の設置工事に当たり、免震機能を損なうことのないように施工管理を行い、適切な時期に施工時検査を実施する。施工時検査は、免震建物点検技術者が行う。
後述の完成時検査とは別に各部施工時に行い、完成時検査における不具合を防ぐことを目的とする。

b. 施工精度管理項目、点検時期および管理基準は、下表の他JSSI「免震構造施工標準」によるものとし、全数を対象とする。
1) 施工精度管理基準

管理項目	管理詳細	管理値
積層ゴム系支承	下部ベースプレート 据え付け	水平精度 傾き 1/400 位置精度 X, Y, Z ±5mm
	すべり系支承	すべり板据え付け
転がり系支承		下部ベースプレート 据え付け
		ねじれ角度
ダンパー	下部ベースプレート 据え付け	水平精度 傾き 1/300 反り 1/400 かつ 4mm
		位置精度 X, Y, Z ±5mm
免震クリアランス	積層と躯体の隙間	水平精度 設計クリアランス*1 以上
	積層と大走りととの隙間	鉛直精度 設計クリアランス*1 以上
免震Exp.j *2	取付け精度	水平精度 製作者の規定値以下 位置精度

*1 設計図書に示される値とする。示されていない場合、監理者と協議の上決定する。
境界部はすべて管理値を満たすものとする。
*2 免震Exp.jに関わる躯体のクリアランスは、免震Exp.j取付け前に検査しておくこと。

2) 施工精度管理基準（ベースプレートに鉄骨が直に据え付けられる場合）

管理項目	管理詳細	管理値
各支承	下部ベースプレート 据え付け	水平精度 傾き 1/500 反り 1/500 かつ 3mm
		位置精度 X, Y, Z ±3mm ねじれ ねじれ 1/500

・ダンパー、免震クリアランス、免震Exp.jの項目は、1)の表にならう。

c. 免震部施工時検査報告書および是正方法については、監理者に随時提出のこと。

5.7 免震建築物の完成時検査
a. 受注者の責任において、有資格者による「免震建築物の完成時検査」を行う。維持管理を行う上での初期値となることから、有資格者の選定は、以後の点検が同一会社で行われることを前提に、建築主・監理者と協議の上決定する。

b. 立会い確認
立会い確認は抽出確認とする。
1) 監理者の立会 ※ 行う ・ 行わない

c. 「免震部完成時検査計画書」を作成し、監理者の承諾を得た後に検査を実施する。

d. 「免震部完成時検査報告書」を監理者に提出し、承諾を受ける。建物引き渡し時に、「監理者」、「建物所有者」または「建物管理者」に提出するとともに、完成図に準じて保管する。

e. 検査の点検項目及び調査方法は、維持管理要領1.4の点検項目による他、「免震建築物の維持管理基準」による。

f. 免震部材に耐火被覆がある場合は、耐火被覆工事前に行う。

g. 検査
1) 完成時検査管理点検位置（1,2は欠番）
3 免震部材 4 設備配管 5 電気設備 6 免震層 7 建物外周部 8 クリアランス
9 耐火被覆 10 免震エキスパンションジョイント 11 維持管理用マーキング 12 その他

※ 取付けボルトの締付け確認、打音検査は全数行い、記録する。

2) 計測点については、維持管理用マーキングを行うこと。
マーキングは以下とする。
1 免震部材固定用ボルト締付け後マーキング
2 免震部材の鉛直・水平変位計測用マーキング
3 免震層・建物外周部クリアランス測定用マーキング
4 隙間、出隅入隅部は、計測部2方向に金属板を埋め込む。
4 建物位置計測のための下げ振り用フックとロ点をマーキングした金属板を埋め込む（フックが維持管理時にも回転しないよう留意する。）

h. 有資格者は点検時に確認された不具合について、受注者および監理者に報告（速報）するものとする。施工者は是正方法を監理者に示し、監理者の承諾を得て是正を行うものとする。

i. 完成時検査における指摘事項、および残工事部分（外構を含む）の確認は、現地にて有資格者が行い、報告書に記載することとする。

免震工事特記仕様書
6. 免震継手および免震Exp.Jの施工

6.1 設備配管継手の施工
 a. 所定の性能が発揮できるよう可動範囲（水平・鉛直）を確保し、適切な方法で接合するものとする。
 b. 設備配管の設置は、各免震部材のメンテナンスの容易性に配慮すること。

6.2 免震エキスパンションジョイントの施工
 a. 所定の性能が発揮できるよう耐荷重、可動範囲（水平・鉛直）を確保し、適切に設置するものとする。
 b. 免震エキスパンションジョイントの取扱説明書 ※作成する。 ※作成しない。
 記載事項は、JSSI免震構造施工標準による。

6.3 耐火被覆、耐火目地
 a. 支承材および耐火性能について所定の性能が発揮できるよう可動範囲（水平・鉛直）を確保し、適切に設置するものとする。支承材と耐火被覆の組み合わせについて、耐火被覆の大臣認定内容に基づくものとする。
 b. 支承材の耐火被覆 行う ※行わない

7. 中間階免震の施工

7.1 中間階免震対応
 ※本工事に適用せず。
 a. 中間階免震において、以下の対応を行うこと。
 ※免震部材の耐火措置
 ※免震部材に係る外壁、内壁の変位対応
 ※免震層を貫通する階段、ELV、シャフトの変位対応
 ※設備配管継手の変位対応

7.2 免震層の耐火処置
 a. 耐火処置の対象となる柱の種別 ※鉄筋コンクリート 鉄骨鉄筋コンクリート
 b. 耐火被覆 ※大臣認定材料 その他
 c. 雨がり部の水切り等の処置 行う 行わない
 d. 必要に応じて、免震部材の点検が可能なこと。

8. その他の施工上の留意事項

8.1 その他の施工上の留意事項
 a. その他の施工上の留意事項は、JSSI「免震構造施工標準」による。

8.2 各種取り合い部の検討
 a. 免震層についての総合図を作成し、躯体、免震部材、仕上げ、設備配管相互の施工クリアランス（水平、鉛直）が確保されていることを確認し、監理者の承認を得るものとする。

8.3 躯体の乾燥収縮、温度応力によるひずみ対策
 a. 躯体の乾燥収縮、温度応力によるひずみにより免震部材に水平変位が生じることを防止するため収縮帯を設ける。
 ・収縮帯を設ける ※収縮帯を設けない

8.4 外部の雨がかり対策
 a. 免震層外部の免震部材への雨がかりの恐れがある場合は、雨よけ等の対策を行う。
 ・雨除けを行う ※雨除けを行わない

8.5 免震層の換気
 a. 免震層の換気 ※行う（換気方法は、意匠図、設備図による） 行わない
 b. 免震層の空気循環 ※行う（循環方法は、意匠図、設備図による） 行わない

8.6 免震層内の点検照明
 a. 免震層の照明 ※設ける（照明は、電気設備図による） 設けない

8.7 変位計測器、地震計
 a. ※機器の設置に必要な基礎、立上り等は本工事の範囲とする。
 ※地震計の更新は、10年を目処とする
 ※計測機器に関する維持管理は、機器メーカーと別途契約を結ぶものとする。
 b. 維持管理上有効な変位確認、または地震応答観測するための以下の機器を設置する。
 下記の観測を行うものとし、計測機器及び据付は本工事に含むが、メンテナンスについては、本工事外とする。
 ※ケガキ針式変位記録計
 a. 免震ビット内重心位置 1箇所 b. 免震ビット内隅角部 1箇所
 c. 計測距離 ± 650 mm
 ※下振り
 a. 免震ビット内重心位置 1箇所 b. 免震ビット内隅角部 2箇所
 ◎地震計による計測
 a. 免震ビット床 1箇所
 b. 最下階床 1箇所 c. 中間階床 1箇所 d. 最上階床 1箇所

c. ケガキ針について
 1) 設置目的
 建物挙動を容易に把握することを目的とする。
 2) 仕様
 記録方法は、けがき式（ステンレス板）または感圧式とする。
 記録面に同心円状の目盛り表示があり、変位の概略が把握できること。
 記録板（紙）は6枚（本設1枚、予備5枚）用意すること。
 記録板（紙）がそのままの状態でも保管できる保管箱を設置する。
 （記録紙は折り曲げたり巻き上げたりせずに保管できること。防水・防塵仕様のこと）

d. 地震計について
 1) 設置目的
 本建物における地震動の記録と免震機能の確認をするとともに、建物管理者が震度相当値を即座に把握し建物管理に活用することを目的とする。
 イ. 建物管理者が避難誘導などの地震後対策を実施するための震度階などの即時表示
 2) システム構成例
 地震観測装置
 イ. 地震計（A/D内蔵3ch）
 ロ. メタルケーブル（占用同期ケーブル）

ハ. LANケーブル（占用データ通信ケーブル）
 ニ. 表示装置 1台（地震計の観測データは表示装置経由で自動回収）
 ホ. 表示装置設置箇所（2階：防災センター内）
 3) 必要とする機能
 イ. 表示装置から通信接続し各種設定を行う。（トリガレベル等）
 ロ. 表示装置で起動時刻、震度階、3成分最大加速度等を表示する。
 ハ. 表示装置で地震計の観測データを回収し、持ち込んだUSBメモリを接続して保存する。
 ニ. 地震時に電源供給停止やLAN通信停止しても地震計本体は一定時間稼働して、観測データを収録する。
 ホ. 時刻履歴データが原則としてテキストデータで取得できるようにすること。
 ヘ. 遠隔地からのデータ取得
 ・行う ※行わない

4) 地震観測データの解析
 イ. 地震観測データの収録
 ロ. 地震観測波形データの解析処理
 ハ. 免震建物の地震応答シミュレーション解析による免震性能の検証
 ※建物地点の気象庁発表震度が5強以上であることを対象とする。
 ※設計者による業務は、別途協議するものとする。

d. 下げ振りについて
 下げ振りの下部には目盛・方位付ステンレス板（100×100）を設置する。
 ・機器の選定、設置場所等については、監理者の承認を受けること。

8.8 免震建築物表示看板（建設省告示第2009号第4の五）
 a. 出入口その他見やすい場所に、免震建築物であることの表示および必要な事項を表示する。
 ◎ 6箇所（出入口、可動箇所にかかる通行部など）

8.9 免震建築物の説明パネル、模型等
 a. 免震層の見字に対応した以下のものを設置する。
 1) 説明パネルA1程度 ※設置する ・設置しない
 2) 主要な免震部材の模型 ・設置する ※設置しない

8.10 免震部材の交換
 a. 免震部材の搬出、搬入経路の基本的な考え方について維持管理要領に記載するものとする。

8.11 免震基礎位置の明示
 a. 免震層内の柱下各免震部材の基礎型に、通り芯符号がわかる表記を行うこと。

8.1 免震部材等
 a. 免震層および建物外周部
 c. 設備配管可動部・配線の余長点検対象項目は、関係者による協議により定める。
 下表の他「免震建築物の維持管理基準」（最新版）による。

部 位	必要性性能	管理項目	管理方法
免震部材	建物を安全に支持できる	・損傷の有無 ・クリープ ・変位	・外観検査 ・鉛直変位測定 ・水平変位測定
	免震性能	・剛性 ・変形能力 ・減衰能力	・外観検査 ・別置き試験体などを 用いた試験
免震層 建物外周部	建物の水平移動に支障がないこと	・クリアランス ・障害物の有無	・クリアランス量測定 ・障害物目視調査
設備配管 配線可動部	変位追従能力	・形状 ・損傷の有無	・目視調査 ・漏水などの調査

1.2 点検対象項目
 点検の対象となる部位は、主に以下とする。
 a. 免震部材等
 b. 免震層および建物外周部
 c. 設備配管可動部・配線の余長点検対象項目は、関係者による協議により定める。
 下表の他「免震建築物の維持管理基準」（最新版）による。

部 位	要求性能・項目	管理項目	管理方法
免震部材	・外観・鋼材部の状況	・損傷・発錆・部材形状	・目視・代表寸法の計測
	・鉛直荷重支持性能	・鉛直変位	・計測
	・水平変位性能	・水平変位	・計測
	・取り付け部の性能	・ボルトの緩み	・マーキングのずれ(確認)
設備配管	・復元性能・減衰性能	・可動範囲の確認	・目視・計測
	・変位追従性能	・取付状況・液漏れ ・傷・亀裂	・目視
電気設備	・変位追従性能	・余長(引き込み線)	・目視
	・避雷機能	・避雷針・アース	・確認
免震層	・障害物・可燃物	・有無の確認	・目視・計測
	・排水状況	・結露・水没の有無	・目視
	・建物位置	・水平変位	・計測
	・障物	・可動範囲の障害物	・目視
建物外周部	・周辺環境	・危険箇所	・目視
クリアランス	・水平・鉛直クリアランス	・管理値以上	・計測
耐火被覆	・外観の状況	・損傷	・目視
	・耐火性能	・ずれ・隙間	・計測
免震エキスパンション ジョイント	・可動状況	・可動域・作動機構他	・図書確認、目視・計測
	・劣化状況	・形状、取付、発錆	・目視・打音
	・損傷状況	・埃み・歪み・取付躯体	・目視
	・密閉状況	・漏水・排水	・目視
維持管理用マーキング	・水平・鉛直変位計測点	・完成時検査時マーキング	・マーキングの実施、マーキングの 確認ならびに補修
	・躯体クリアランス計測点	・定期点検時、薄れ	・確認ならびに補修
	・建物位置計測点	・制約は再マーキング	・目視
	・取付けボルト	・緩みがない	・目視
その他	・免震部材取り付け躯体	・ひび割れ、劣化など	・目視
	・免震建物の表示	・出入口などに表示	・目視・有無確認
	・下げ振り	・存在すること	・目視・有無確認
	・けがき式変位計	・記録機能の劣化など	・目視・記録確認
	・別置き試験体	・有無、加圧値	・有無、加力装置の圧力確認
	・その他著しい不具合	・不同沈下、不具合	・著しい不具合は記載

※ 各計測方法はJSSI「免震建築物の維持管理基準」による。
 ※ 取付けボルトの締付け確認、打音検査は全数行い、記録する。
 ※ 鉛直変位および傾きは上下鋼板間の4箇所（東西南北）の内法寸法を点検要領により計測し、計測位置をマークしておく。また計測時の温度を記録する。
 ※ 水平変位は上下外部鋼板の内法での水平変位（上下フランジのずれ）を2箇所計測し、位置をマークしておく。
 ※ 水平方向の建物残留変形が建物完成時位置から50mmを超える場合には、ジャッキによる修正とし、実施方法については関係者との協議による。
 ※ クリアランスについては、境界部すべてとする。
 ※ 支承材の不具合は詳細な調査を行い、荷重支持能力、変形性能に支障があると判断される場合は交換が必要となる。
 ※ ダンパーの不具合は詳細な調査を行い、減衰性能に支障があると判断される場合は交換が必要となる。

維持管理要領

本節は、建物完成時およびそれ以降に行われる免震建物の維持管理の要領を示す。記載されていない事項は日本免震構造協会「免震建物の維持管理基準（最新版）」によるものとする。

目的 法第8条、第12条に基づき、免震部材および免震層の継続的な維持管理を通して本建物の所定の免震機能を維持させることを目的としている。
 a. 建物所有者または建物管理者は、免震建物点検会社と維持管理契約を結び、点検業務を委託する。
 b. 受注者は完成時検査に先立ち、「免震部完成時検査計画書」を作成し、監理者の承認を得る。
 c. 受注者は適切な時期に完成時点検を行い、速やかに監理者に報告を行うとともに以降の維持管理が円滑に行われるよう関係者と協議するものとする。
 d. 瑕疵については、建築本体と同様とする。

1. 維持管理の基本事項

1.1 点検の種類、実施時期、実施者
 ※各種点検、検査は有資格者が行う。

a. 完成時検査 ー b～fの点検時に必要な項目の初期値を測定するもので、建物の完成時に実施する。完成時点検は本工事範囲内とし、有資格者が行う。

b. 通常点検 ー 建物所有者・管理者は免震機能維持のため不具合の早期発見を目的として、目視を中心とした点検を毎年実施する。報告書、是正方法について監理者に提出のこと。

c. 定期点検 ー 建物完成後、5年、10年、以後10年毎に計測を含めた点検を実施し、記録に留める。有資格者が点検を行う。完成時検査で未実施の項目は、完成時検査と同等の検査を行うこととする。

d. 応急点検 ー 震度5弱以上の地震や風速30m以上の強風や火災、浸水などの災害を受けた直後に実施し、免震部材などへの影響の有無の確認を目的とするもので、災害直後に目視を中心とした点検を実施する。

e. 詳細点検 ー b,c,dの点検で免震部材に異常が認められた場合に行う。複雑な点検・計測は製造者が加わることもある。

f. 更新工事後点検 ー 免震層内ならびに建物外周部で免震機能に影響がある工事が完了後に実施する。点検内容は、完成時検査に準ずる。時期によっては定期点検と合わせて行うこともできるが、工事実施部分に限っては、全数検査とする。
 ※上記点検時の監理者の立会いは協議による。

1.2 点検対象項目
 点検の対象となる部位は、主に以下とする。
 a. 免震部材等
 b. 免震層および建物外周部
 c. 設備配管可動部・配線の余長点検対象項目は、関係者による協議により定める。
 下表の他「免震建築物の維持管理基準」（最新版）による。

部 位	必要性性能	管理項目	管理方法
免震部材	建物を安全に支持できる	・損傷の有無 ・クリープ ・変位	・外観検査 ・鉛直変位測定 ・水平変位測定
	免震性能	・剛性 ・変形能力 ・減衰能力	・外観検査 ・別置き試験体などを 用いた試験
免震層 建物外周部	建物の水平移動に支障がないこと	・クリアランス ・障害物の有無	・クリアランス量測定 ・障害物目視調査
設備配管 配線可動部	変位追従能力	・形状 ・損傷の有無	・目視調査 ・漏水などの調査

1.3 維持管理体制
 免震建物の維持管理は、原則として以下に示す体制で実施する。

```

  graph TD
    A[建物所有者  
(管理組合等を含む)] <-->|相談| B[建物設計者  
建物施工者]
    A <-->|報告| C[建物管理者]
    B <-->|回答| C
    C <-->|報告| D[免震建物点検技術者]
    D <-->|報告| C
    D <-->|委託| B
    D <-->|委託| A
  
```

早期の異常発見
 実施：通常点検、定期点検、応急点検、詳細点検、更新工事後点検

a. 建物所有者 ー 建物所有者は、直接または建物管理者を通じて免震建物点検技術者に通常点検、定期点検を委託する。点検結果の報告を受け、必要に応じて改善などの処置を行う。

b. 免震建物
 点検技術者 ー 各点検を実施し点検結果の判定を行い、結果を建物所有者・建物管理者に報告する。また、必要に応じて建物所有者・建物管理者の指示に基づき詳細点検を実施する。

1.4 点検項目
 点検項目は、下表の他「免震建築物の維持管理基準」（最新版）による。
 ・点検項目

部 位	要求性能・項目	管理項目	管理方法
免震部材	・外観・鋼材部の状況	・損傷・発錆・部材形状	・目視・代表寸法の計測
	・鉛直荷重支持性能	・鉛直変位	・計測
	・水平変位性能	・水平変位	・計測
	・取り付け部の性能	・ボルトの緩み	・マーキングのずれ(確認)
設備配管	・復元性能・減衰性能	・可動範囲の確認	・目視・計測
	・変位追従性能	・取付状況・液漏れ ・傷・亀裂	・目視
電気設備	・変位追従性能	・余長(引き込み線)	・目視
	・避雷機能	・避雷針・アース	・確認
免震層	・障害物・可燃物	・有無の確認	・目視・計測
	・排水状況	・結露・水没の有無	・目視
	・建物位置	・水平変位	・計測
	・障物	・可動範囲の障害物	・目視
建物外周部	・周辺環境	・危険箇所	・目視
クリアランス	・水平・鉛直クリアランス	・管理値以上	・計測
耐火被覆	・外観の状況	・損傷	・目視
	・耐火性能	・ずれ・隙間	・計測
免震エキスパンション ジョイント	・可動状況	・可動域・作動機構他	・図書確認、目視・計測
	・劣化状況	・形状、取付、発錆	・目視・打音
	・損傷状況	・埃み・歪み・取付躯体	・目視
	・密閉状況	・漏水・排水	・目視
維持管理用マーキング	・水平・鉛直変位計測点	・完成時検査時マーキング	・マーキングの実施、マーキングの 確認ならびに補修
	・躯体クリアランス計測点	・定期点検時、薄れ	・確認ならびに補修
	・建物位置計測点	・制約は再マーキング	・目視
	・取付けボルト	・緩みがない	・目視
その他	・免震部材取り付け躯体	・ひび割れ、劣化など	・目視
	・免震建物の表示	・出入口などに表示	・目視・有無確認
	・下げ振り	・存在すること	・目視・有無確認
	・けがき式変位計	・記録機能の劣化など	・目視・記録確認
	・別置き試験体	・有無、加圧値	・有無、加力装置の圧力確認
	・その他著しい不具合	・不同沈下、不具合	・著しい不具合は記載

履歴									

土質ボーリング柱状図 (標準貫入試験)

調査者 株式会社 八潮市新庁舎建設工事推進課

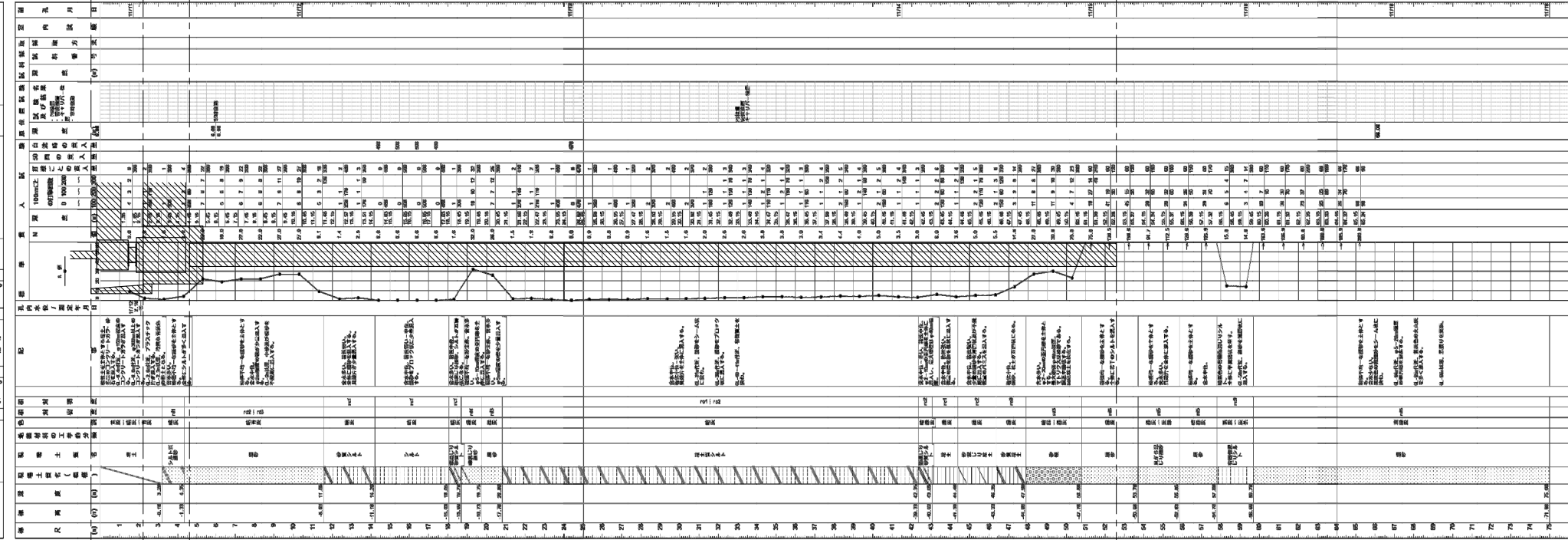
調査員 土質工 田中 浩二

調査員 土質工 田中 浩二

調査員 土質工 田中 浩二

調査員 土質工 田中 浩二

ボーリング名 No.1	調査日 令和元年11月12日	調査時間 11:00~11:30	調査場所 八潮市新庁舎建設工事推進課
ボーリング名 No.2	調査日 令和元年11月12日	調査時間 11:30~12:00	調査場所 八潮市新庁舎建設工事推進課



▽1.0m (I.P. 3.50m)

▽2.40m

▽2.70m

柱長: 4800

▽4.80m

土質ボーリング柱状図 (標準貫入試験)

調査者 株式会社 八潮市新庁舎建設工事推進課

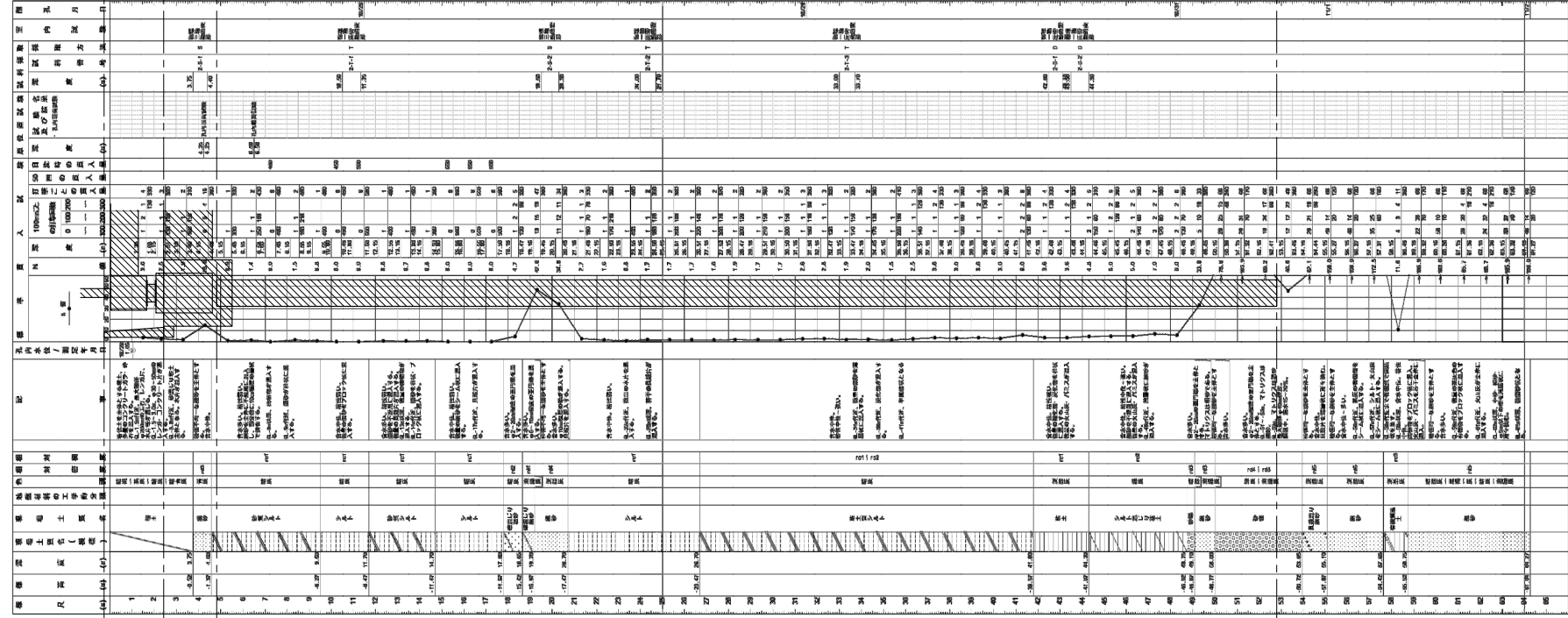
調査員 土質工 田中 浩二

調査員 土質工 田中 浩二

調査員 土質工 田中 浩二

調査員 土質工 田中 浩二

ボーリング名 No.2	調査日 令和元年11月12日	調査時間 11:00~11:30	調査場所 八潮市新庁舎建設工事推進課
ボーリング名 No.3	調査日 令和元年11月12日	調査時間 11:30~12:00	調査場所 八潮市新庁舎建設工事推進課



▽1.0m (I.P. 3.50m)

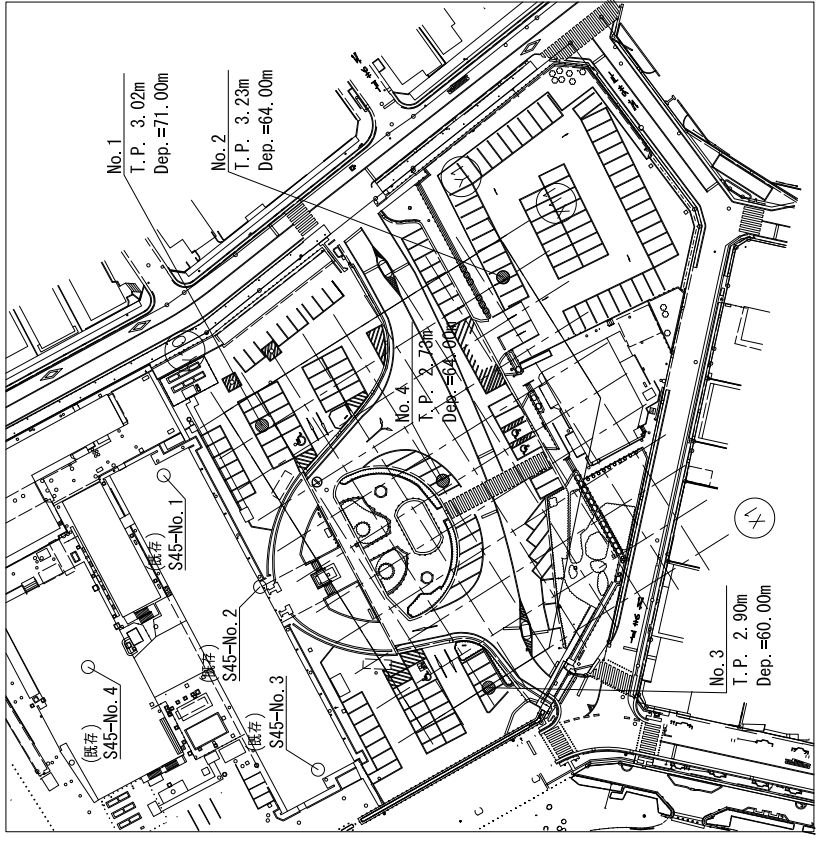
▽2.40m

▽2.70m

柱長: 4800

▽4.80m

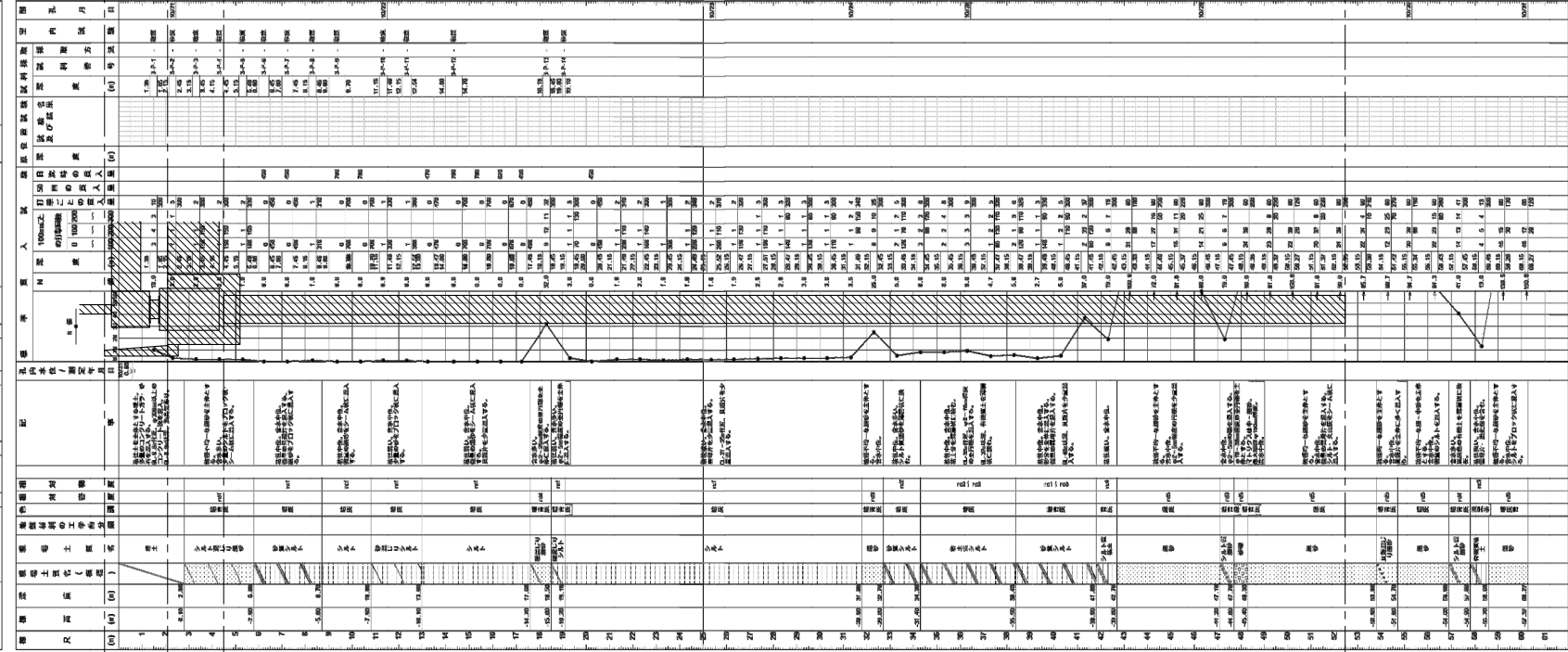
調査位置図



土質ボーリング柱状図 (標準貫入試験)

調査者 八潮市建設局 調査員 八潮市建設局 調査員 八潮市建設局

ボーリング名 No.3	調査地点 八潮市八潮中町1丁目1番地11号	本線 30'・42'・22"
調査者 八潮市	調査員 八潮市建設局	調査員 八潮市建設局
ボーリング名 No.4	調査地点 八潮市八潮中町1丁目1番地11号	本線 30'・42'・22"
調査者 八潮市	調査員 八潮市建設局	調査員 八潮市建設局

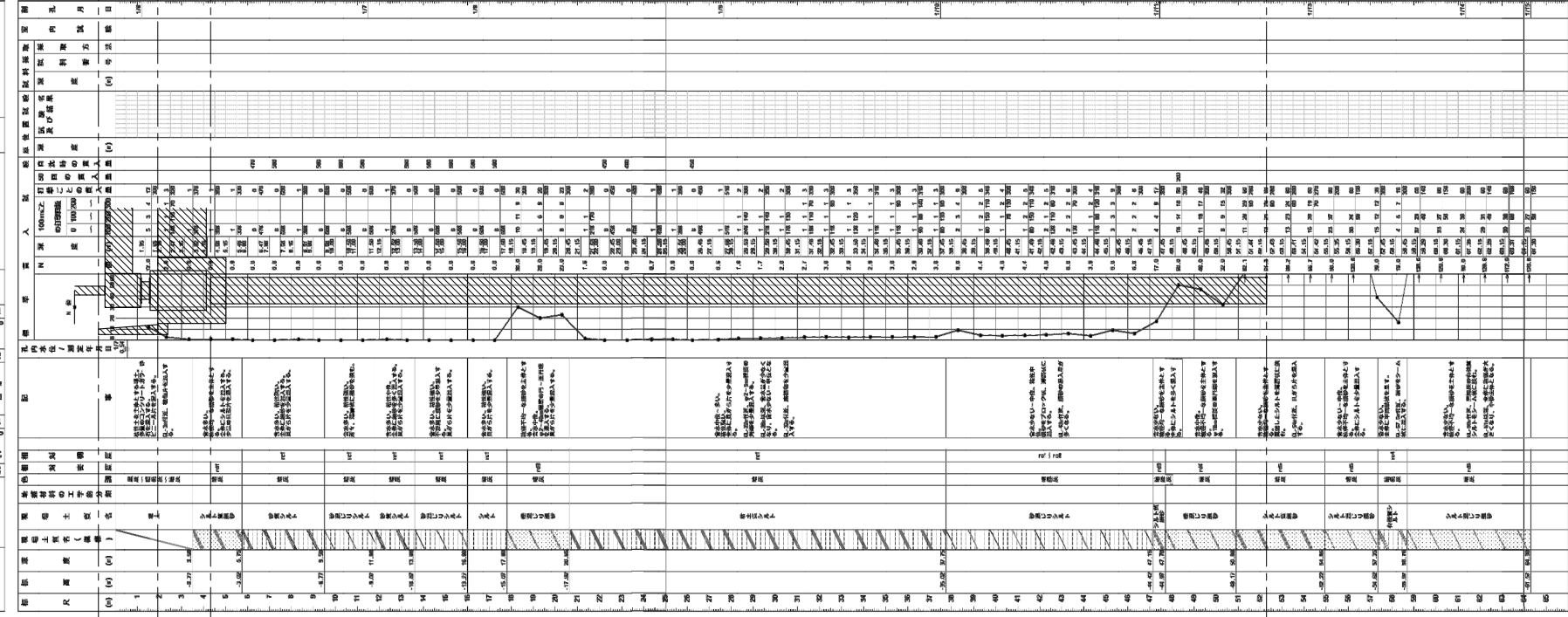


▽1FL (T.P. 3.50m)
 △免震層
 △杭基礎レベル

土質ボーリング柱状図 (標準貫入試験)

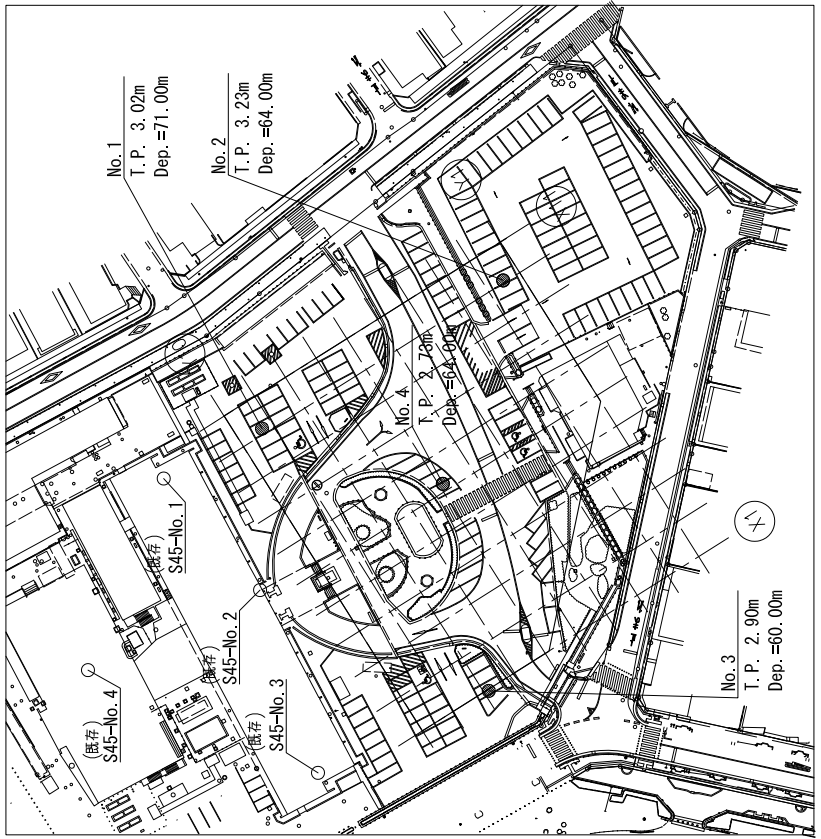
調査者 八潮市建設局 調査員 八潮市建設局 調査員 八潮市建設局

ボーリング名 No.4	調査地点 八潮市八潮中町1丁目1番地11号	本線 30'・42'・22"
調査者 八潮市	調査員 八潮市建設局	調査員 八潮市建設局
ボーリング名 No.5	調査地点 八潮市八潮中町1丁目1番地11号	本線 30'・42'・22"
調査者 八潮市	調査員 八潮市建設局	調査員 八潮市建設局



▽杭基礎レベル

調査位置図



履歴	日付	工事名称	図面番号
	2021.05	八潮市新庁舎建設工事 (建築工事・南側外構工事)	S-19
		図面名称	土質柱状図-2
		縮尺	